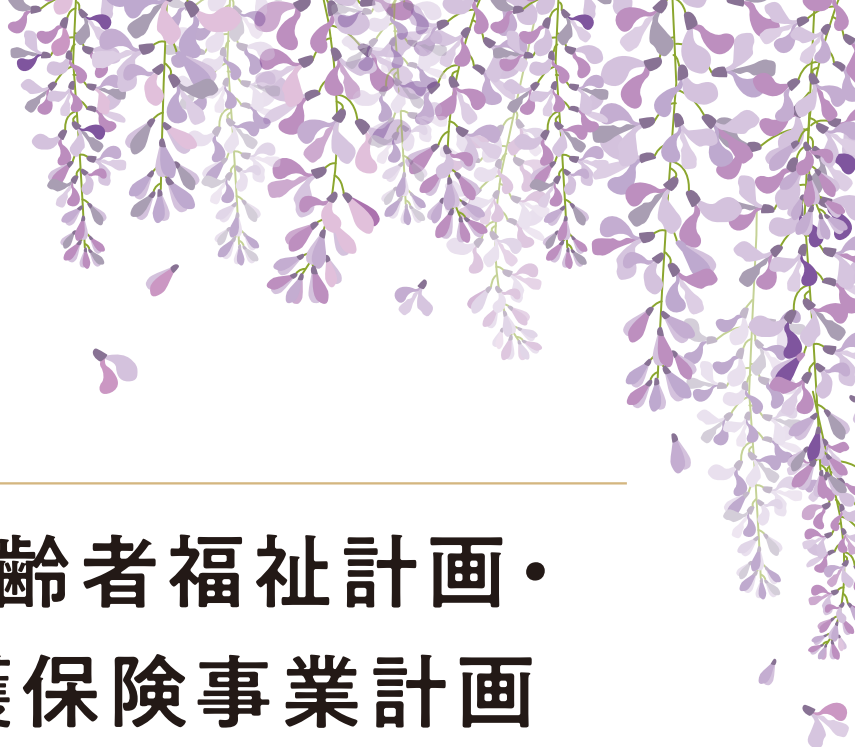




四万十市高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)



住み慣れた地域で、
誰もが安心して住み続けられるまちの実現



令和3年3月
四万十市

はじめに

我が国では、これまで経験したことのない「超高齢社会」を迎えており、本市においても総人口、現役世代人口の減少により高齢化率は増加の一途をたどっています。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には高齢化率が37.7%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には40.5%に達する見込みとなっています。

また、近年ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者夫婦のみの世帯数が増加しており、住民相互のつながりの希薄化による「社会的孤立」や、心身の衰えによる「身近な生活課題」の発生リスクが懸念されています。同時に、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度において、現役世代の急減が予測されており、高齢者の生活を支える介護人材の不足についても、今以上に大きな問題となることが見込まれます。

こうした現状の中、「医療」・「介護」・「住まい」・「生活支援」・「介護予防」を一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」の深化・推進と地域課題へ対応するため「四万十市高齢者福祉計画・第8期四万十市介護保険事業計画」を策定しました。

本計画では、基本理念として『住みなれた地域で、誰もが安心して暮らせるまちの実現』を掲げ、医療や介護が必要な状態となっても、可能な限り住みなれた地域の中で自分らしく安心した日常生活が過ごせるよう、「介護予防の推進・生活支援体制の充実」、「地域包括ケアシステムの整備」、「介護保険サービスの充実及び適正運営」などに取り組んでまいります。

また、市の上位計画及び関係計画との関係性を整理し、地域課題に対する分野を超えた総合的な取り組みを進めるとともに、現役世代への介護保険制度及び本計画内容の周知と、市内の学校での認知症講座の実施など、福祉・介護職への関心向上に関する取り組みを展開し、広い世代に働きかけてまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会の委員の皆様をはじめ関係各位に対し、感謝申し上げますとともに、市民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月



四万十市長 中平 正宏

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	5
第5節 計画に記載する事項	5
第6節 国の基本指針	6
第7節 介護保険制度の改正内容	7
第2章 高齢者を取り巻く現状	8
第1節 人口・世帯等の状況	8
第2節 介護保険事業の状況	15
第3節 アンケート調査結果の概要	19
第4節 介護事業者向け調査結果の概要	31
第3章 計画の基本的な考え方	46
第1節 計画の基本理念	46
第2節 計画の基本目標	47
第3節 施策の体系	48
第4節 日常生活圏域の設定	51
第4章 介護予防の推進・生活支援体制の充実(整備)	52
第1節 健康増進計画の推進(健康寿命の延伸)	52
第2節 生活支援体制の整備	57
第3節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	61
第4節 社会参加と生きがいづくりの充実	68
第5節 在宅生活支援サービスの充実	71
第6節 感染症及び災害への対応	78
第5章 地域包括ケアシステムの整備	79
第1節 地域包括支援センターの運営	79
第2節 地域ケア会議の充実	84
第3節 在宅医療・介護連携の推進	85
第4節 認知症施策の推進	86
第5節 高齢者の居住安定に係る支援	90
第6章 介護保険サービスの充実及び適正な運営	92
第1節 介護保険サービスの基盤整備と質的向上	92
第2節 介護人材の確保と労働環境改善	95
第3節 介護給付等費用適正化事業の推進	97
第4節 介護保険制度の普及啓発	103
第5節 介護保険サービスの事業量の見込み	104
第6節 介護予防・日常生活支援総合事業の事業量の見込み	116

第7節 介護保険料の算定	117
第7章 計画の推進体制	124
第1節 計画の周知.....	124
第2節 連携体制の強化.....	124
第3節 進捗状況の把握と評価の実施.....	124
資料編	125
第1節 四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会条例	125
第2節 四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会委員名簿.....	127
第3節 四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会の開催.....	128
第4節 パブリックコメントの実施.....	128
第5節 用語集	129

「＊」がついている用語については、資料編「用語集」にて解説しています。

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率*は今後さらに上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者*を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成 12（2000）年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症*高齢者数の増加、介護保険サービス*の利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

平成 26（2014）年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を制定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステム*を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を進めてきました。その後、平成 29（2017）年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことにより、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう施策を進めています。

さらに、令和 3（2021）年度より施行される「地域共生社会*の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化など、所要の措置を講ずることとされています。

四万十市においては、平成 30（2018）年3月に策定した「四万十市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービスの充実や、介護保険サービスの整備等に計画的に取り組んできました。このたび、「四万十市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」が令和 2（2020）年度で満了を迎えることから、令和 3（2021）年度を初年度とする「四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画の策定にあたって実施した各種アンケート調査結果より、本市には持家が多く、在宅での生活を希望している高齢者が多いほか、働きながら介護をしている方も複数存在していることがわかりました。また、本市には認知機能の低下がみられる高齢者も少なからずおり、主な介護者が不安に感じている介護等や、在宅生活の維持が困難となる理由として、認知症に関することが多く回答されていることから、さらに踏み込んだ認知症施策の推進が必要となっています。

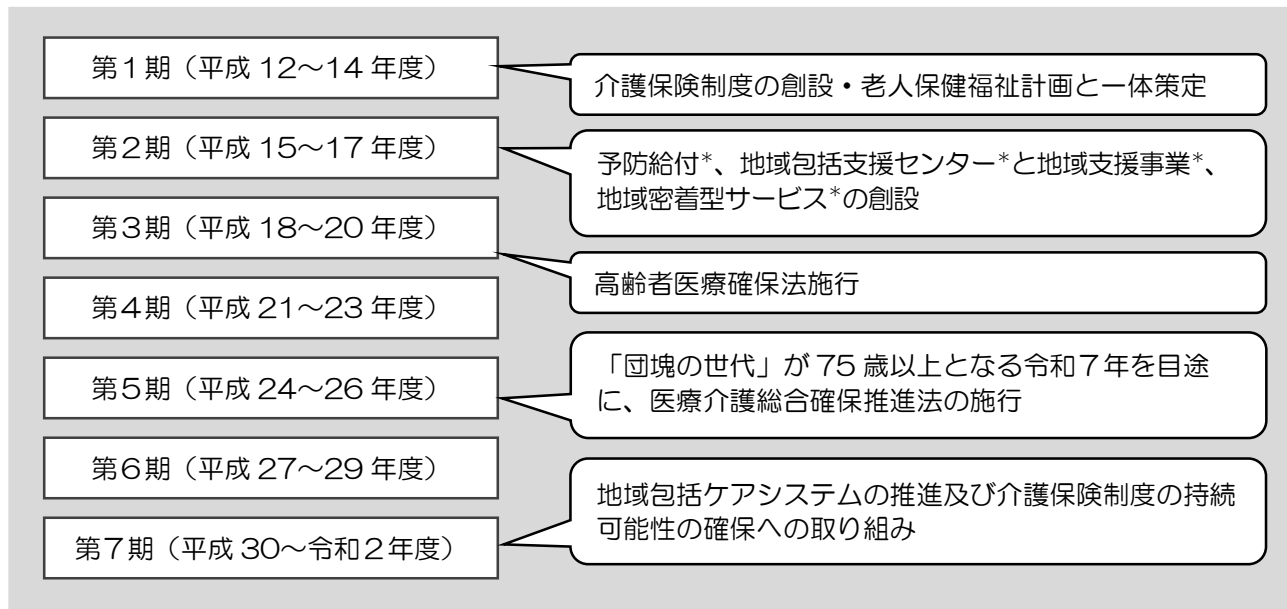
本計画は、「団塊の世代*」が75歳以上となる令和 7（2025）年と、「団塊ジュニア世代*」が65歳以上となる令和 22（2040）年の双方を念頭に置きながら、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行い、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。

【これまでの介護保険事業計画】

第7期介護保険事業計画では、第6期を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みが進められ、地域共生社会の実現を目指した計画策定が行われました。

「地域包括ケアの推進」をさらに深め、地域共生社会の実現へ向けた体制整備の移行期間であるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んでいます。

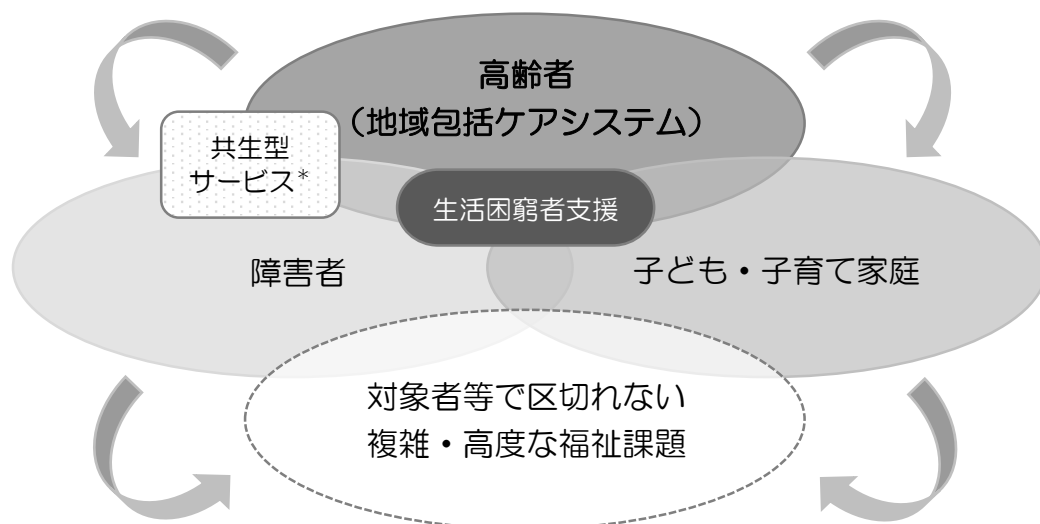
第7期介護保険事業計画までの国による制度改定の経過



【地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現】

超高齢社会における様々な問題に対応するためには、対象分野ごとの福祉サービスを充実させるだけでなく、制度と分野、支え手と受け手の関係を超えた「地域共生社会」を実現していく必要があります。また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

地域共生社会の実現 概念図



第2節 計画の位置づけ

1 法的位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

○「老人福祉法」から抜粋

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○「介護保険法」から抜粋

(市町村介護保険事業計画)

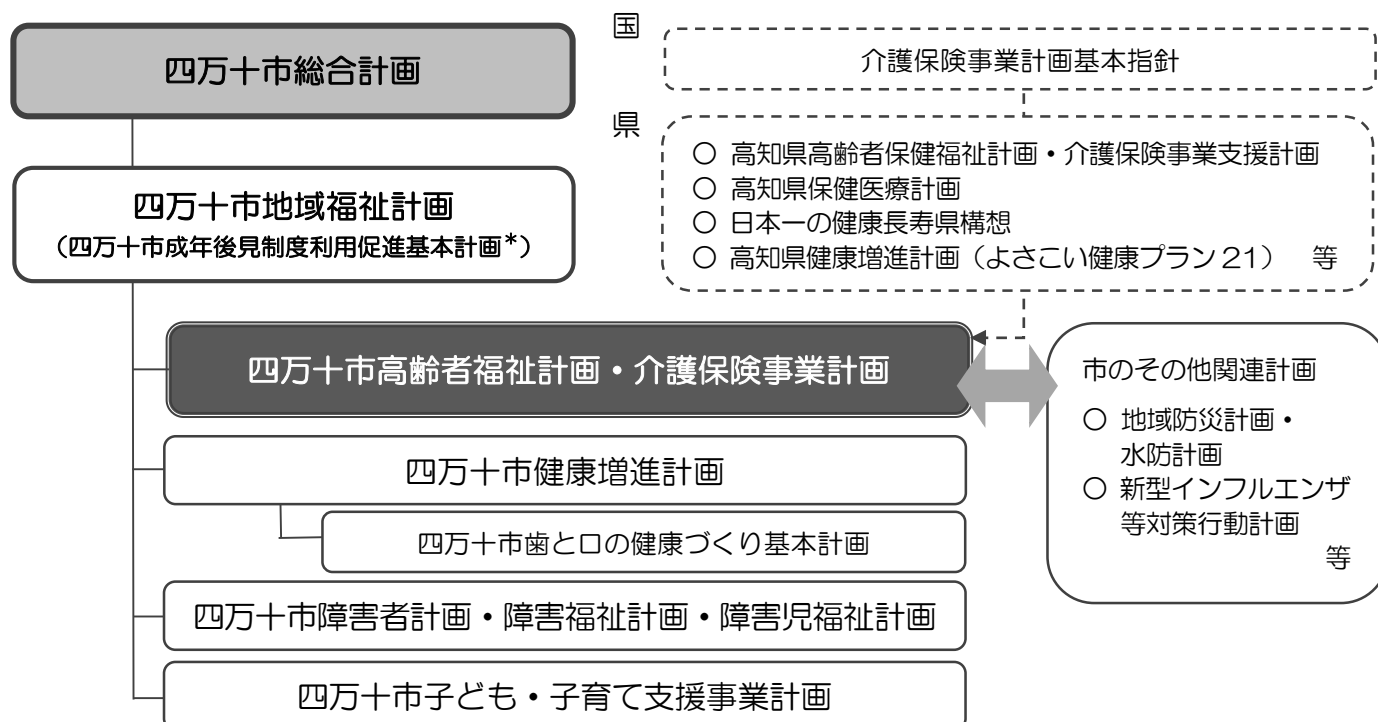
第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 他の計画との関係

本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化した計画として、「四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

市の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。

他の計画との関係



関連計画との関係性は、次のとおりです。

1 四万十市総合計画 後期基本計画（令和２年度～令和６年度） 「人が輝き、夢が生まれる悠久と躍動のまち四万十市 ～“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のあるまちづくり～」	
第５章 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり	
政策９ 支えあう地域づくりの推進	
施策２２ 地域福祉の推進	
○ 健康・福祉地域推進事業*の推進	
【Ｒ６目標指標】健康福祉委員会*の組織率：中村地区 57.1%、中村地区以外 82.3%	
施策２４ 高齢者福祉の充実	
○ 地域包括ケアシステム構築、介護保険事業、認知症施策の推進	
【Ｒ６目標指標】要支援・要介護認定*を受けていない人の割合：82.50%	
認知症サポーター*養成講座受講者数：4,500人	
2 四万十市地域福祉計画（令和２年度～令和６年度）（四万十市成年後見制度利用促進基本計画） 「誰もが安心して暮らせる笑顔があふれる四万十市」	
基本方針１ 福祉の心を育む人づくり	
重点目標２ 支え合いのきっかけづくり	
○ 健康福祉委員会や老人クラブへの活動支援、高齢者はつらつデイサービス、老人クラブへの支援など	
基本方針２ 地域福祉を支える仕組みづくり	
重点目標１ 包括的支援体制の整備	
○ 地域包括支援センターの相談支援体制の充実など	
重点目標２ 多様な主体の参画促進	
○ 介護予防*・健康づくりをきっかけとした地域活動の推進（健康福祉委員会の活動支援）	
○ あったかふれあいセンター*の充実、生活支援等サービス体制整備（第１層・第２層推進会議）の取り組み など	
基本方針３ 安心安全な暮らしを支える環境づくり	
重点目標２ 権利擁護*の推進	
○ 成年後見制度*などの権利を守る支援策の利用促進	
○ 虐待*やＤＶ*を防ぐ取り組み など	
3 四万十市健康増進計画（令和２年度～令和６年度） 「笑顔で伸ばそう健康寿命 ～みず・めし・うん・うん～」	
基本方針２ ライフステージに応じた健康づくり	
高齢期：周囲との交流や地域活動への参加、体調に合わせた無理のない健康づくりの推進	
4 四万十市歯と口の健康づくり基本計画（令和２年度～令和６年度）	
基本方針：市民が生涯にわたり健康な歯と口で美味しく食べて、会話を楽しみ、生活の質（ＱＯＬ*）の維持、向上を図る。	
高齢期の目標	
○ 後期高齢者*歯科健診受診率の向上	
○ 口腔体操の実施	
【目標値】	
歯と口の手入れが誤嚥性肺炎*の予防につながることを知っている人の割合（Ｒ４）：70%	
定期健診を受けている人の割合（Ｒ４）：50%	
60歳代で自分の歯を20本以上有する人の割合（Ｒ６）：70%	
後期高齢者歯科健診受診率（Ｒ５）：20%	

第3節 計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務づけられています。第8期の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

(年度)

平成 27～平成 29	平成 30～令和 2	令和 3～令和 5	令和 6～令和 8	令和 9～令和 11
第6期計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画
団塊の世代が75歳以上となる 令和7年を見据えた計画の推進		令和7年に加えて、団塊ジュニア世代が 65歳以上となる令和22年を見据えた計画の推進		

第4節 計画の策定体制

1 策定体制

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の意見を反映させるため、関係団体の代表者、市民の代表者、関係行政機関の職員、庁内関連部署の職員から構成される「四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会」において策定に関する協議を行いました。また、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメント*を実施しました。

2 アンケート調査の実施

介護の実態や施策ニーズ、事業者の意向等を把握し、計画策定の参考とするため、次のアンケート調査を実施しました。

- ①介護予防・日常生活圏域*ニーズ調査
- ②在宅介護実態調査
- ③介護事業者向け調査（介護人材実態調査 等）

第5節 計画に記載する事項

○介護保険事業計画（国の基本指針に基づく）

- ・日常生活圏域の設定
- ・各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- ・各年度における必要定員総数（※認知症対応型共同生活介護*、地域密着型特定施設入居者生活介護*、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*）
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・介護予防・重度化防止等の取り組み内容及び目標
- ・介護保険料の設定

○高齢者福祉計画

- ・介護保険事業の対象外のサービスに係る事業の目標

第6節 国の基本指針

第8期においては、第7期計画での高齢者の現状や介護保険事業の実績等を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代の急減が見込まれる令和22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた地域包括ケアシステムの整備を検討する必要があります。

第8期計画において記載を充実する事項

1 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025・2040 年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

2 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防*事業の推進に関して「PDCAサイクル*に沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取り*や認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4 有料老人ホーム*とサービス付き高齢者向け住宅*に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱*等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジ*の設置及び「通いの場*」の拡充等について記載。）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICT*の活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

出典：社会保障審議会（介護保険部会 第91回）資料より

第7節 介護保険制度の改正内容

介護保険制度が、令和3年4月に以下の内容で改正されます。本計画は、こうした制度改正とも整合を図りながら策定します。

項目	内容
① 介護予防・健康づくりの推進（一般介護予防事業等の推進）	● 住民主体の通いの場の取り組みを一層推進する。 ● より効果的に総合事業を推進し、地域のつながり機能を強化する。 ● 介護支援専門員（ケアマネジャー）*がその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメント*を実現できる環境を整備する。 ● 増加するニーズに対応すべく、地域包括支援センターの機能や体制を強化する。 ● 介護予防・生活支援サービス事業*を利用していた方が要介護1～5になった際、本人が希望し、市区町村が必要と判断した場合は、介護予防・生活支援サービス事業を引き続き利用できる。
② 保険者機能の強化	● 市町村は予防・健康づくりの取り組み等を通じて地域のつながりを強化し、機能強化を図る。 ● 自立支援・重度化防止等に向けた取り組みは、保険者機能強化推進交付金の評価も活用しながらPDCAサイクルに沿って実施する。
③ 地域包括ケアシステムの推進	● 高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、地域の特性を踏まえながら計画的に介護サービス基盤の整備を進める。 ● 高齢者向け住まいの整備状況を踏まえながら介護保険事業計画を策定する。 ● 高齢者向け住宅の質を確保し、地域に開かれた透明性のある事業運営につなげる。また、住まいと生活の支援を一体的に実施する。 ● 介護サービス基盤の整備にあたっては、地域医療構想等との整合を図りながら進めていく。 ● 中重度の医療ニーズや看取りに対応する在宅サービスの充実を図る。 ● リハビリテーションの適時適切な提供を図り、取り組みを充実させる。 ● 介護老人保健施設*については、在宅復帰・在宅療養支援の機能を推進する。
④ 認知症施策の総合的な推進	● 認知症施策推進大綱に沿って、具体的な施策を推進する。 ● 認知症施策の推進計画は介護保険事業計画との一体的な策定を図る。 ● 「共生」・「予防」の取り組みを推進し、早期発見・早期対応に向けて体制の質の向上、連携の強化を図る。家族への支援も推進する。
⑤ 持続可能な制度の構築・介護現場の革新	● 関係者の協働のもと、介護人材の確保や生産性向上の取り組みについて地域の実情に応じた体制整備を図る。 ● 介護人材の確保についても、介護保険事業計画に取り組み方針等を記載し、これに基づき計画的に進める。 ● 元気高齢者に介護の支え手として活躍していただく。 ● 要介護認定更新時の有効期間の上限を最長4年に延長する。
⑥ 介護保険サービス費用の負担軽減	● 特定入所者介護サービス費*については、対象者の要件、食費の限度額を変更し、所得の低い方が施設に入所した際の居住費・食費の負担軽減を図る。 ● 高額介護サービス費については、「現役並み所得相当」である方の区分を細分化し、新たな限度額を設定することで、対象者の負担軽減を図る。

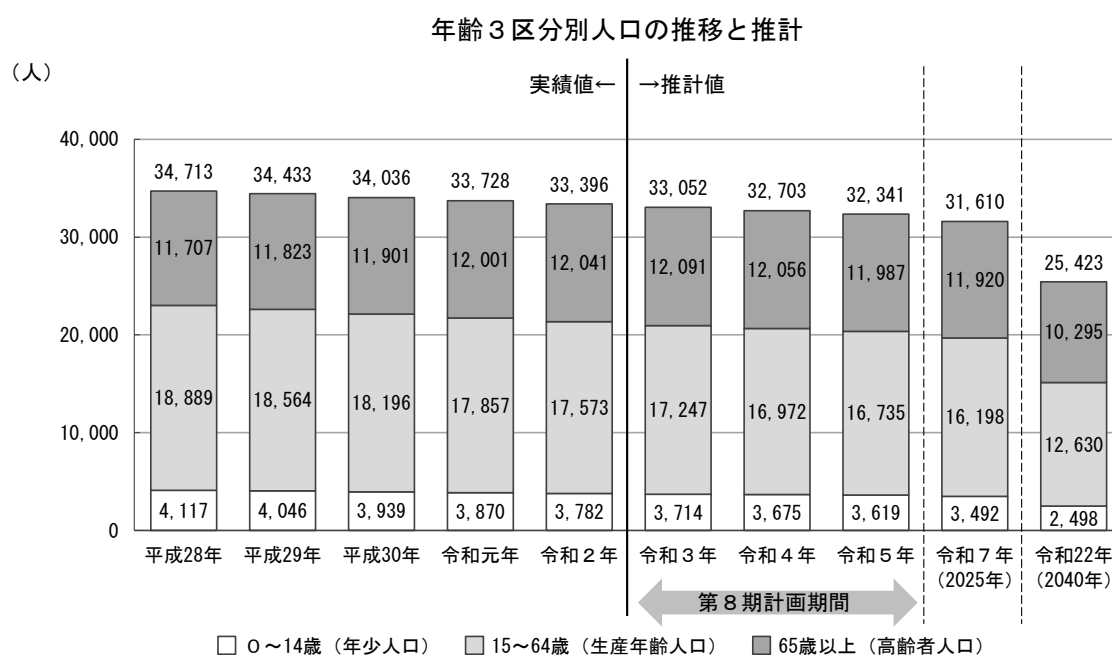
第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 人口・世帯等の状況

1 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、平成28年の34,713人から、令和2年には33,396人となり、1,317人の減少がみられます。減少傾向は令和3年以降も続く予測となっており、本計画の最終年である令和5年には32,341人、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には31,610人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には25,423人となる見込みです。

年少人口と生産年齢人口*が減少している一方、高齢者人口は増加が続いていますが、令和4年以降は高齢者人口も減少していく見込みです。



資料：実績値は住民基本台帳*（各年4月1日現在）、推計値はコーホート変化率法*による

単位：人

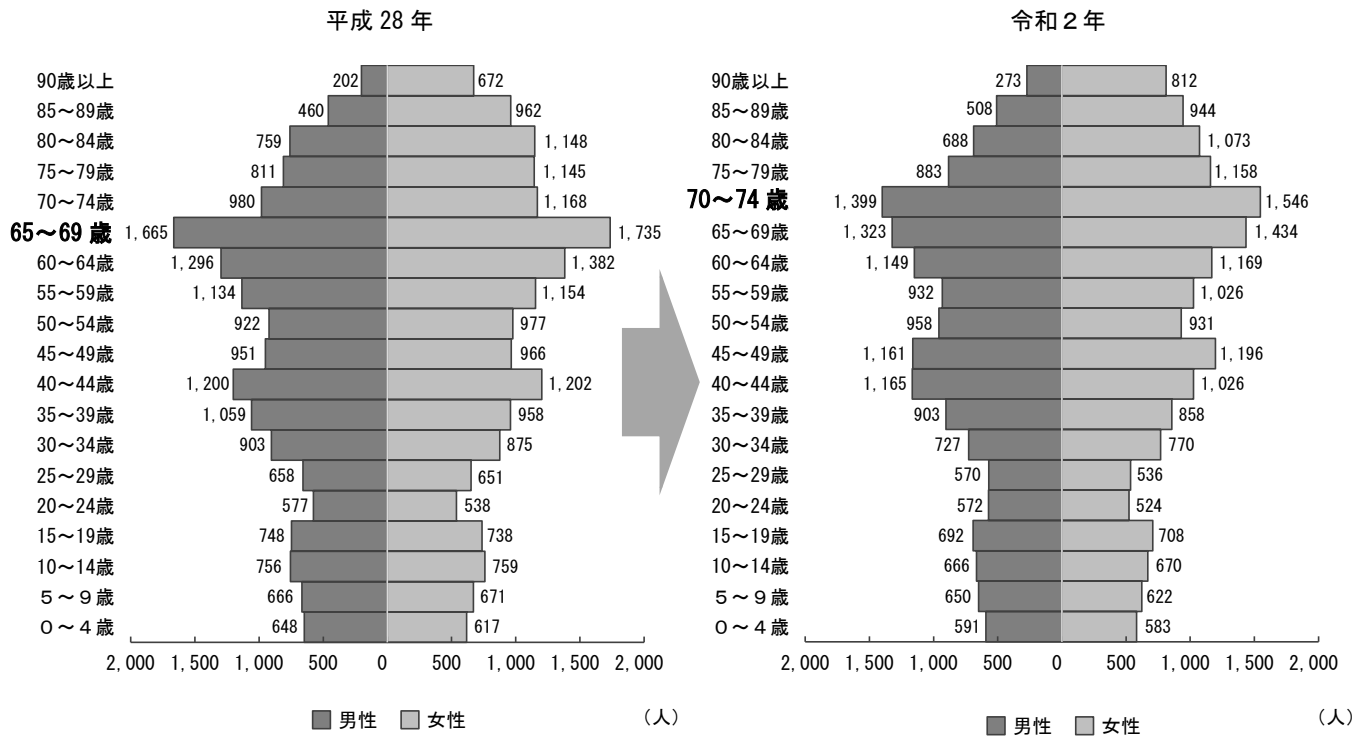
	第6期計画期間		第7期計画期間			第8期計画期間			推計値	
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7	R22
0～14歳	4,117	4,046	3,939	3,870	3,782	3,714	3,675	3,619	3,492	2,498
15～64歳	18,889	18,564	18,196	17,857	17,573	17,247	16,972	16,735	16,198	12,630
65歳以上	11,707	11,823	11,901	12,001	12,041	12,091	12,056	11,987	11,920	10,295
65～74歳	5,548	5,591	5,679	5,742	5,702	5,827	5,635	5,340	4,848	3,921
75歳以上	6,159	6,232	6,222	6,259	6,339	6,264	6,421	6,647	7,072	6,374
85歳以上	2,296	2,353	2,418	2,490	2,537	2,607	2,628	2,661	2,616	3,099
計	34,713	34,433	34,036	33,728	33,396	33,052	32,703	32,341	31,610	25,423

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

平成 28 年と令和 2 年の人口ピラミッドを比較すると、平成 28 年は、男女とも 65～69 歳が最も多くなっていますが、令和 2 年は、男女とも 70～74 歳が多くなっています。

また、65 歳以上をみると、男性では 70～74 歳、75～79 歳、85～89 歳、90 歳以上、女性では 70～74 歳、75～79 歳、90 歳以上の年齢層において、平成 28 年よりも多くなっています。

人口ピラミッドの推移



単位：人

		65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上
男性	平成 28 年	1,665	980	811	759	460	202
	令和 2 年 (増減数)	1,323 (△342)	1,399 (+419)	883 (+72)	688 (△71)	508 (+48)	273 (+71)
女性	平成 28 年	1,735	1,168	1,145	1,148	962	672
	令和 2 年 (増減数)	1,434 (△301)	1,546 (+378)	1,158 (+13)	1,073 (△75)	944 (△18)	812 (+140)

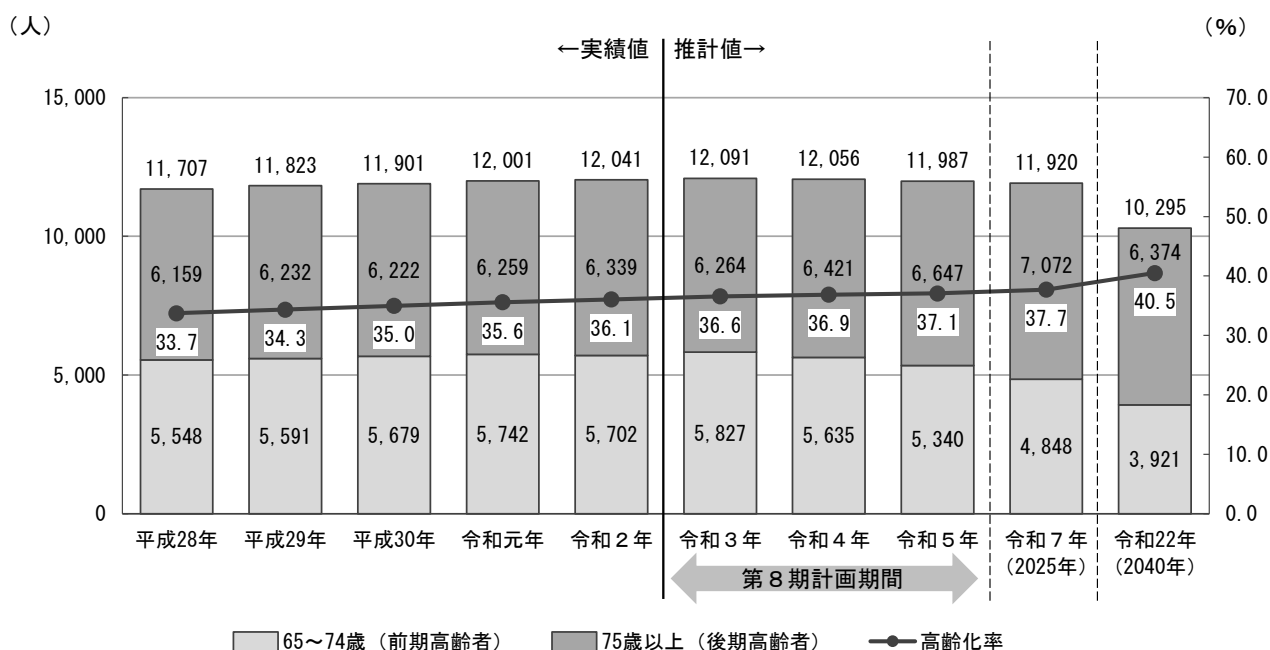
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

2 高齢者人口と高齢化率の推移

本市の高齢者人口は、平成 28 年の 11,707 人から、令和 2 年には 12,041 人となり、334 人の増加がみられます。また、前期高齢者*、後期高齢者ともに概ね増加傾向にあり、高齢化率も上昇が続いています。また、高齢者人口は令和 3 年をピークに減少していく予測となっていますが、後期高齢者数は令和 7 年まで増加が続く見込みとなっています。高齢化率は一貫して上昇し、令和 22 年には 40%を超える見込みです。

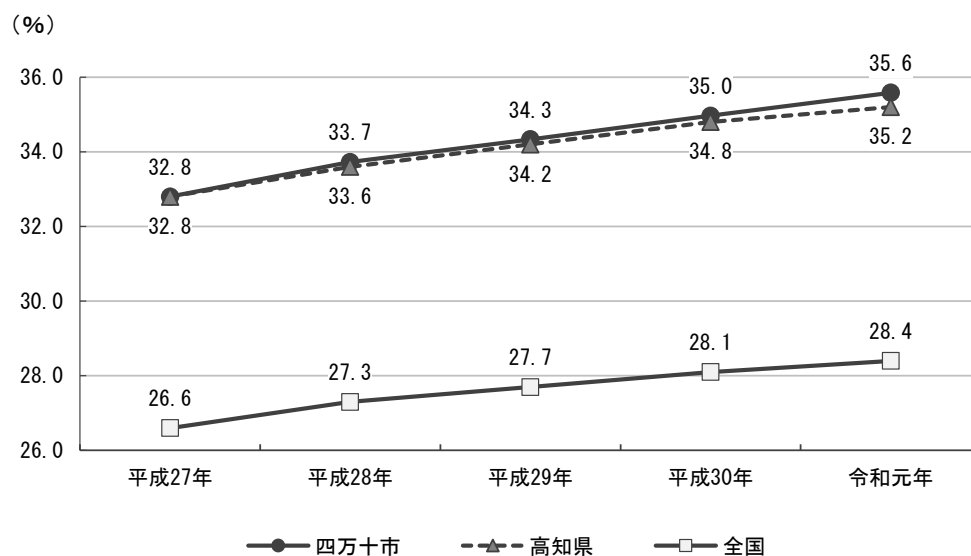
本市の高齢化率について、高知県及び全国と比較すると、高知県の値よりやや高く、全国の値より 6～7 ポイント程度高くなっています。

高齢者人口と高齢化率の推移と推計



資料：実績値は住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）、推計値はコーホート変化率法による

高齢化率の推移と比較



資料：四万十市は住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

県及び全国の平成 27 年は国勢調査、平成 28 年～令和元年は総務省統計局による推計値（各年 10 月 1 日現在）

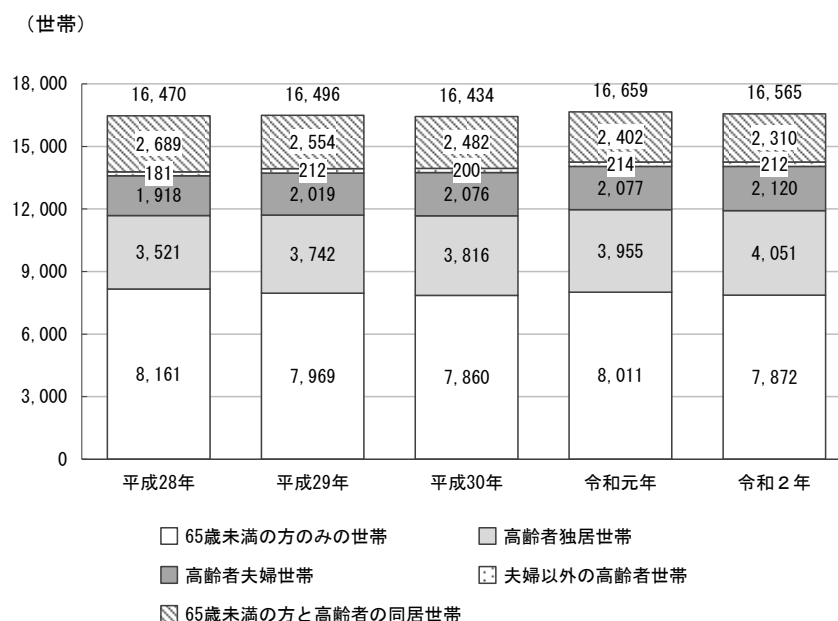
3 高齢者のいる世帯の状況

本市の一般世帯数は概ね横ばい状態で推移しており、令和2年4月1日時点では16,565世帯となっています。高齢者のいる世帯については、高齢者独居世帯は4,051世帯（うち75歳以上2,608世帯）、高齢者夫婦世帯は2,120世帯（うち75歳以上882世帯）、夫婦以外の高齢者世帯は212世帯、65歳未満の方と高齢者の同居世帯は2,310世帯となっています。

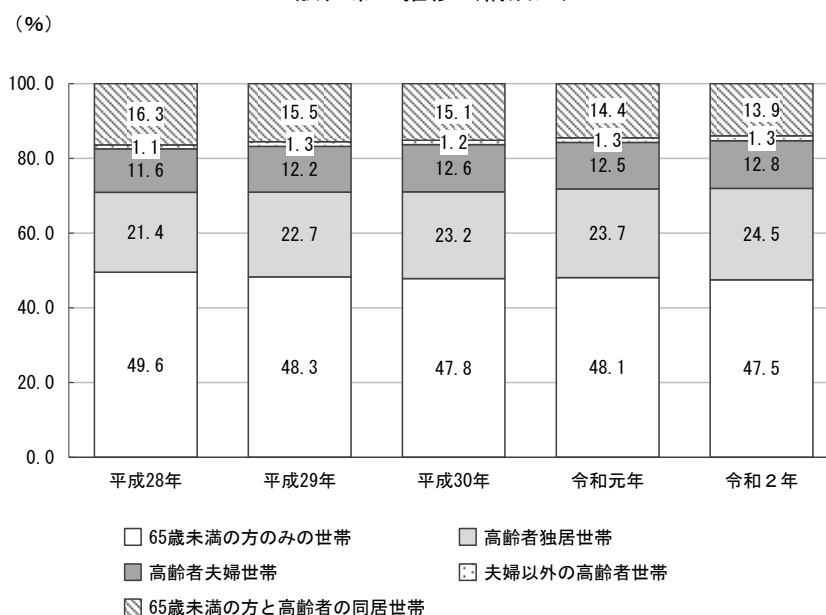
構成比の推移をみると、一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は、平成28年では50.4%でしたが、令和2年には52.5%と微増しています。65歳未満の方と高齢者の同居世帯の割合が減っていく一方で、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯は増加傾向にあります。

高齢者のいる世帯の増加及び小規模化が進行している様子がうかがえます。

一般世帯の推移（世帯数）



一般世帯の推移（構成比）

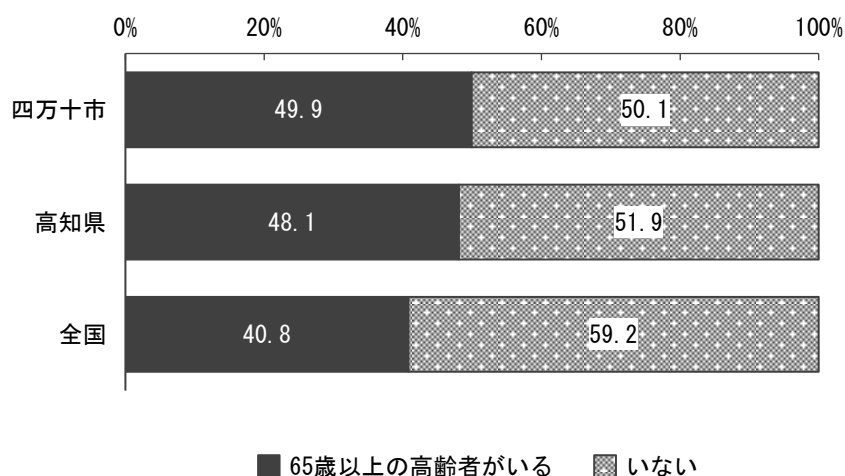


資料：住民基本台帳出力データ（各年4月1日現在）

一般世帯に占める高齢者世帯の割合について、高知県と全国の値と比較すると、本市の割合はやや高くなっています。

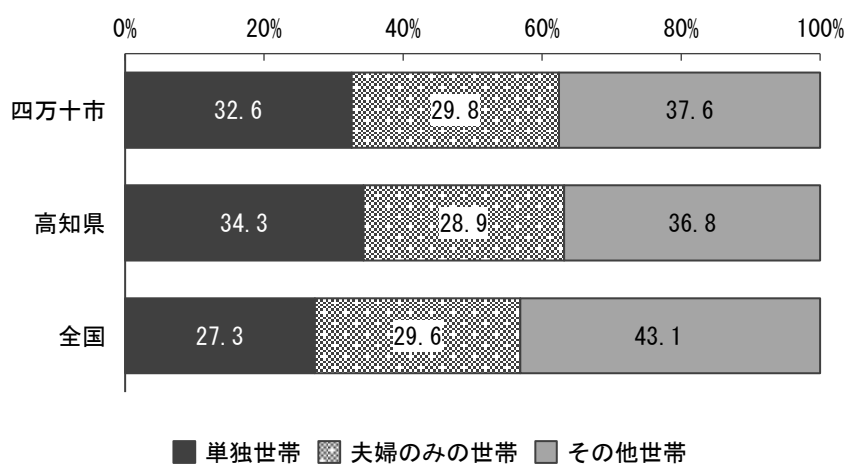
また、高齢者のいる一般世帯の家族類型別割合を同様に比較すると、高知県とは概ね同じ傾向がみられますが、全国と比較すると、「単独世帯」の割合は高く、「その他世帯」の割合は低くなっています。

一般世帯に占める高齢者世帯の割合の比較（平成 27 年）



資料：国勢調査

高齢者のいる一般世帯の家族類型別割合の比較（平成 27 年）

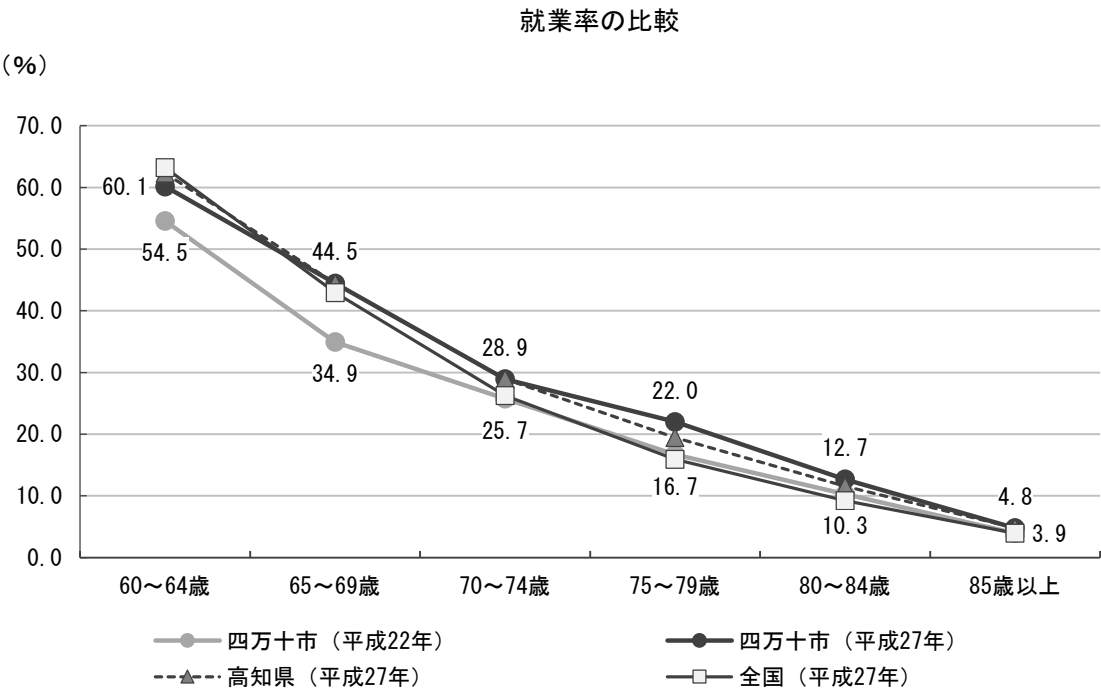


資料：国勢調査

4 高齢者の就労状況

本市の就労状況について、60歳以上の就業率を平成22年と平成27年を比較してみると、すべての年齢層において上昇がみられます。

また、高知県と全国の値と比較してみると、本市の就業率は概ね高くなっています。



資料：国勢調査

単位：%

			四万十市		高知県	全国
			平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
高齢者	前期 高齢者	60～64 歳	54.5	60.1 (対県△2.2、対国△3.1)	62.3	63.2
		65～69 歳	34.9	44.5 (対県+0.1、対国+1.6)	44.4	42.9
		70～74 歳	25.7	28.9 (対県±0、対国+2.7)	28.9	26.2
		前期高齢者計	30.5	38.1 (対県+0.4、対国+2.6)	37.7	35.5
	後期 高齢者	75～79 歳	16.7	22.0 (対県+2.5、対国+6.1)	19.5	15.9
		80～84 歳	10.3	12.7 (対県+1.2、対国+3.5)	11.5	9.2
		85 歳以上	3.9	4.8 (対県±0、対国+0.8)	4.8	4.0
		後期高齢者計	10.7	12.6 (対県+0.9、対国+2.4)	11.7	10.2
	高齢者計		19.0	24.4 (対県+0.3、対国+1.1)	24.1	23.3

資料：国勢調査

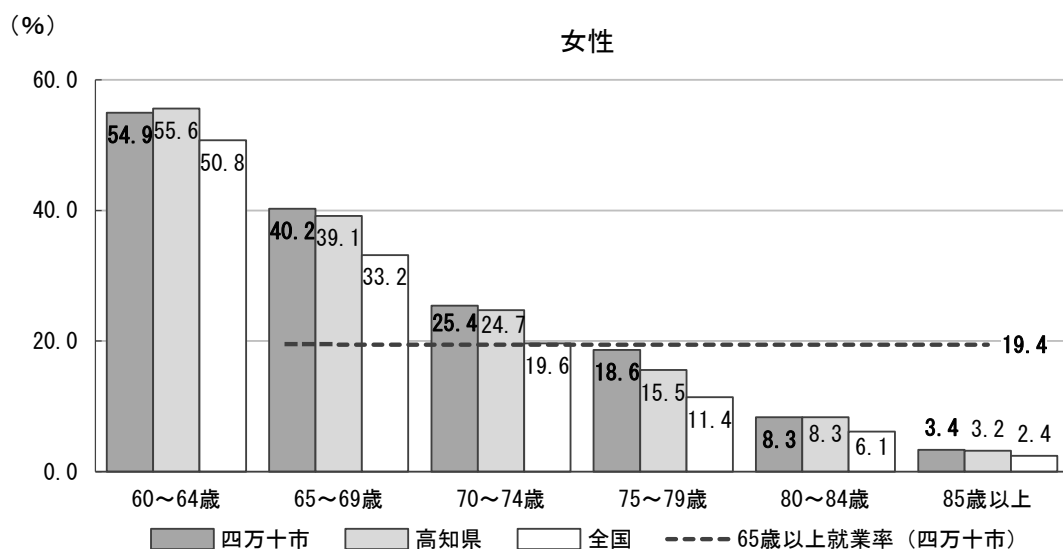
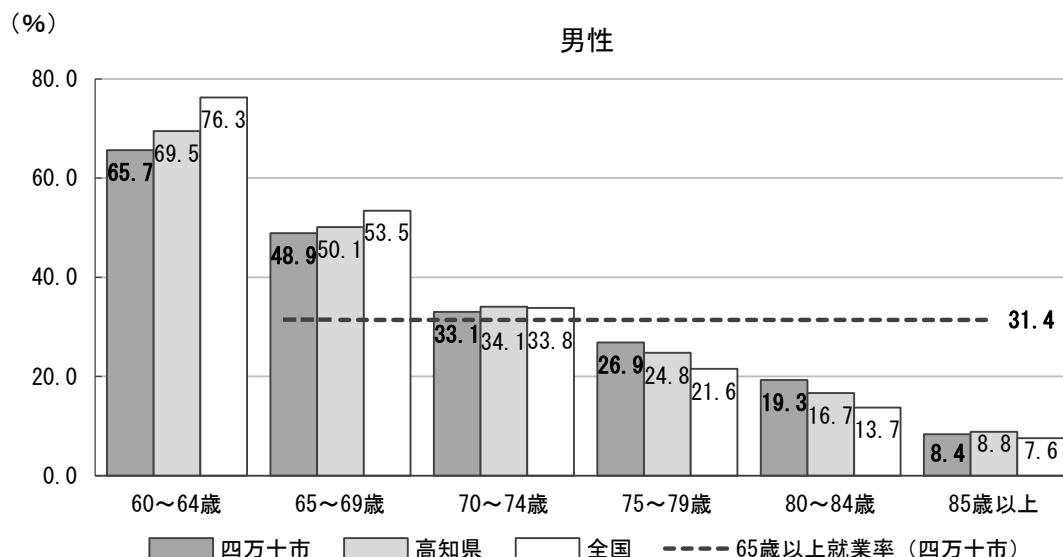
※就業率は5歳階級別人口に対する就業者の割合で、労働力状態「不詳」を除きます。

本市の65歳以上の就業率は、男性では31.4%、女性では19.4%となっています。

男女年齢区分別にみると、「60～64歳」では男性の65.7%、女性の54.9%が働いており、「65～69歳」では男性の48.9%、女性の40.2%が働いています。

また、高知県と全国の値と比較すると、本市の就業率は、男性は75歳から84歳までで高くなっており、女性は65歳から79歳までと85歳以上で高くなっています。

年齢階層別就業率の比較（平成27年）



資料：国勢調査

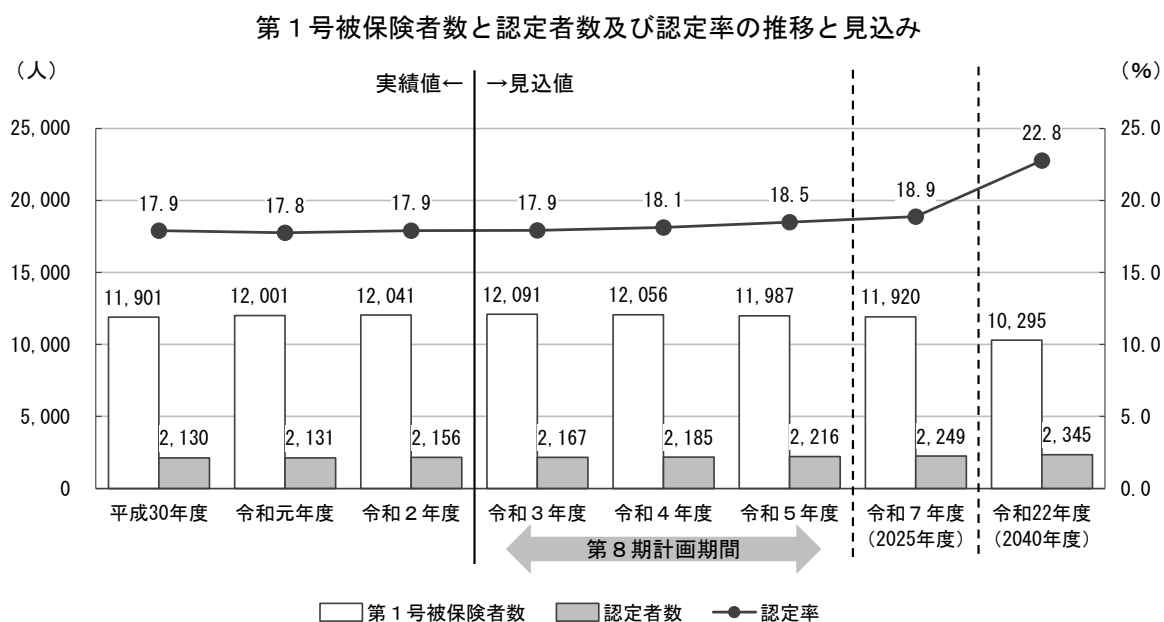
※就業率は5歳階級別人口に対する就業者の割合で、労働力状態「不詳」を除きます。

第2節 介護保険事業の状況

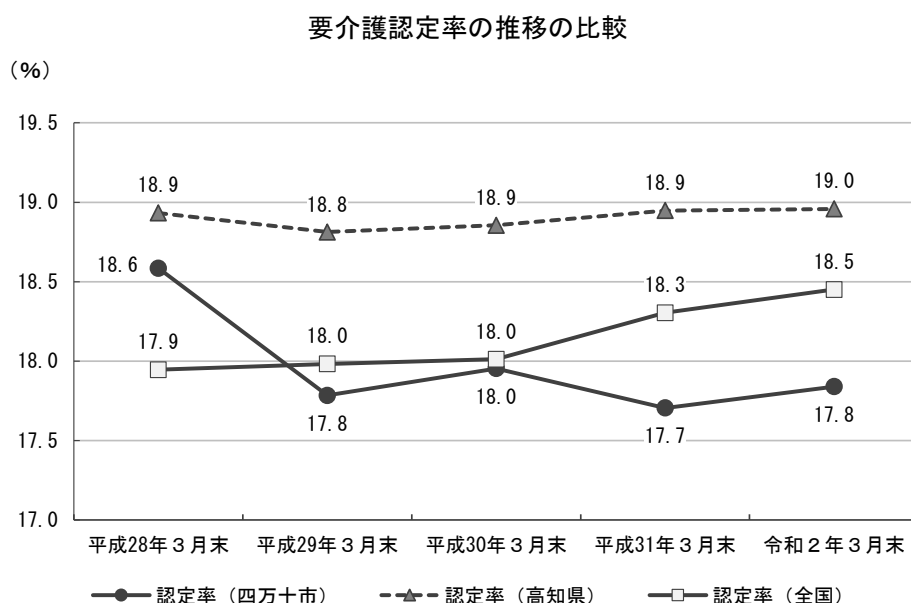
1 第1号被保険者数と認定者数及び認定率の推移

本市の第1号被保険者*数は増加が見込まれ、令和2年度は12,041人となっています。要支援・要介護認定者数は緩やかに増加しながら推移しており、令和2年度は2,156人となっています。要介護認定率*は概ね横ばいの状態で推移していますが、本計画の期間中は増加が見込まれ、令和22年度には20%を超える見込みとなっています。

また、各年3月末時点での要介護認定率について、高知県や全国の値と比較すると、本市の認定率は概ね低いといえます。



資料：地域包括ケア「見える化」システム*（令和3年1月20日取得）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年9月30日取得）

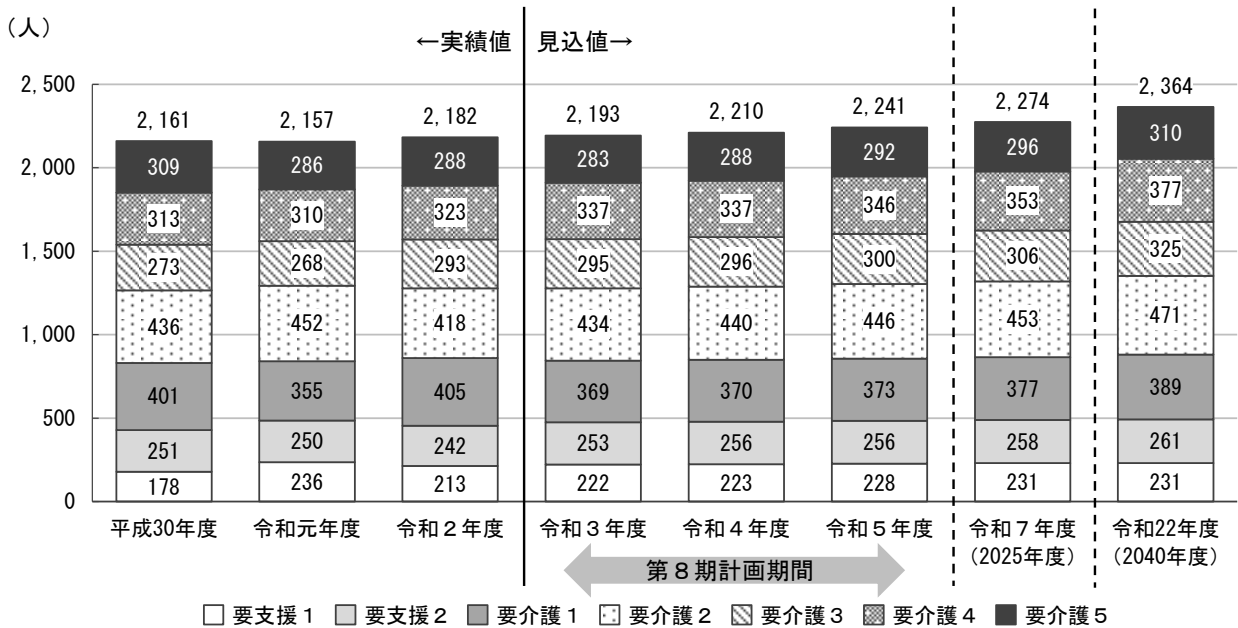
※要介護認定率は、第1号被保険者の要支援・要介護者数を第1号被保険者数で除して算出しています。

2 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数（第2号被保険者*を含む）は、令和2年度には 2,182 人となっており、令和3年度以降増加が続く見込みとなっています。

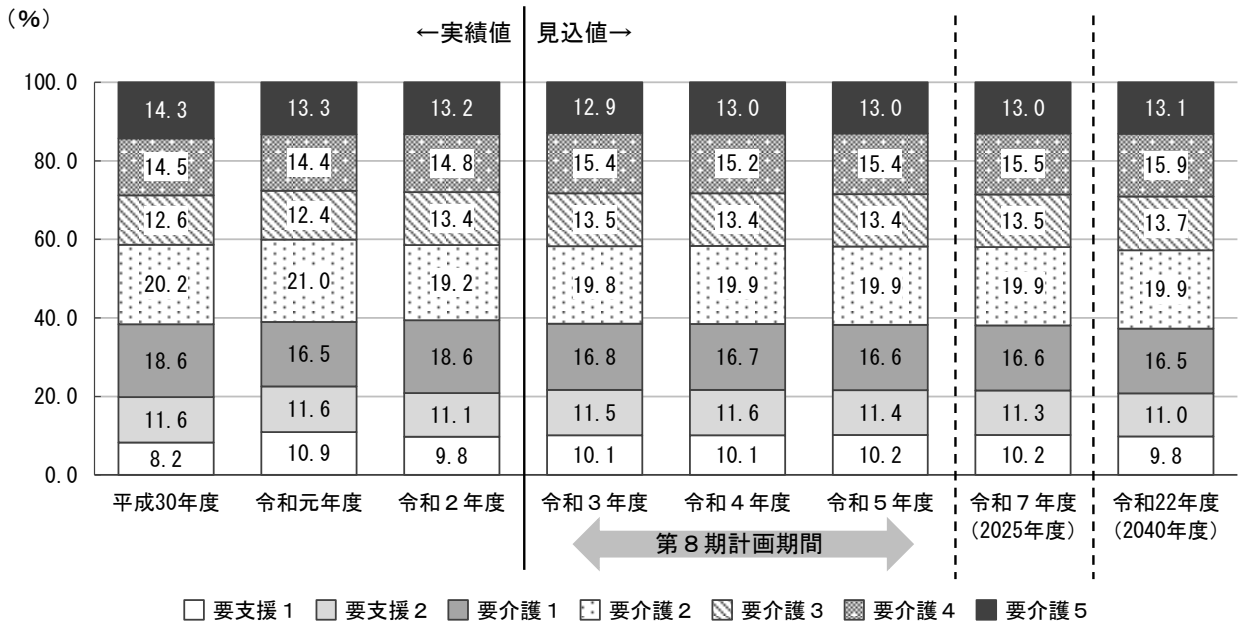
要介護3～5を重度者とする、令和2年度の重度者数は 904 人で全体に占める割合は 41.4%となっています。

要支援・要介護認定者数の推移と見込み



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和3年1月20日取得）

要介護度別構成比の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和3年1月20日取得）

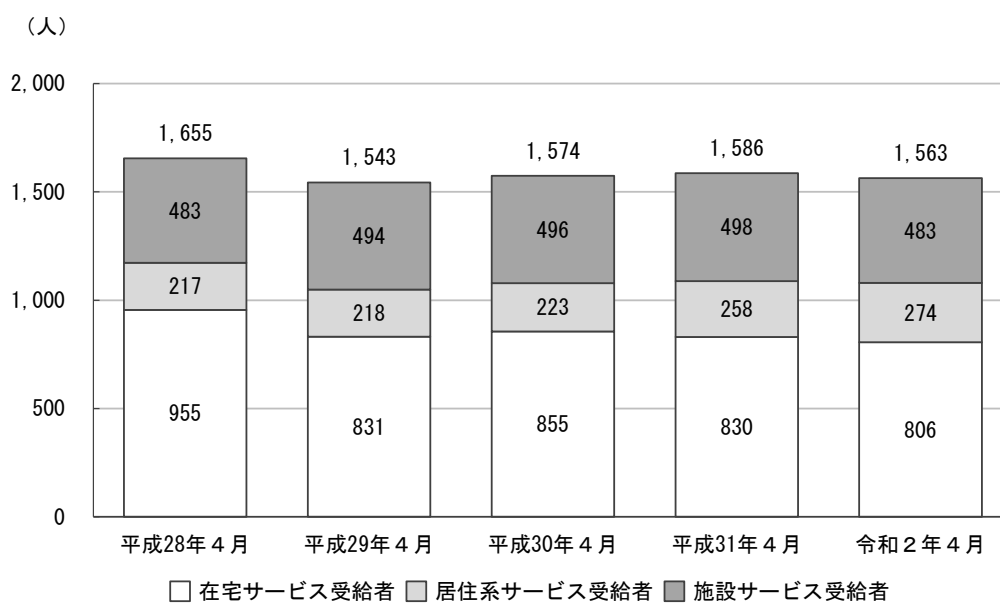
※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者を含みます。

3 介護サービス受給者の状況

本市の介護サービス受給者数は減少傾向にあり、平成 28 年の 1,655 人から、令和 2 年には 1,563 人となっています。

介護サービス別にみると、在宅サービス受給者は概ね減少傾向、居住系サービス受給者は増加傾向にあり、施設サービス受給者は 490 人前後で推移しています。また、平成 29 年以降は在宅サービス受給者が約 5 割を占めています。

介護サービス受給者数の推移



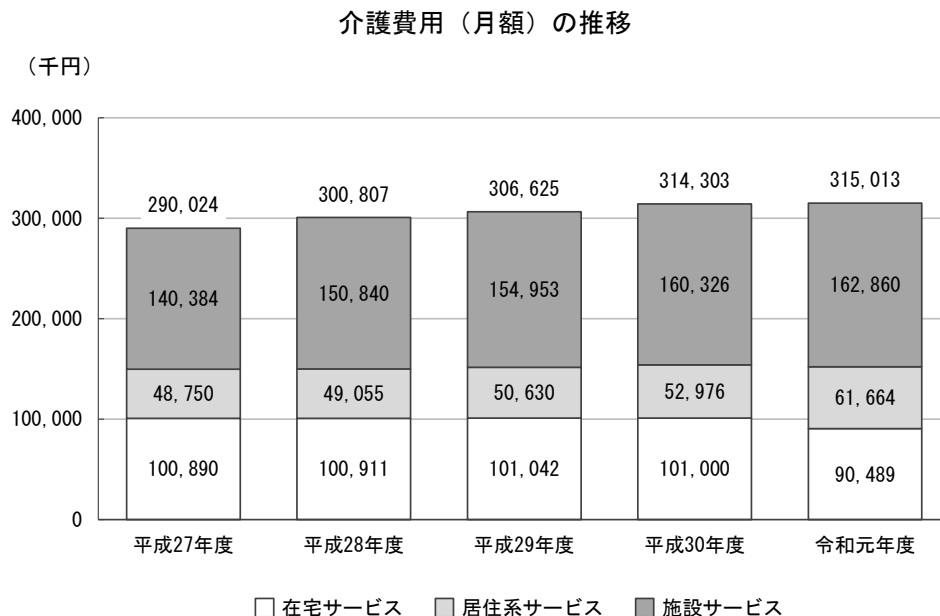
資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和 2 年 9 月 30 日取得）

4 介護費用額の状況

本市の介護費用（月額）は増加傾向にあり、平成 27 年度の 290,024 千円から、令和元年度には 315,013 千円となっています。

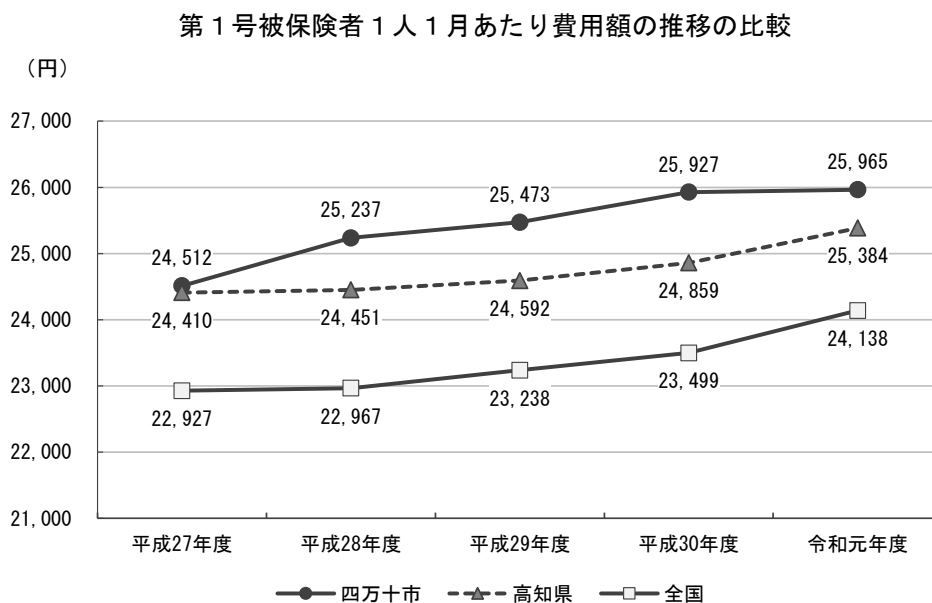
介護サービス別にみると、在宅サービスが約 3 割、施設サービスが約 5 割を占めています。

第 1 号被保険者 1 人 1 月あたり費用額については増加傾向にあり、平成 28 年度以降は、25,000 円台で推移しています。また、本市の第 1 号被保険者 1 人 1 月あたり費用額は、高知県と全国の平均額を上回っています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和 2 年 9 月 30 日取得）

※介護費用（月額）は、年度実績を 12 で除して算出しています。また、令和元年度は令和 2 年 2 月サービス提供分までとなっています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和 2 年 9 月 30 日取得）

※令和元年度は令和 2 年 2 月サービス提供分までとなっています。

第3節 アンケート調査結果の概要

1 調査の目的

本調査は、本計画を策定するにあたり、市内にお住まいの方を対象にアンケートを行い、生活に関する現状やご意見を伺うことで、高齢者の状態や自立した生活を送るうえでの課題、意向、家族介護の実態等を把握し、今後の市の高齢者福祉施策の一層の充実や、介護保険事業の円滑な運営に役立たせるために実施しました。

2 実施概要

●調査対象

種 別	対象者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和元年12月1日現在、四万十市にお住まいの65歳以上の方（要介護1～5の要介護認定者を除く）
在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、調査期間中に認定更新申請又は区分変更申請に係る訪問調査を実施した方

●調査期間

種 別	期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和2年1月10日～令和2年2月7日
在宅介護実態調査	令和元年5月～令和元年12月

●調査方法

種 別	調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	郵送配布・回収
在宅介護実態調査	認定調査員による聞き取り調査

●配布・回収

種 別	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	10,400 件	8,011 件	77.0%
在宅介護実態調査	229 件	229 件	100.0%

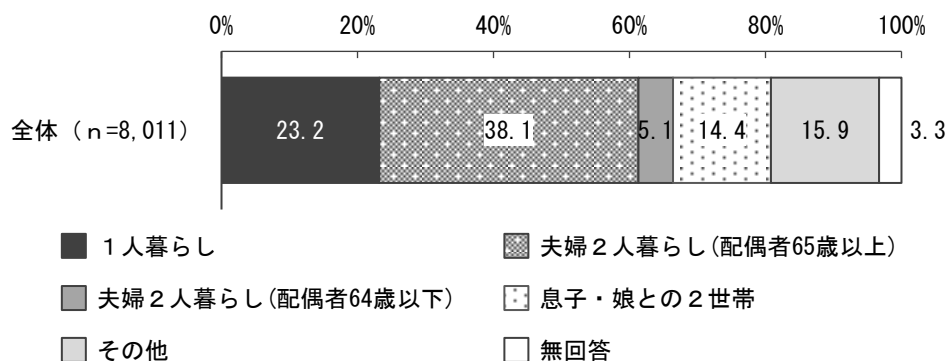
<調査結果のみかた>

- ・図表中の「n」は当該設問の回答者総数を表しており、百分率%は「n」を100%として算出しています。
- ・百分率%は、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しているため、選択肢の割合の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。
- ・選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。

3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

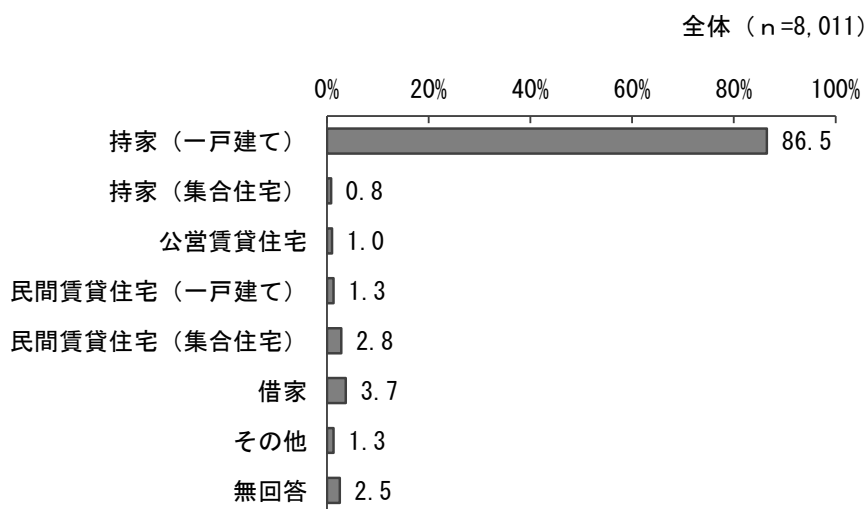
1. 家族構成について（単数回答）

家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 38.1%と最も高く、次いで「1人暮らし」が 23.2%、「息子・娘との2世帯」が 14.4%、「夫婦2人暮らし（配偶者 64 歳以下）」が 5.1%となっています。



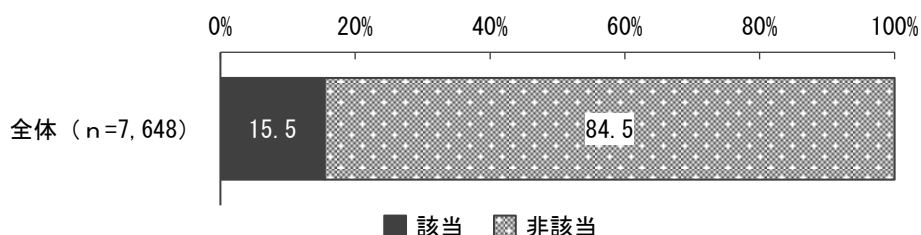
2. 住まいについて（単数回答）

住まいについては、「持家（一戸建て）」が 86.5%と最も高く、大多数を占めています。



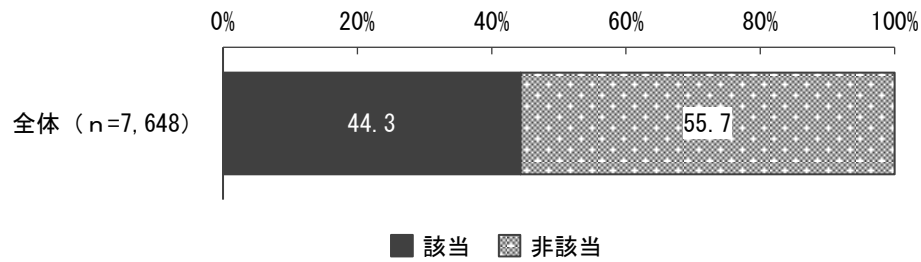
3. 閉じこもり*リスクの判定結果

週に1回以上は外出していますかという問いに対し、「ほとんど外出しない」又は「週1回」と回答した方を“閉じこもり傾向のある高齢者”とした場合、該当する方の割合は 15.5%、非該当の方の割合は 84.5%となります。



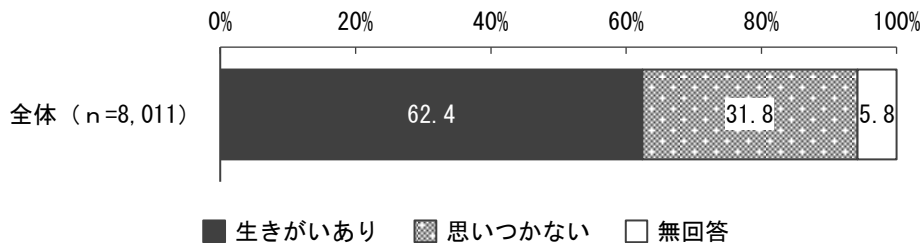
4. 認知機能の低下リスクの判定結果

物忘れが多いと感じるかという問いに、「はい」と回答した方を“認知機能の低下がみられる高齢者”とした場合、該当する方の割合は44.3%、非該当の方の割合は55.7%となります。



5. 生きがいについて（単数回答）

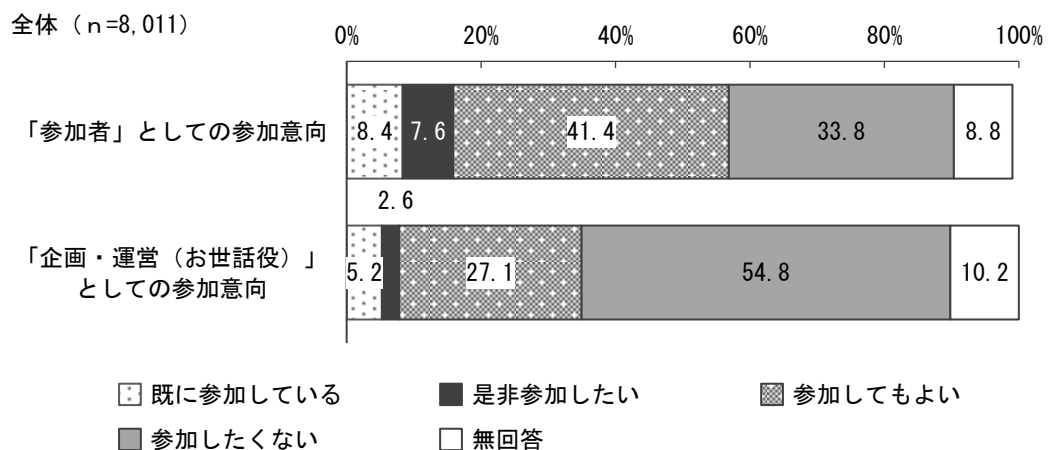
生きがいについては、「生きがいあり」が62.4%、「思いつかない」が31.8%となっています。



6. 地域での活動について（単数回答）

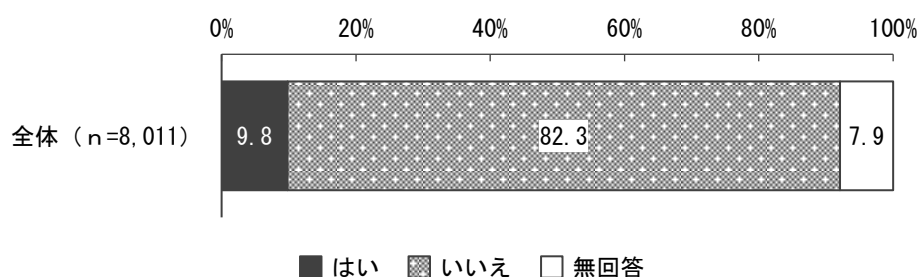
地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への「参加者」としての参加意向については、「参加してもよい」が41.4%と最も高く、次いで「参加したくない」が33.8%、「既に参加している」が8.4%、「是非参加したい」が7.6%となっています。

一方、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向については、「参加したくない」が54.8%と最も高く、次いで「参加してもよい」が27.1%、「既に参加している」が5.2%、「是非参加したい」が2.6%となっています。



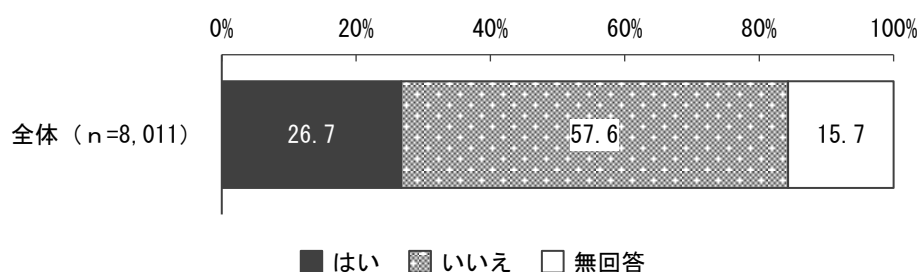
7. 認知症の症状について（単数回答）

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかという問いに、「はい」と回答した方の割合は9.8%、「いいえ」と回答した方の割合は82.3%となっています。



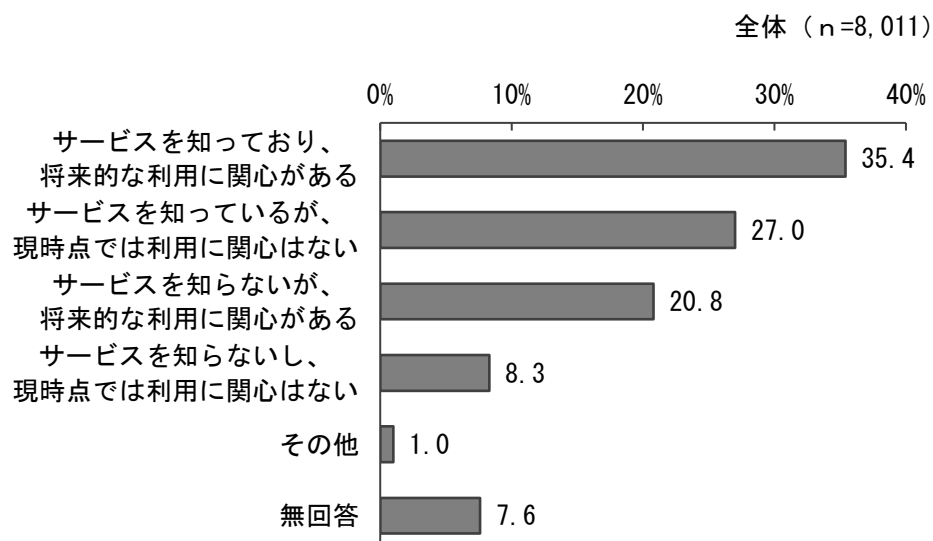
8. 認知症に関する相談窓口の認知（単数回答）

認知症に関する相談窓口を知っているかという問いに、「はい」と回答した方の割合は26.7%、「いいえ」と回答した方の割合は57.6%となっています。



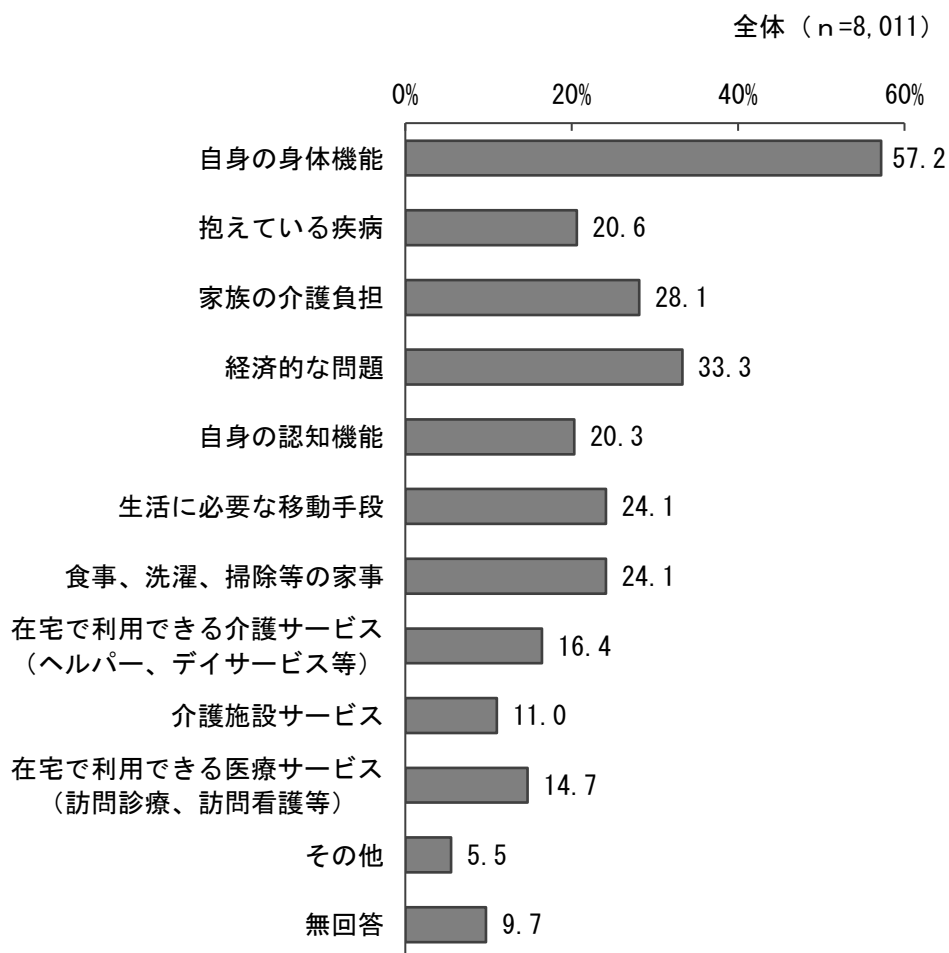
9. 在宅医療サービス（訪問診療、訪問看護*等）について（単数回答）

在宅医療サービスの認知度、関心については、「サービスを知っており、将来的な利用に関心がある」が35.4%と最も高く、次いで「サービスを知っているが、現時点では利用に関心はない」が27.0%、「サービスを知らないが、将来的な利用に関心がある」が20.8%、「サービスを知らないし、現時点では利用に関心はない」が8.3%となっています。「サービスを知っており、将来的な利用に関心がある」と「サービスを知らないが、将来的な利用に関心がある」を合わせた『将来的な利用に関心がある』の割合は、56.2%となっています。



10. 自宅で生活するために、心配な点（複数回答）

今後、自宅で生活するために、心配な点については、「自身の身体機能」が57.2%と最も高く、次いで「経済的な問題」が33.3%、「家族の介護負担」が28.1%、「生活に必要な移動手段」、「食事、洗濯、掃除等の家事」が同率で24.1%、「抱えている疾病」が20.6%、「自身の認知機能」が20.3%となっています。



4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からみえる課題

◆世帯の状況や社会情勢に合わせた体制づくり

家族構成についてみると、「1人暮らし」と「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合の合計は61.3%と6割を超える割合となっています。今後、高齢化の進行に伴い、高齢者の単身世帯や、夫婦ともに高齢者の世帯はますます増えていくことが予測されます。1人暮らしの高齢者や、日中独居状態となる高齢者の身体状態の重度化も想定されることから、そうした方や世帯の状況の把握に努めるとともに、地域での見守り体制を充実していくことが重要であると考えられます。

一方、現在の感染症の流行においては、高齢者の安心につながるサービスをいかに維持・継続していくかが課題となっています。特に、各種感染症の感染防止の観点から、訪問型のサービスや民生委員・児童委員*による聞き取り等のやり方については、改めて検討する必要もあると考えられます。

◆閉じこもりによるリスクと対策

閉じこもりリスクの判定結果をみると、本市には“閉じこもり傾向のある高齢者”が15.5%いることがわかります。

各種感染症の流行により、閉じこもり傾向はますます進んでいくものと考えられますが、外出を控えることは体力や認知機能の低下などを引き起こす可能性があります。今後は、閉じこもりによるリスクを啓発するとともに、家にいながらにしてできる運動や電話等を通じた人との交流など、心身の健康の維持と意識づけを促進する必要があります。また、これらの取り組みは、フレイル*の予防につながると考えられます。

◆認知症についての啓発活動

認知機能の低下リスクの判定結果をみると、本市には“認知機能の低下がみられる高齢者”が44.3%いることがわかります。

また、認知症状がある又は家族に認知症の症状がある方の割合は9.8%となっていますが、認知症に関する相談窓口を知っている方の割合は26.7%となっています。

認知症に関する相談窓口について引き続き周知を行うとともに、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に対する理解を深めるための啓発活動や、高齢者を対象とした認知症の予防活動、地域住民を対象とした認知症者の見守りなど、地域が一体となった取り組みを進めていくことが重要となります。

◆地域住民による地域活動の活性化

地域住民の有志による活動への「参加者」としての参加意向についてみると、「是非参加したい」と「参加してもよい」の割合の合計は49.0%で半数近くとなっています。一方、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向についてみると、「是非参加したい」と「参加してもよい」の割合の合計は29.7%となっています。このような結果から、本市には住民有志の活動に対して意欲的な高齢者が一定割合存在していることがわかります。

今後は、いかにこうした方々と地域活動を活性化していき、地域のつながりを強くしていくかが重要であり、また、そうした取り組みは、高齢者の生きがいの創出につながると考えられます。

◆在宅生活継続の支援

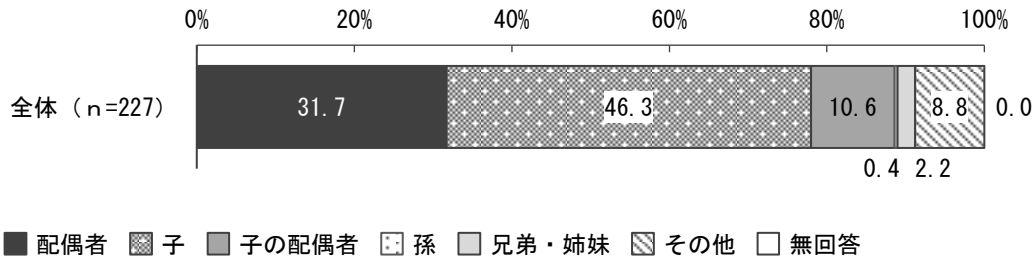
住まいについてみると、「持家（一戸建て）」が86.5%で大多数を占めています。また、在宅医療サービスについてみると、「サービスを知っており、将来的な利用に関心がある」と「サービスを知らないが、将来的な利用に関心がある」を合わせた『将来的な利用に関心がある』の割合は、56.2%と半数を超える割合となっています。このことから、本市には持家が多く、在宅での生活を希望している高齢者が多いことがうかがえます。

一方、自宅で生活続けるために、心配な点についてみると、「自身の身体機能」が57.2%と最も高く、次いで「経済的な問題」や「家族の介護負担」が比較的高い割合を示しています。高齢者の希望に沿えるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、高齢者自身の健康づくりや、経済的支援、家族介護者への支援が求められています。

5 在宅介護実態調査結果の概要

1. 主な介護者の方について（単数回答）

主な介護者の方は、「子」が46.3%と最も高く、次いで「配偶者」が31.7%、「子の配偶者」が10.6%となっています。

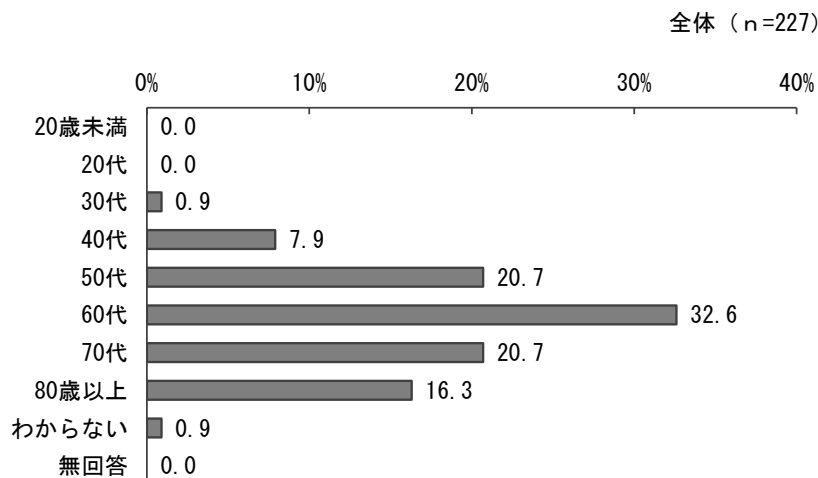


2. 年齢について（単数回答）

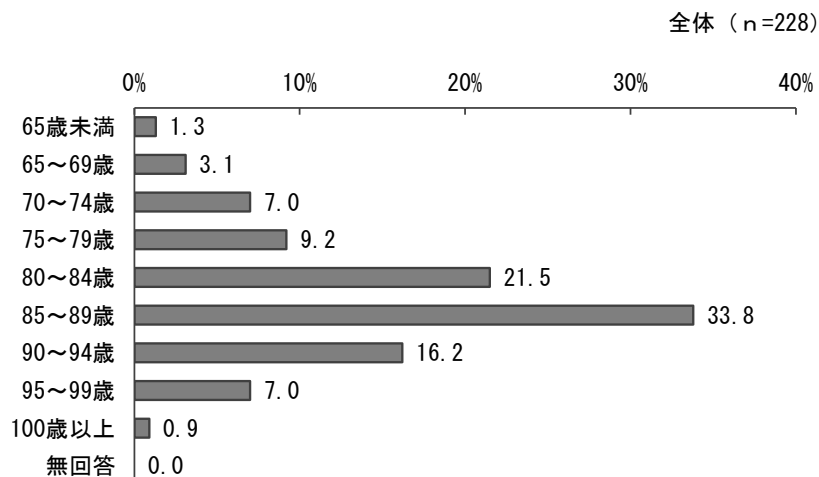
主な介護者の方の年齢は、「60代」が32.6%と最も高く、次いで「50代」、「70代」が同率で20.7%、「80歳以上」が16.3%、「40代」が7.9%となっています。

一方、本人の年齢については、「85～89歳」が33.8%と最も高く、次いで「80～84歳」が21.5%、「90～94歳」が16.2%となっています。

主な介護者の年齢

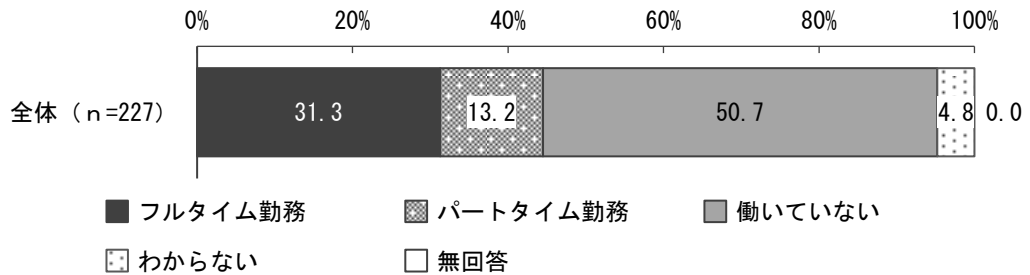


本人の年齢



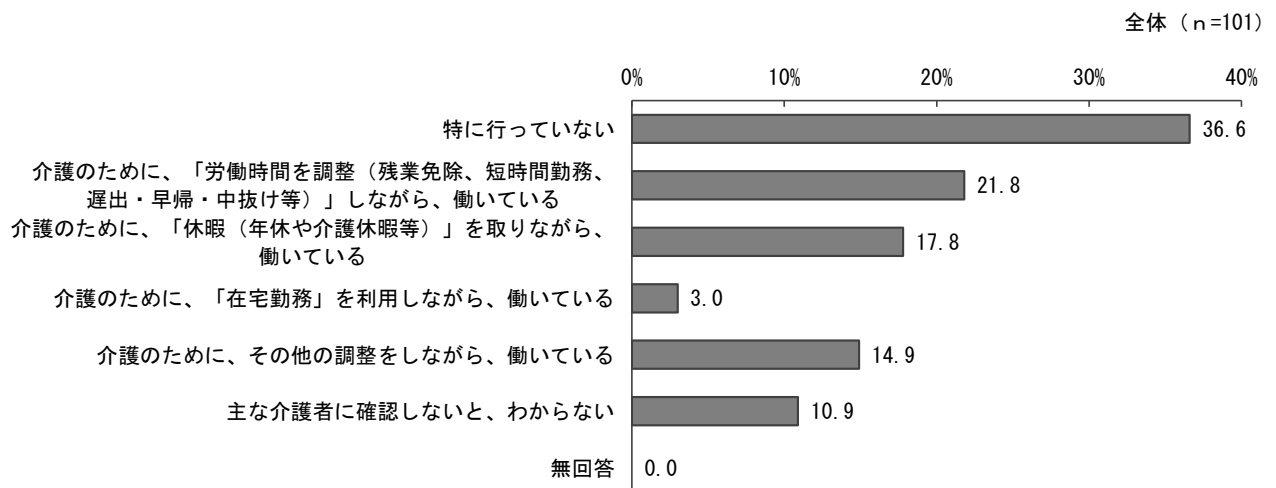
3. 主な介護者の方の現在の勤務形態について（単数回答）

主な介護者の方の現在の勤務形態は、「働いていない」が50.7%と最も高く、次いで「フルタイム勤務」が31.3%、「パートタイム勤務」が13.2%となっています。「フルタイム勤務」と「パートタイム勤務」を合わせた『働いている』の割合は、44.5%となっています。



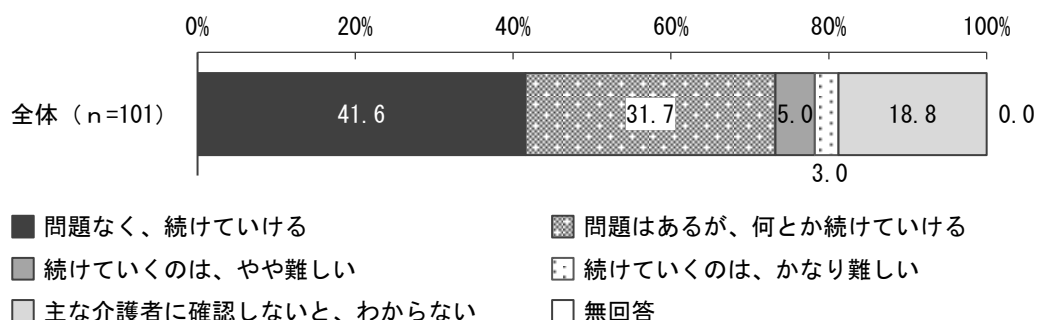
4. 介護をするにあたっての働き方の調整等について（複数回答）

介護をするにあたっての働き方の調整等については、「特に行っていない」が36.6%と最も高く、次いで「労働時間を調整」が21.8%、「休暇」が17.8%、「その他の調整」が14.9%、「在宅勤務」が3.0%となっています。



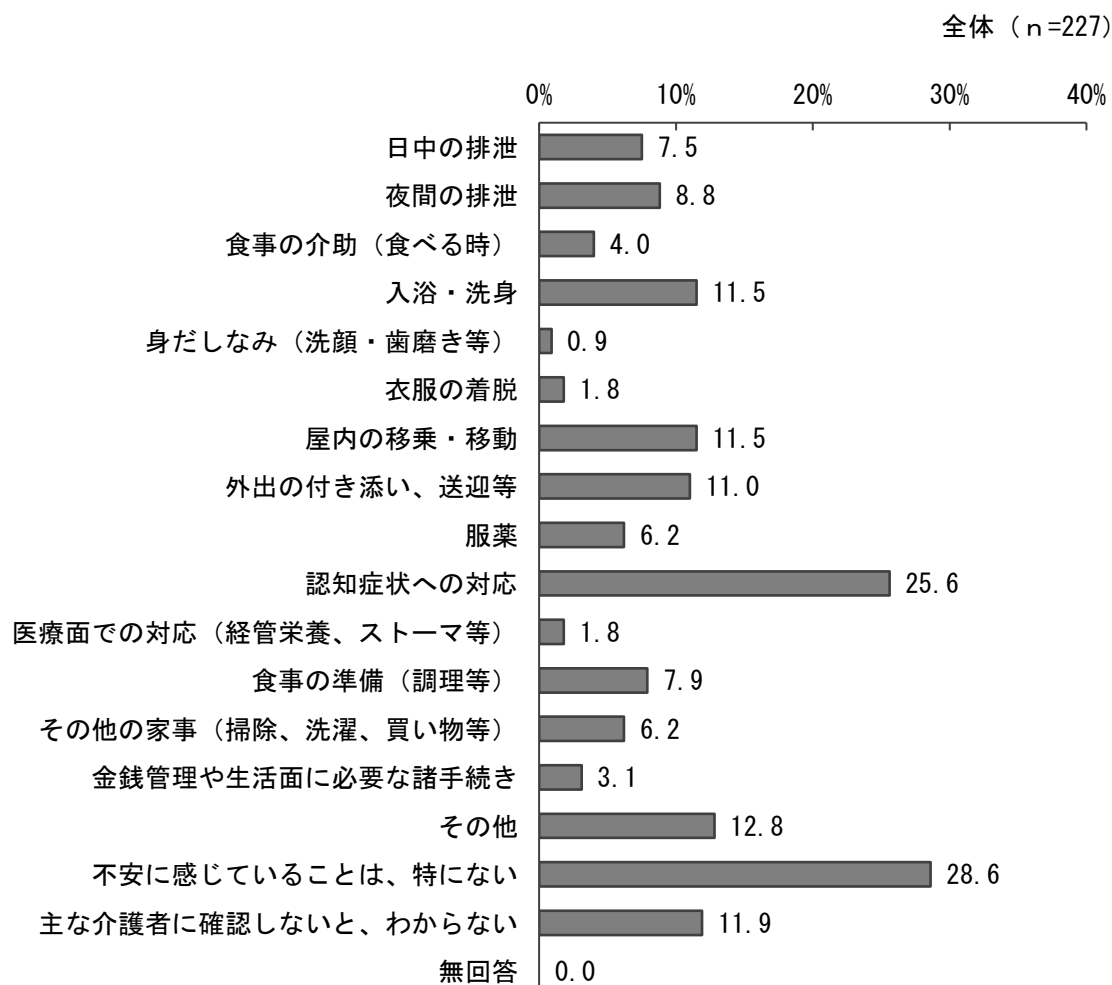
5. 働きながら介護の継続見込みについて（単数回答）

働きながら介護を続けていくことについては、「問題なく、続けていける」が41.6%と最も高く、次いで「問題はあるが、何とか続けていける」が31.7%、「続けていくのは、やや難しい」が5.0%、「続けていくのは、かなり難しい」が3.0%となっています。



6. 主な介護者の方が不安に感じる介護等について（複数回答）

主な介護者の方が不安に感じる介護等は、「不安に感じていることは、特にない」が28.6%と最も高く、次いで「認知症状への対応」が25.6%となっています。

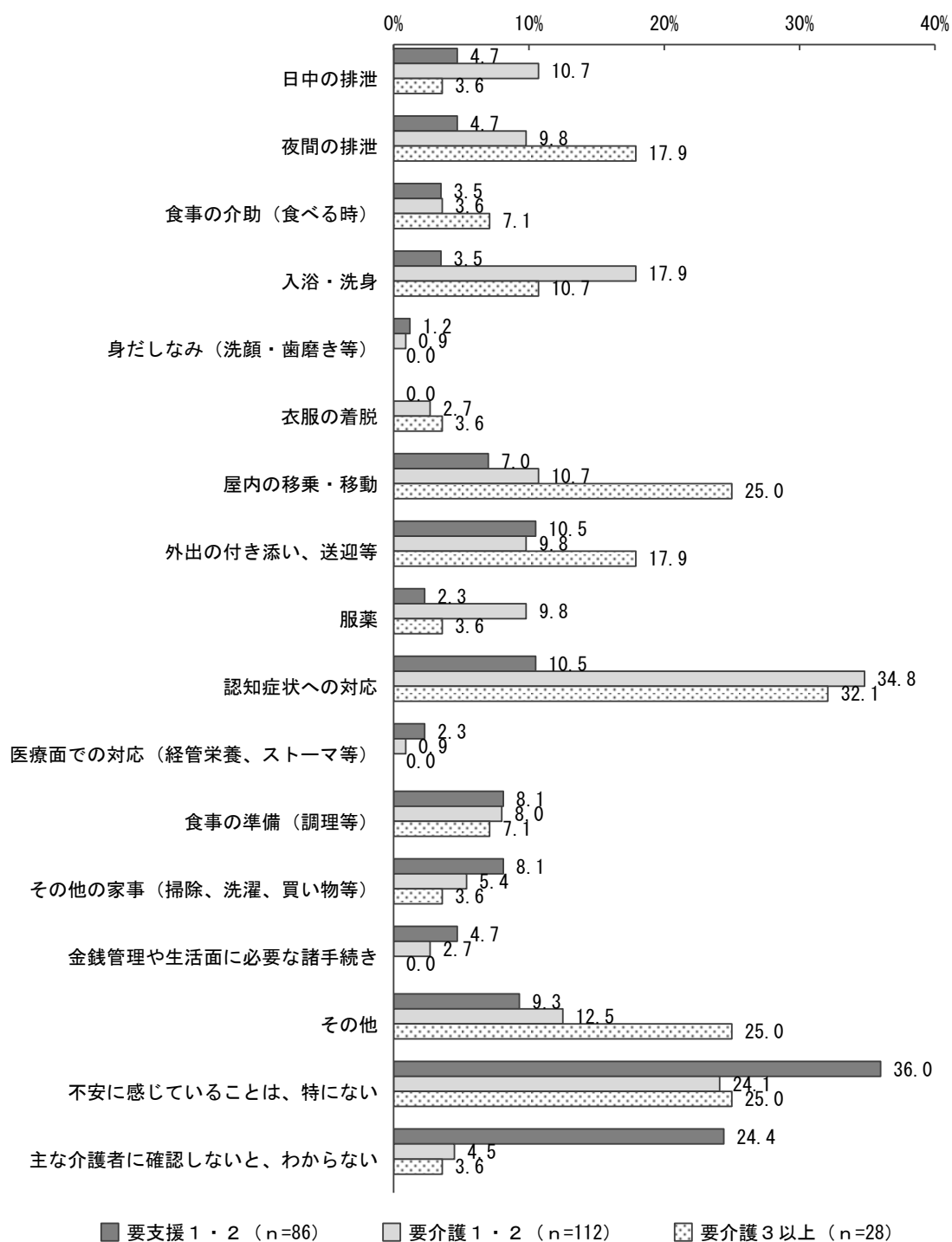


主な介護者の方が不安に感じる介護等について、「不安に感じていることは、特にない」と「主な介護者に確認しないと、わからない」以外を要介護度別にみると、要支援１・２では「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」が同率で 10.5%と最も高くなっています。

要介護１・２では、「認知症状への対応」が 34.8%と最も高く、次いで「入浴・洗身」が 17.9%となっています。

要介護３以上では、「認知症状への対応」が 32.1%と最も高く、次いで「屋内の移乗・移動」が 25.0%、「夜間の排泄」、「外出の付き添い、送迎等」が同率で 17.9%となっています。

主な介護者の方が不安に感じる介護等（要介護度別）



6 在宅介護実態調査結果からみえる課題

◆四万十市における在宅介護の実態

主な介護者の方は、「子」が46.3%と最も高く、次いで「配偶者」が31.7%となっています。「子の配偶者」を含めると88.6%となることから、主な介護者の大部分は、配偶者又は子夫婦であるといえます。また、主な介護者の方の年齢は、「60代」が32.6%と最も高く、60代以上の割合は69.6%となっています。

要介護者本人の年齢とあわせてみると、本市においては要介護者と介護者がともに65歳以上である老老介護の世帯が存在しており、その世帯数は高齢化とともにさらに増加していくと考えられます。さらに、要介護者と介護者がともに認知症となる認知介護*世帯についても同様に増えていくとも予測されることから、世帯ごとの多様な課題に応じた支援を行うため、制度や分野を超えた多職種間連携によるサービス提供体制の整備が必要であると考えられます。

◆仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討

介護を必要とする方に対するサービスの充実を図ることはもとより、介護者に対する支援に努めることも同じく重要といえます。特に、働きながら介護を行っている方については、介護疲れにより、共倒れしてしまう可能性も考えられます。

主な介護者の方の現在の勤務形態についてみると、「フルタイム勤務」の方が31.3%、「パートタイム勤務」の方が13.2%であり、『働いている』方の割合は全体の44.5%となっています。働きながら介護をしている方に、働き方の調整等について尋ねたところ、「特に行っていない」の割合が36.6%で最も高くなっています。働きながらの介護の継続見込みについてみると、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『続けていくのは、難しい』の割合は、8.0%となっています。

就労している介護者の負担を軽減するためにも、労働時間の調整や、職場における休暇制度の充実、及びそれらの制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

◆介護者の不安・負担の軽減に向けた取り組み

主な介護者の方が不安に感じる介護等についてみると、「認知症状への対応」と回答している方が多く、全体では25.6%、要介護1・2では34.8%、要介護3以上では32.1%となっています。その他では、要介護3以上において、「夜間の排泄」、「屋内の移乗・移動」、「外出の付き添い、送迎等」への不安が多く回答されています。

主な介護者の多くが不安に感じている「認知症への対応」について、認知症の方の孤立感の解消と心身の機能の維持・向上の観点から「認知症対応型通所介護*」や、要介護者と介護者の負担軽減の観点から通所サービスと短期的な宿泊サービスを包括的に提供できる「小規模多機能型居宅介護*」といったサービスの提供体制が十分であることを確認する必要があると考えられます。

また、要介護3以上の要介護者を持つ介護者から、身体機能の低下により引き起こされる介護への不安が多く回答されていることから、身体機能の低下を防止し、要介護度の重度化を予防するための取り組みに力を入れる必要があります。

第4節 介護事業者向け調査結果の概要

1 調査の目的

本調査は、本計画を策定するにあたり、市内の事業所・施設を対象に調査票を送付し、各事業所や職員等の実態、サービスの利用状況等を伺うことで、市内の介護サービス等の充足状況の把握や、今後のサービス基盤、人的基盤の整備等の検討に役立たせるために実施しました。

2 実施概要

●調査対象

種 別	対象者
在宅生活改善調査	市内の居宅介護支援事業所*と小規模多機能型居宅介護事業所
居所変更実態調査	市内の介護老人福祉施設*（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院*、介護療養型医療施設*、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホーム
介護人材実態調査	市内の施設・居住系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホーム）、通所系サービス（通所介護*（地域密着型を含む）、通所リハビリテーション*、認知症対応型通所介護）、訪問系を含むサービス（訪問介護*、小規模多機能型居宅介護）
介護支援専門員調査	市内の居宅介護支援事業所と小規模多機能型居宅介護事業所に所属する介護支援専門員
介護保険サービス参入等意向調査	市内で介護サービス事業所及び高齢者福祉施設を運営する法人・事業者
利用申込者実態調査	市内の地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護

●調査期間

令和2年9月

●調査方法

調査対象サービス事業所・施設等に対し調査票を送付し、回答済み調査票の返送を受ける方法

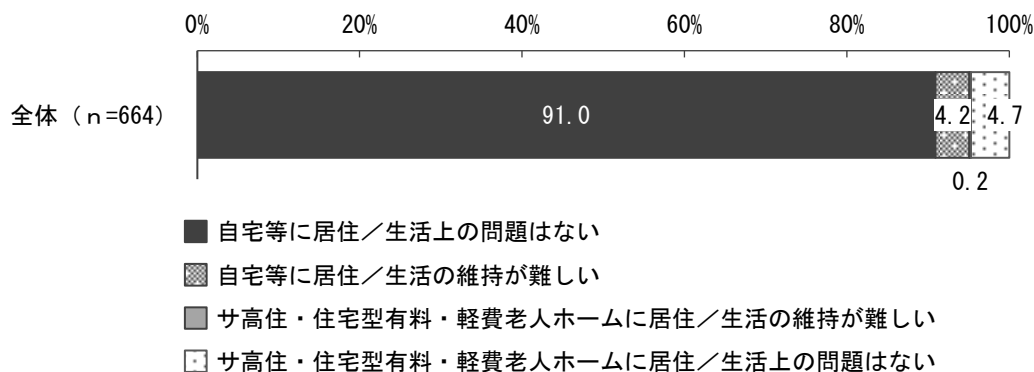
●回収結果

種 別	回収数
在宅生活改善調査	13 事業所
居所変更実態調査	25 事業所
介護人材実態調査	42 事業所（520 人分）
介護支援専門員調査	14 人分 内訳：居宅介護支援事業所 12 人、小規模多機能型居宅介護事業所 2 人
介護保険サービス参入等意向調査	29 事業者
利用申込者実態調査	14 事業所 内訳：地域密着型介護老人福祉施設 1 事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護 2 事業所、（介護予防）認知症対応型共同生活介護 11 事業所

3 在宅生活改善調査結果の概要

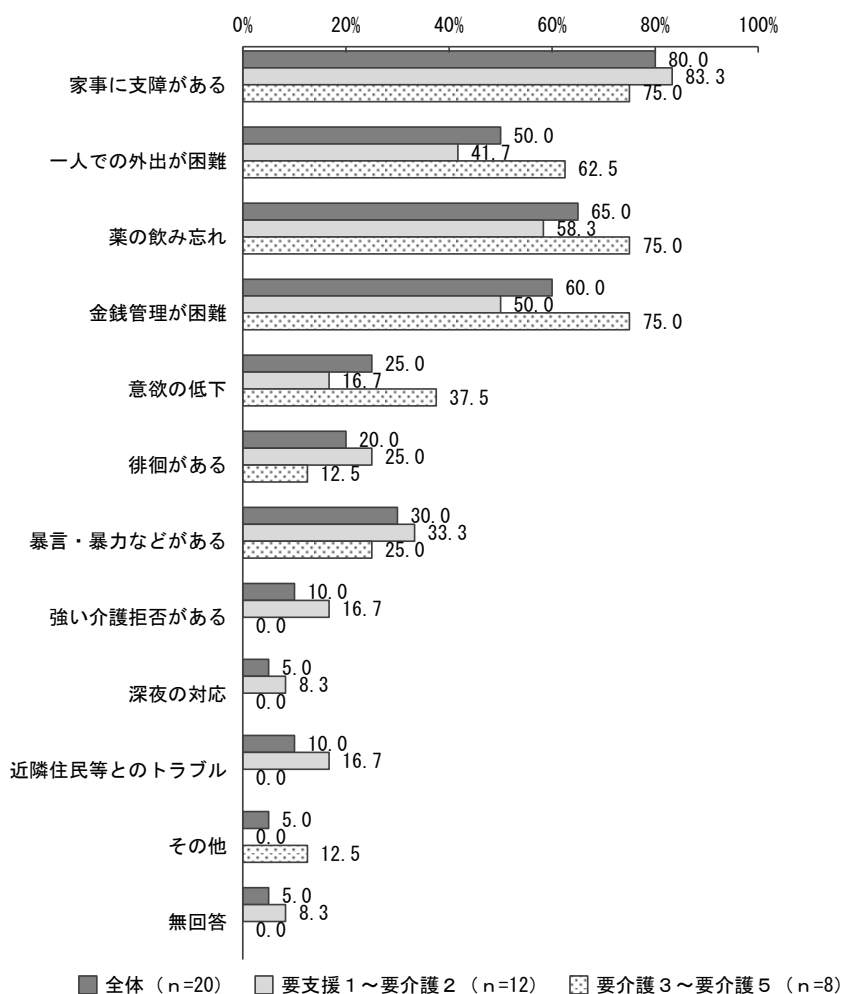
1. 在宅生活維持困難者の状況

自宅等、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホーム*で生活する利用者の在宅生活の維持に関する状況については、「自宅等の生活者」から 4.2%、「サ高住等の生活者」から 0.2%の合計 4.4%の利用者が生活の維持が困難と判断されています。



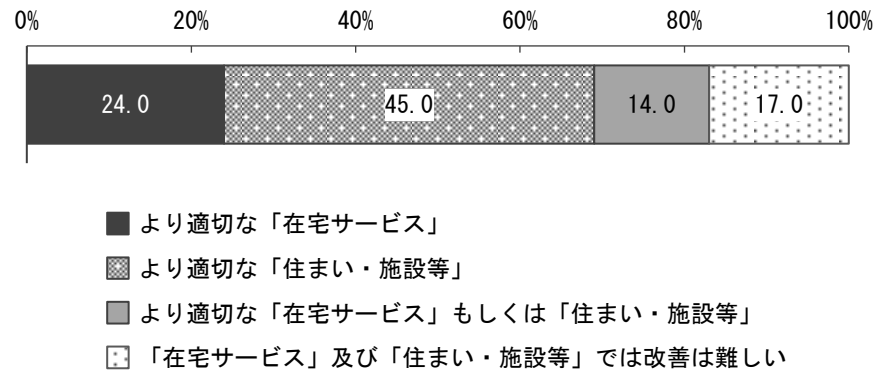
2. 在宅生活の維持が困難となっている理由（認知症の症状の悪化）

「認知症の症状の悪化」を理由とする回答について、具体的な内容を集計したところ、「家事に支障がある」の割合が最も高く、全介護度において 75%以上の回答率となっています。次いで「服薬」、「金銭管理」、「外出」への支障が多く回答されています。



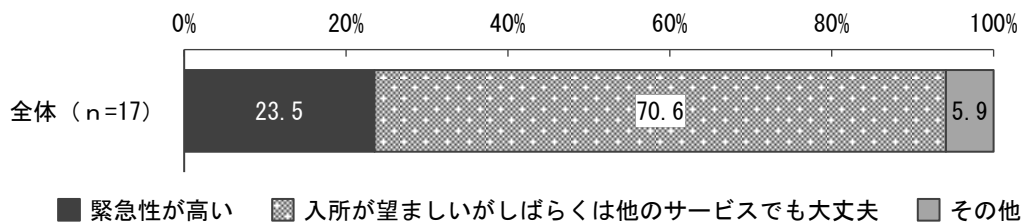
3. 生活の改善に必要なサービスの変更内容

在宅生活の維持が困難となっている利用者の生活の改善に必要なサービスの変更内容を集計したところ、全体の45.0%が「より適切な住まい・施設等」と回答しており、「より適切な在宅サービス」は24.0%の回答となっています。



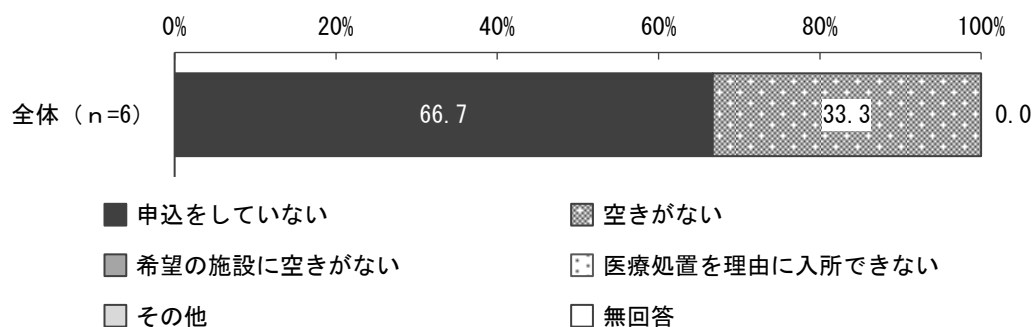
4. 住まい・施設サービスの利用にあたっての緊急度

生活の改善に「適切な住まい・施設サービスの利用が必要」と回答された方のうち、入所・入居の緊急度を確認したところ、「入所が望ましいがしばらくは他のサービスでも大丈夫」との回答が70%以上を占めており、「緊急性が高い」との回答は23.5%でした。



5. 介護老人福祉施設への利用申込及び待機状況

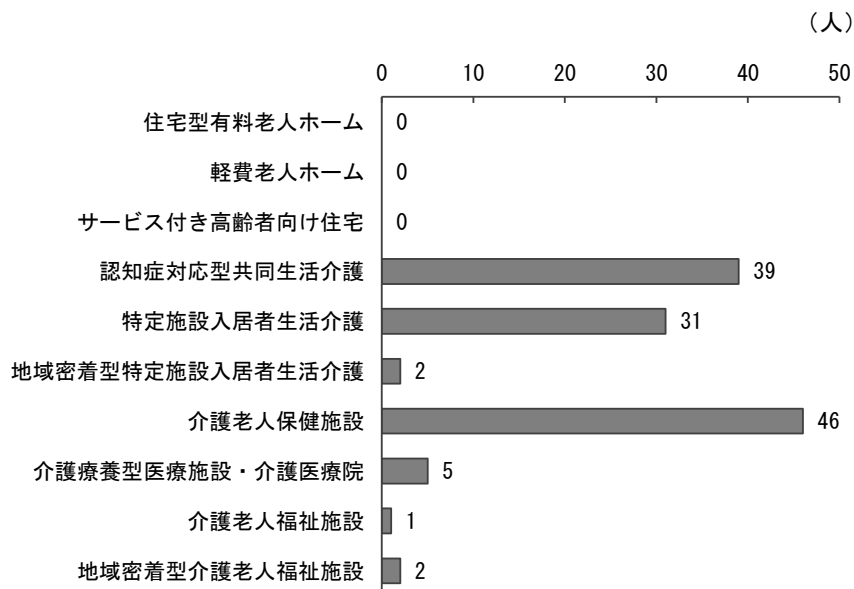
「介護老人福祉施設への変更が適切である」との回答の、申込及び待機状況について確認したところ、4人（66.7%）が申込をしておらず、残りの2人（33.3%）は申込んでいるが定員の空きがないとの結果となっています。



4 居所変更実態調査結果の概要

1. 過去1年間の新規入所・入居者数

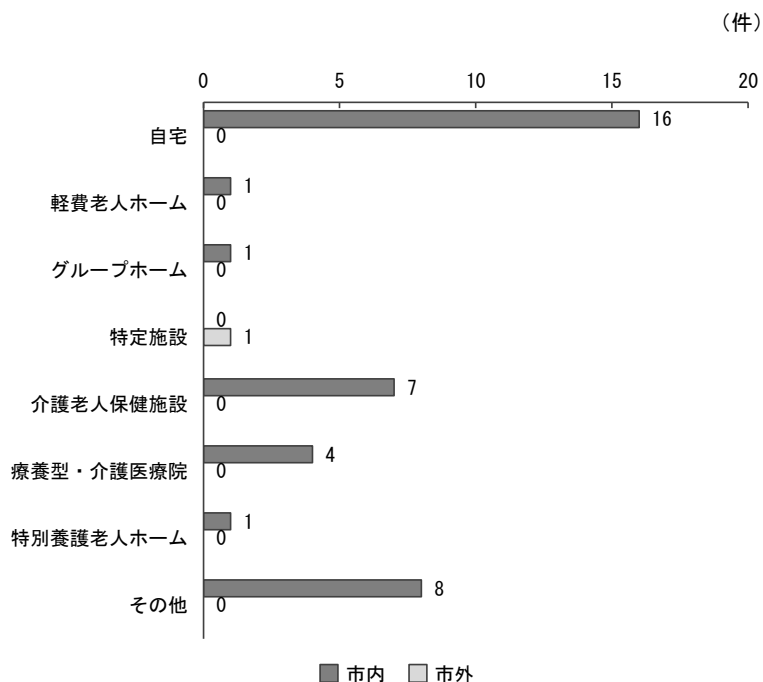
過去1年間の新規入所・入居者数を集計したところ、「介護老人保健施設」が46人と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護」が39人、「特定施設入居者生活介護」が31人となっています。



2. 入所・入居前の居場所

施設に新規入所した方の入所・入居前の居場所について、新規入所・入居者数が多く計上されたサービスをピックアップして集計したところ、「認知症対応型共同生活介護」においては、「自宅」が16件で最多となっており、「その他」(主に病院)が8件、「介護老人保健施設」が7件で続いています。

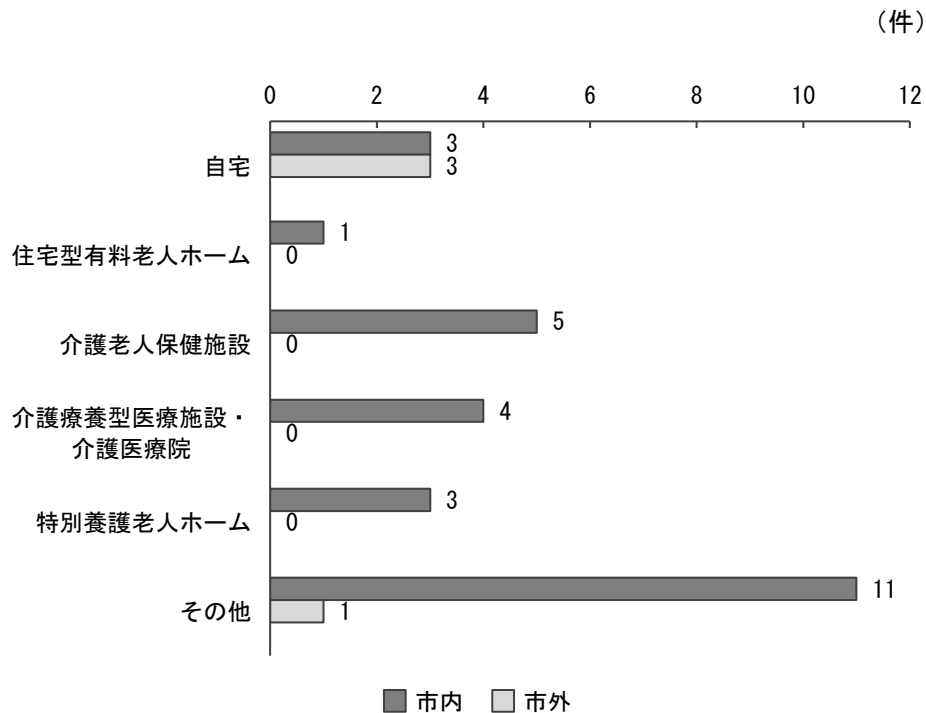
入所・入居前の居場所（認知症対応型共同生活介護）



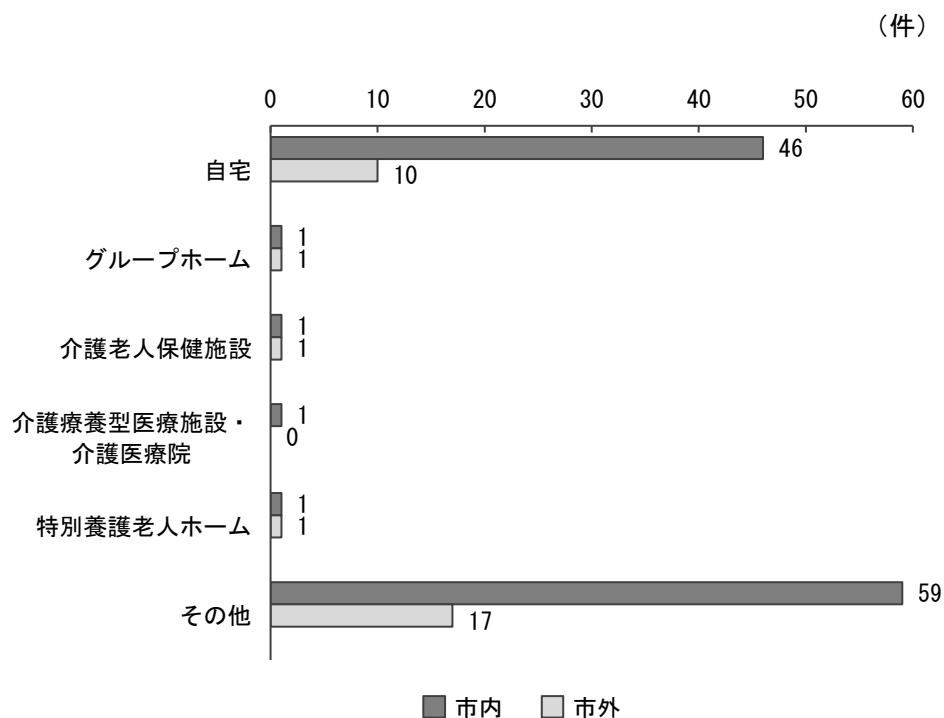
「特定施設入居者生活介護」においては、「その他」が市内及び市外合計で 12 件と最も多く、「介護老人保健施設」の 5 件、「介護療養型医療施設・介護医療院」が 4 件と続いています。

「介護老人保健施設」においては「その他」と「自宅」を合計すると約 95%に達しており、それぞれ市内及び市外を合わせて、「その他」が 76 件、「自宅」が 56 件となっています。

入所・入居前の居場所（特定施設入居者生活介護）

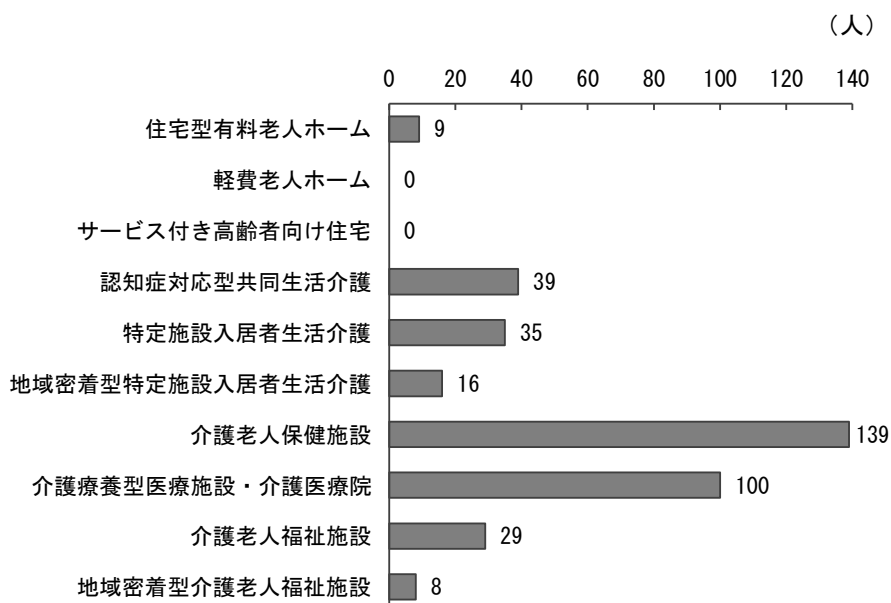


入所・入居前の居場所（介護老人保健施設）



3. 過去1年間の退去者数

過去1年間の施設・入居系サービスからの退去者について、退居時の介護度及び死亡者を含めて集計したところ、「介護老人保健施設」が139人で最多となっており、続いて「介護療養型医療施設・介護医療院」の100人となっています。



4. 居所変更先

施設・入居系サービスからの居所変更先を集計したところ、多くのサービス種別において、状態の悪化による「その他医療機関」への変更が多く計上されています。

特に、重度の認定者を対象とする「介護老人福祉施設」においては、状態の悪化による「その他医療機関」への居所変更が多くなっています。

自宅と病院の中間施設である「介護老人保健施設」や、「介護療養型医療施設・介護医療院」においては、利用者の状態改善による「自宅」への復帰も多く計上されています。

また、比較的軽度の認定者も対象としている「認知症対応型共同生活介護」や「特定施設入居者生活介護」においては、状態の悪化による「特別養護老人ホーム」への居所変更も計上されています。

単位：人

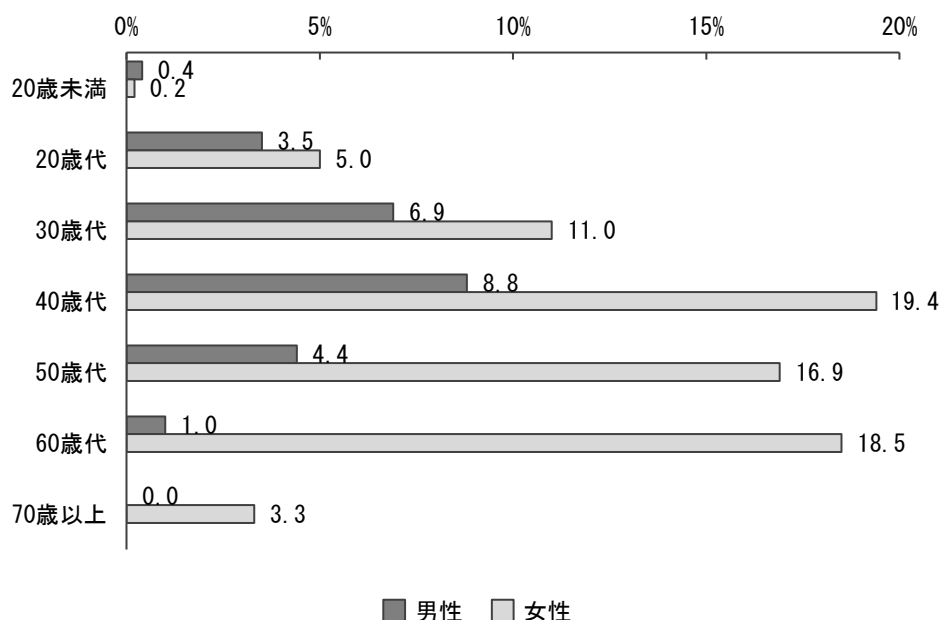
変更先 変更前	自宅	住宅型 有料	軽費 老人 ホーム	サ高住	グループ ホーム	特定 施設	老人 保健 施設	療養型・ 介護 医療院	その他 医療機関	特別養護 老人 ホーム	その他
認知症対応型 共同生活介護	1	0	0	2	1	1	2	0	22	4	0
特定施設入居 者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	19	4	0
介護老人保健 施設	40	1	4	0	9	1	5	1	56	14	2
介護療養型 医療施設・ 介護医療院	8	0	0	1	3	1	5	1	14	15	5
介護老人福祉 施設	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1	0

5 介護人材実態調査結果の概要

1. 介護職員の年齢層

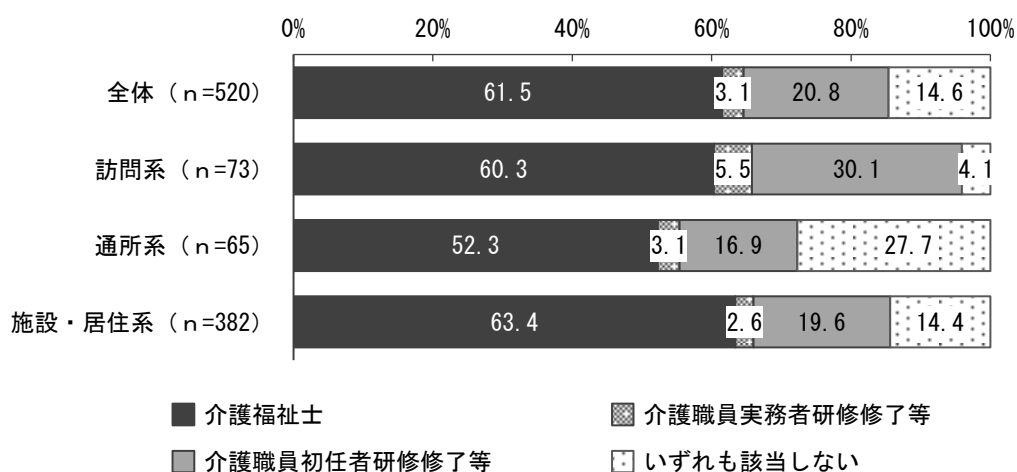
回答のあった全サービス系統の介護職員の年齢層と勤務形態を性別ごとに集計したところ、女性が全体の74.3%を占めており、約4人に3人が女性となっています。

年齢層に目を向けると、男女とも「40歳代」が最も多くなっており、女性は「60歳代」、「50歳代」と続き、男性は「30歳代」、「50歳代」と続いています。



2. 職員の資格保有の状況

職員の資格保有状況をサービス系統別に集計すると、「介護福祉士」の資格保有者がすべてのサービス種別において半数以上となっており、「介護職員実務者研修」と「介護職員初任者研修」の修了者を含めると、全体で85%、訪問系においては95%を超えています。



3. 介護職員数の変化

介護職員数と過去1年間の介護職員の採用数及び離職者数をサービス系統別、雇用形態別に集計したところ、全体の職員数はほぼ横ばいで推移しているものの、正規職員数が減少し、非正規職員数が増加となっており、全サービス系統において非正規職員の比率が上昇しています。非正規職員数の増加が最も顕著だったのは、「訪問系」となっており、昨年比で8.9%の増加となっています。

単位：人

サービス系統 (該当事業所数)	職員総数			採用者数		
	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
全サービス系統 (n=42)	335	217	552	25	40	65
訪問系 (n=9)	39	61	100	4	10	14
通所系 (n=12)	53	24	77	5	8	13
施設・居住系 (n=21)	243	132	375	16	22	38
サービス系統 (該当事業所数)	離職者数			昨年比		
	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
全サービス系統 (n=42)	33	32	65	97.7%	103.8%	100.0%
訪問系 (n=9)	4	5	9	100.0%	108.9%	105.3%
通所系 (n=12)	7	8	15	96.4%	100.0%	97.5%
施設・居住系 (n=21)	22	19	41	97.6%	102.3%	99.2%

4. 介護職員の職場の変化

現在の事業所での勤務年数が1年未満の者のうち、前の職場が介護事業所である者について、その職場の場所を集計したところ、「訪問系」において「他の市区町村」が75%となっており、市外事業所からの転職が多い結果となりました。

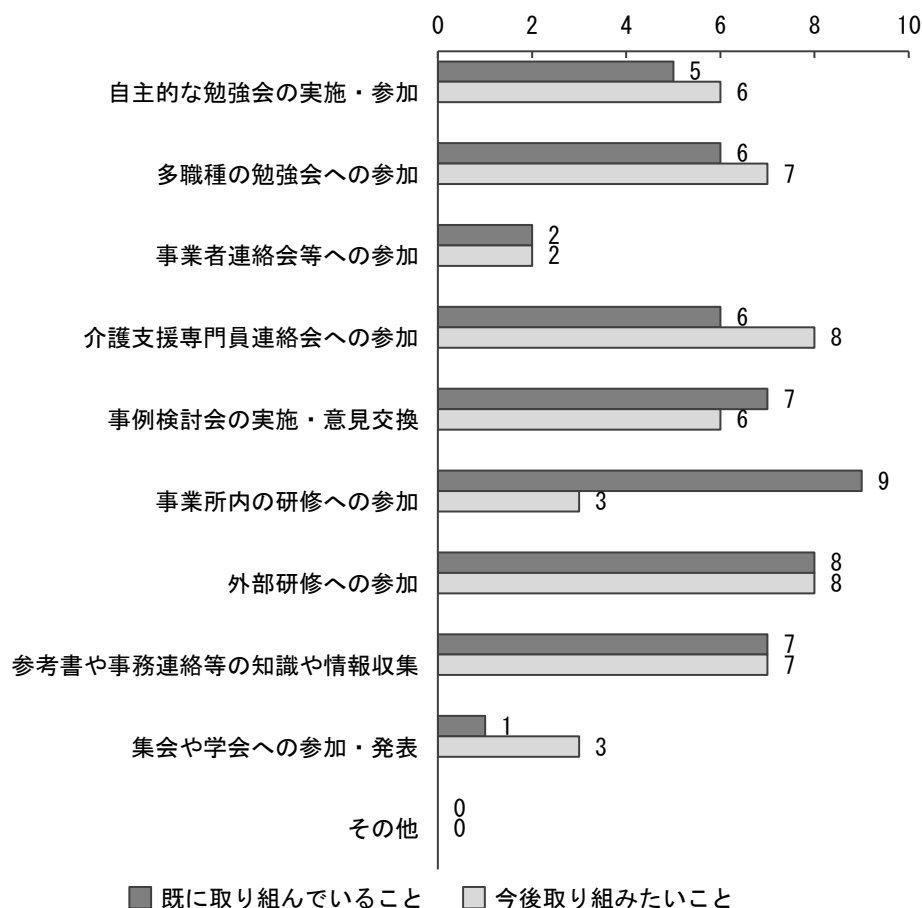
単位：人

前の職場の場所	現在の職場							
	全サービス系統		訪問系		通所系		施設・居住系	
合計	43	100.0%	8	100.0%	7	100.0%	28	100.0%
同一市区町村	25	58.1%	2	25.0%	4	57.1%	19	67.9%
他の市区町村	18	41.9%	6	75.0%	3	42.9%	9	32.1%

6 介護支援専門員調査結果の概要

1. 介護支援専門員業務のレベルアップに向けた取り組み

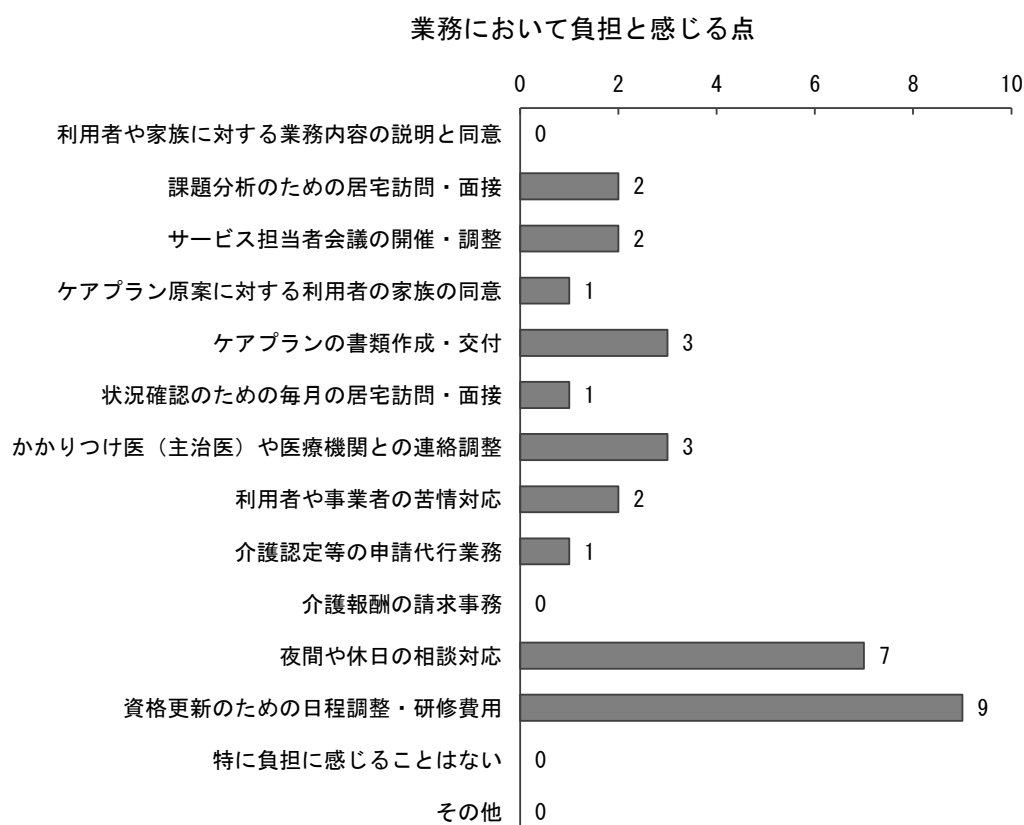
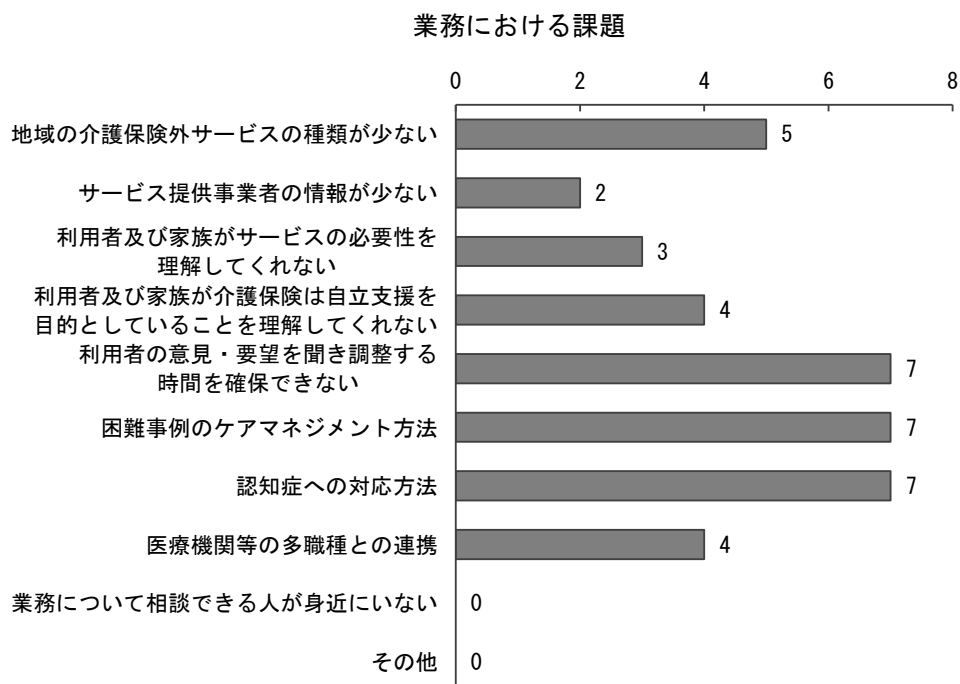
介護支援専門員業務のレベルアップに向けた取り組みについて、「既に取り組んでいること」と「今後取り組みたいこと」について集計したところ、回答者の多くが「事業所内の研修」及び「外部研修」への参加等について既に取り組んでおり、今後の取り組みとしては、「介護支援専門員連絡会」、「外部研修」、「多職種の勉強会」、「参考書や事務連絡等の知識や情報収集」が多く回答されています。



2. 業務における課題、負担と感じている点

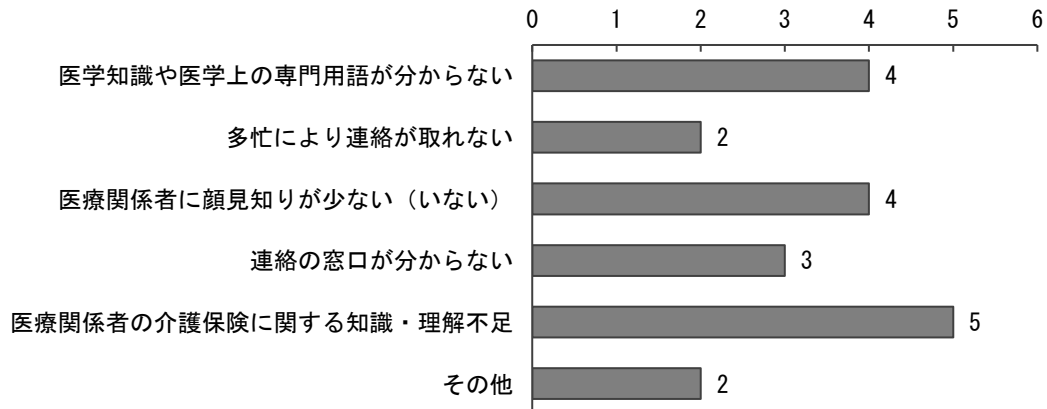
介護支援専門員が業務の中で感じている課題について集計したところ、「利用者の意見・要望を聞き調整する時間の確保」、「困難事例のケアマネジメント方法」、「認知症への対応方法」について、回答者の半数が課題と感じています。

また、業務において負担と感ずる点については、「資格更新のための日程調整・研修費用」と「夜間や休日の相談対応」が特に多く回答されています。



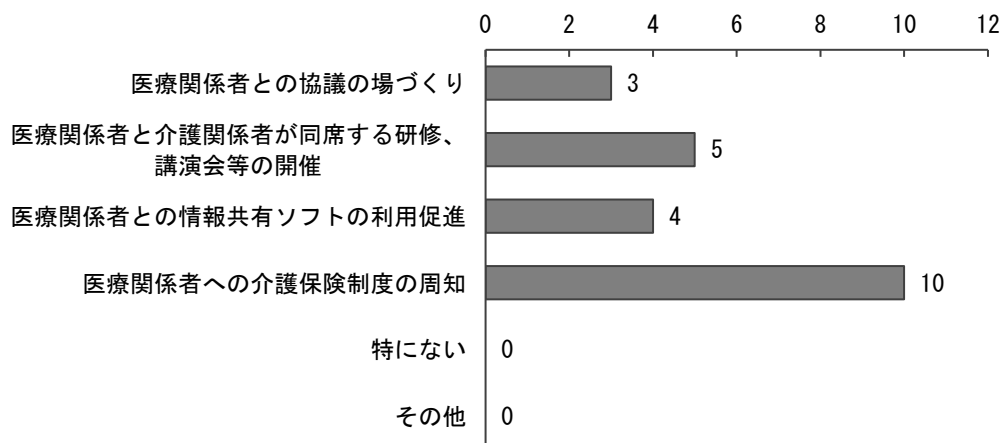
3. 医療関係者との連携にあたっての課題

医療関係者との連携時に課題と感じていることについては、「医療関係者の介護保険に関する知識・理解不足」、「医学知識や医学上の専門用語が分からない」といった異なる保険に対する知識・理解に関するもの、「医療関係者に顔見知りが少ない（いない）」、「連絡の窓口が分からない」といった連携窓口に関するものが多く回答されています。



4. 医療関係者との連携を図るうえで行政に期待すること

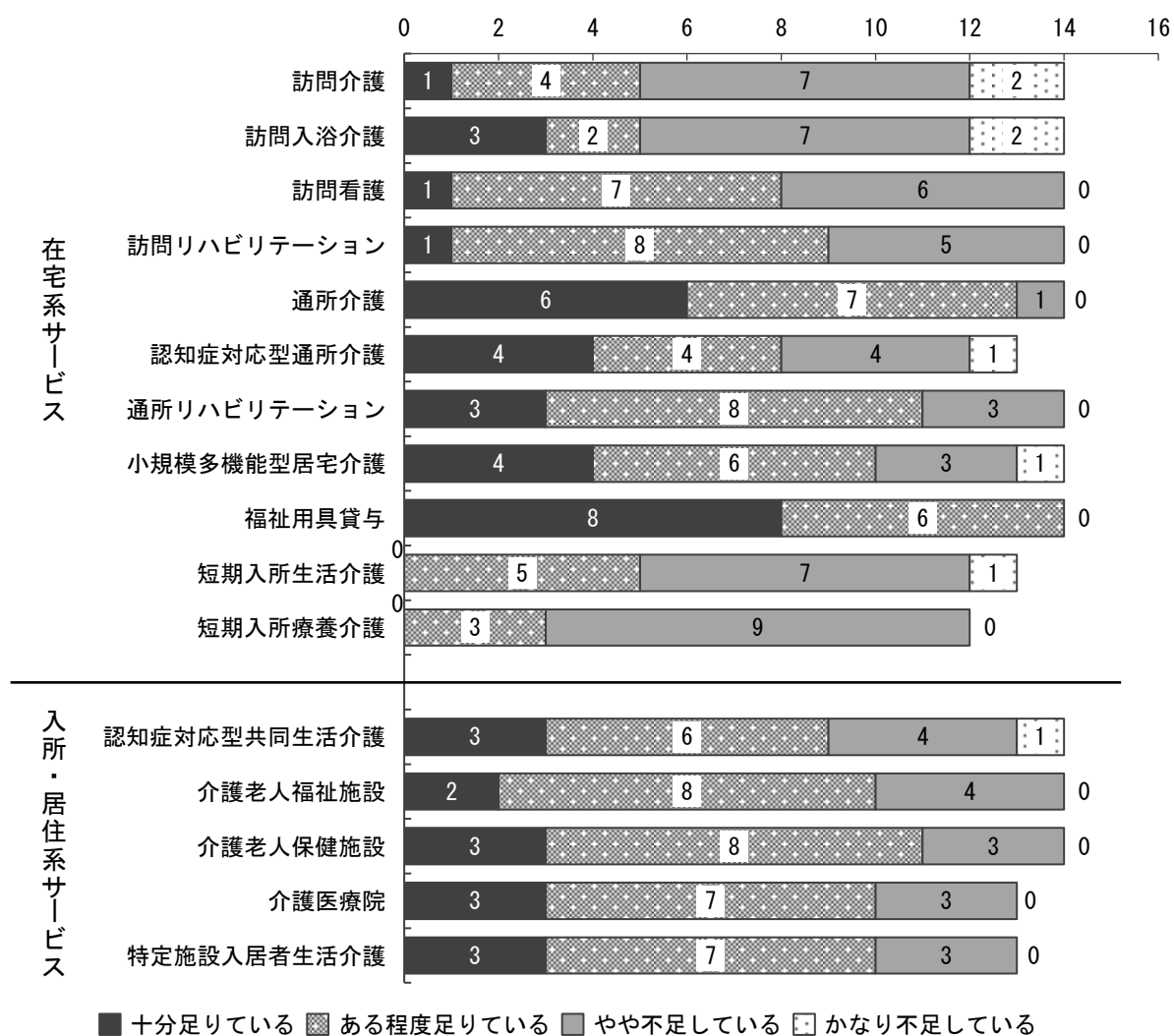
医療関係者との連携を図るうえで行政に期待することについて確認したところ、「医療関係者への介護保険制度の周知」が最も多く、「医療関係者と介護関係者が同席する研修、講演会等の開催」が続いており、上記の連携に係る課題に対応した内容となっています。



5. 介護保険サービスの充足状況

介護支援専門員に対し、在宅で利用する介護保険サービスの充足状況について、「やや不足」又は「かなり不足」との回答が最も多かったサービスは「短期入所療養介護*」となっており、医療的な処置を要する方の短期的な入所先が不足しているとの結果となりました。また、同じ短期入所サービスである「短期入所生活介護*」、訪問系サービスである「訪問介護」、「訪問入浴介護*」についても不足との回答が多い結果となりました。

続いて、入所・居住系サービスの充足状況について、「やや不足」又は「かなり不足」との回答が最も多かったサービスは「認知症対応型共同生活介護」となっており、認知症の方の受入先が不足しているとの結果となりました。



7 介護保険サービス参入等意向調査結果の概要

1. 事業の開始・開設の意向

事業の開始・開設の意向については、介護医療院と看護小規模多機能型居宅介護*がそれぞれ中村地域に開設予定としています。

サービス種別	開設予定時期	定員	開設地域
介護医療院（※）	令和3年10月	19人	中村地域
看護小規模多機能型居宅介護	令和3年～令和4年	29人	中村地域

※一般病床（医療保険）からの転換による開設

2. 既存事業の規模拡大・縮小の意向

既存事業の規模拡大・縮小の意向については、中村地域の認知症対応型共同生活介護、西土佐地域の通所介護と住宅型有料老人ホームがそれぞれ規模を拡大する予定としています。

サービス種別	規模拡大 予定時期	現在の 定員		変更後の 定員	所在地域
認知症対応型共同生活介護	令和3年	9人	⇒	18人	中村地域
通所介護	未定	20人	⇒	28人	西土佐地域
住宅型有料老人ホーム	未定	15人	⇒	27人	西土佐地域

8 利用申込者実態調査結果の概要

1. 利用待機者の有無

市内の地域密着型サービス事業所のうち、令和2年8月1日時点の入所・入居系サービス事業所の利用待機者の有無を集計したところ、「地域密着型特定施設入居者生活介護」の1事業所のみ「待機者無し」となっており、その他の13事業所はすべて「待機者有り」でした。

単位：事業所

サービス種別	総事業所数	待機者有り	待機者無し
地域密着型介護老人福祉施設	1	1	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	1	1
認知症対応型共同生活介護	11	11	0

9 介護事業者向け調査結果からみえる課題

◆在宅生活の継続に向けた支援の充実（在宅生活改善調査からみえる課題）

在宅生活の維持が困難となる理由として挙げられている「認知症の進行による家事への支障」等については、生活支援サービスの充実を図ることで、在宅生活継続の限界点を延ばすことにつながると考えられます。医学的処置の必要性が高まることで在宅生活の継続に支障を来すケースを減らすためには、訪問看護サービスを適切に利用できるよう、多職種連携の一層の推進が必要です。

さらに、介護老人福祉施設の利用が適切と判断される方のうち、3人に1人が利用申込を行っておらず、入所・入居の緊急度においても、「入所が望ましいがしばらくは他のサービスでも大丈夫」と回答されている方が7割を超えていることから、重度化防止を目的とした取り組みに努める必要があり、またそうした取り組みは在宅生活の継続につながる可能性が高いと考えられます。

◆多職種連携に関する取り組みの推進（居所変更実態調査からみえる課題）

入所時の居場所の流れを分析すると、「自宅から施設」、「病院から施設」、「病院から老人保健施設を経て施設」との流れが多くなっていることから、居宅介護支援事業所、介護老人保健施設、病院、入所施設における事業者間連携の機会が多いと推測されます。そのため、多職種連携に関する取り組みが重要であり、推進していく必要があります。

◆介護人材の確保及び質の向上に向けた対策（介護人材実態調査からみえる課題）

介護職員の大部分は女性であることから、身体介護の提供を担うことができる年齢層の職員及び男性への雇用対策、少ない力で介助を行うことができる介助技術の取得促進等について、対策が必要となっています。また、生活援助サービスを担うことができる新たな介護人材の育成策と並行して事業所への雇用につなげる取り組みを強化し、専門的な技術を持つ介護職員を身体介護に集中できる環境づくりに努める必要があります。

訪問系サービスの人材対策においては、隣接市町村にも及び求人策を講じることも効果的である可能性がある一方で、夜勤を含む施設・居住系サービスの離職者数が多いことから、同サービスにおける人材定着についての取り組みが必要です。

◆介護支援専門員に対する取り組み（介護支援専門員調査からみえる課題）

介護支援専門員が利用者の要望の聞き取りやサービスの調整、困難事例等への対応に注力できるよう、提出書類の簡素化等の事務負担の軽減や、生活支援サービスの担い手育成による訪問介護サービスのキャパシティ増加、保険外サービスの充実に必要な力を入れます。また、介護支援専門員にとって大きな負担となっている資格更新に係る日程調整・研修費用については、宿泊を必要としない幡多地域での研修の実施など、研修を所管する高知県への働きかけが必要です。

医療関係者との連携にあたっての課題及び連携を図るうえで行政に期待することとして、異なる保険に対する知識・理解に関するものが多く回答されていることから、知識・理解の向上を目的とした勉強会や、多職種が同時に参加する研修会の実施が必要であると考えられます。

◆事業の整備（介護保険サービス参入等意向調査と利用申込者実態調査からみえる課題）

介護保険サービス参入等意向調査の結果をみると、サービス整備については、開設、規模拡大等に関する意向が多く示されていますが、介護人材の不足状況と介護給付*費への影響等を鑑みて、整備していく必要があります。また、サービスを新たに整備する場合は、介護人材不足に対する取り組みを同時に推進していく必要があります。

利用申込者実態調査の結果をみると、市内の入所・入居系サービス事業所のうち、「地域密着型特定施設入居者生活介護」の1事業所を除くすべての事業所において待機者がいることから、「地域密着型介護老人福祉施設」と「認知症対応型共同生活介護」の整備の是非を検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

近年、高齢化の進行や社会環境・経済状況の急激な変化、地域コミュニティの希薄化等に伴い、高齢者を取り巻く環境は大きく変容しています。さらに、近年の災害の発生や感染症の流行などにより、人々の不安が増大してきている現状があります。こうした状況下においては、高齢者がいくつになってもいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域において、誰もが安心して暮らせるような地域社会を築いていくことが一層重要となります。

そのため、本市では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、前期計画からの理念を概ね継承した「住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられるまちの実現」を基本理念とします。

高齢者が長年築いた知識や能力などを十分に発揮し、住み慣れた地域において、個人の尊厳が尊重されながら自立した生活を送ることができるよう、自助*、互助*、共助*、公助*を基本とした地域社会の実現を目指します。

基 本 理 念

**住み慣れた地域で、
誰もが安心して住み続けられる
まちの実現**

第2節 計画の基本目標

本市では、基本理念として掲げた「住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられるまちの実現」を目指すため、以下の3つを基本目標と定めます。

基本目標1：介護予防の推進・生活支援体制の充実（整備）

健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、豊かな経験や知識・技能を活かし、社会を支える一員として生涯を通じて活躍できるまちづくりを進めます。また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防を推進するとともに、健康寿命*の延伸に向けて、高齢者自身に健康保持増進や重症化防止に努めてもらえるような意識の啓発や正確な知識を普及させ、高齢者の居場所づくりや多様化する生活支援ニーズに対応できる地域づくりを進めていきます。

基本目標2：地域包括ケアシステムの整備

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年の双方を見据えた地域包括ケアシステムの整備を目指し、地域包括支援センターを中心とした関係機関が連携し、地域全体で高齢者を支えるまちづくりを進めます。

また、今後増加が予測される認知症高齢者を地域で支え、共生していくために、認知症高齢者の見守りやその家族への適切な支援や相談体制の構築を図ります。

基本目標3：介護保険サービスの充実及び適正な運営

介護保険サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるようにするため、介護サービスの充実を図るとともに、介護人材の確保や業務の効率化、サービス提供者の技術の向上及び介護給付等費用適正化事業への取り組みを推進し、サービスの質の向上と介護保険制度の安定的な運営を目指します。

第3節 施策の体系

基本理念

住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられるまちの実現

基本目標	施策方針	具体的な施策・事業	該当頁
介護予防の推進・生活支援体制の充実（整備）	健康増進計画の推進（健康寿命の延伸）		P 52～56
	各種健康診査		P 52
	食育と運動の推進		P 53～54
		食育の推進	P 53
		運動の推進	P 54
	歯と口の健康		P 55～56
	生活支援体制の整備		P 57～60
	生活支援体制整備事業		P 57～59
		生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置	P 57
		協議体（四万十市生活支援等サービス体制整備推進会議）の設置	P 58～59
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）設置事業		P 60
	介護予防・日常生活支援総合事業の推進		P 61～67
	介護予防・生活支援サービス事業		P 61～62
	一般介護予防事業		P 62～67
		介護予防把握事業	P 62
		介護予防普及啓発事業	P 63～64
		地域介護予防活動支援事業	P 65
		一般介護予防事業評価事業	P 66
		地域リハビリテーション活動支援事業	P 66
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	P 67
	社会参加と生きがいの充実		P 68～70
	高齢者はつらっデイサービス事業		P 68
	老人クラブへの支援		P 69
	生涯学習の推進		P 69
	高齢者の就労の場の確保		P 70
	在宅生活支援サービスの充実		P 71～77
	健康・福祉地域推進事業		P 71
	配食サービス事業		P 72
	訪問理美容サービス事業		P 73
	あんしんコール事業		P 73
	住宅改造支援事業		P 74
	高齢者防火用具購入費補助事業		P 74
	家族介護支援事業		P 75
		家族介護用品の支給	P 75
		在宅介護手当の支給	P 75
	中山間地域の介護サービス確保対策		P 76
	あったかふれあいセンター事業		P 76～77
	感染症及び災害への対応		P 78
	介護サービス事業所における感染症及び災害への対応		P 78
		感染症対策に関する取り組み	P 78
		災害への対応力強化	P 78
	要配慮者対策、福祉避難所における対応		P 78

基本目標	施策方針	具体的な施策・事業	該当頁
地域包括ケアシステムの整備	地域包括支援センターの運営		P 79～83
	地域包括支援センターの機能強化		P 79
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		P 80
	総合相談・支援事業		P 81
	権利擁護事業		P 82～83
		高齢者虐待の防止・対応	P 82
		成年後見制度の利用促進	P 82～83
	地域包括支援センターの業務評価		P 83
	地域ケア会議の充実		P 84
	在宅医療・介護連携の推進		P 85
	認知症施策の推進		P 86～89
	認知症サポーター・キャラバンメイトの養成		P 86
	地域での見守り体制の整備		P 86～87
	認知症ケアの質の向上		P 87
	認知症の人の介護者への支援		P 88
	認知症初期集中支援チーム		P 88
	認知症地域支援推進員		P 89
	認知症ケアパスの作成・普及		P 89
	本人発信の支援		P 89
	高齢者の居住安定に係る支援		P 90～91
	養護老人ホーム		P 90
	軽費老人ホーム		P 90
	住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅		P 91
介護保険サービスの充実及び適正な運営	介護保険サービスの基盤整備と質的向上		P 92～94
	介護保険サービスの整備	広域サービス	P 92
		地域密着型サービス	P 93
	地域共生社会の実現と推進		P 93
	介護保険施設等への指導等		P 94
	介護人材の確保と労働環境改善		P 95～96
	介護人材の確保		P 95
	介護人材の資質の向上		P 96
	労働環境改善		P 96
	介護給付等費用適正化事業の推進		P 97～102
	介護給付等費用適正化事業	要介護認定の適正化	P 97
		ケアプラン点検	P 98
		住宅改修等の点検	P 99～100
		縦覧点検・医療情報との突合	P 100～101
		国保連合会の適正化システムの活用	P 102
		その他適正化事業の取り組み	P 102
		事業の効果の把握とPDCAサイクルの展開	P 102
	介護保険制度の普及啓発		P 103

基本目標	施策方針	具体的な施策・事業	該当頁
介護保険サービスの充実及び適正な運営	介護保険サービスの事業量の見込み		P104～115
	居宅サービス		P104～110
		訪問介護	P104
		訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護	P104
		訪問看護／介護予防訪問看護	P105
		訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション	P105
		居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導	P106
		通所介護	P106
		通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション	P107
		短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護	P107
		短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護	P108
		特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護	P108
		福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与	P109
		特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売	P109
		住宅改修／介護予防住宅改修	P110
		居宅介護支援／介護予防支援	P110
	地域密着型サービス		P111～113
		認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護	P111
		小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護	P111
		看護小規模多機能型居宅介護	P112
		認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護	P112
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	P112
		地域密着型通所介護	P113
		地域密着型特定施設入居者生活介護	P113
		その他の地域密着型サービス	P113
	介護保険施設サービス		P114～115
		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	P114
		介護老人保健施設（老人保健施設）	P114
		介護療養型医療施設	P115
		介護医療院	P115
	介護予防・日常生活支援総合事業の事業量の見込み		P116
	介護保険料の算定		P117～123
		保険料の算定方法	P117
		介護保険事業量の見込み	P118～120
		標準給付費の見込み	P120
		地域支援事業費の見込み	P120
		第1号被保険者負担割合	P121
		第1号被保険者負担相当分及び保険料必要収納額	P122
		保険料基準額の算定	P122
		所得段階別介護保険料額	P123

第4節 日常生活圏域の設定

1 「日常生活圏域」とは

「日常生活圏域」とは、介護保険事業計画において、市町村が「その住民が日常生活を営んでいる地域」として、地理的条件、人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。

「日常生活圏域」はそれぞれの市町村において、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位等、面積や人口だけでなく、地域の特性等を踏まえて設定することとされています。

2 本市の日常生活圏域の設定について

本市の「日常生活圏域」については、市全域を1つの圏域とし、市内における地域特性と課題の把握に努め、地域密着型サービスの計画的な整備等に取り組みます。

第4章 介護予防の推進・生活支援体制の充実（整備）

第1節 健康増進計画の推進（健康寿命の延伸）

1 各種健康診査（健康推進課）

■現状

介護の要因として挙げられる生活習慣病*を未然に防ぐためには定期的な健診（検診）の受診が必要となります。

高齢化等により医療や介護給付など社会保障費の負担増が問題となっているため、市民の健康づくりと疾病予防対策を重要課題とし、広報誌や地区健康福祉委員会において健康に関する啓発を行うとともに、健康づくり教室や健康相談、健診結果説明会を実施することで個人の経年結果に応じた保健指導と健康意識の向上を図っています。また、土日健診や各地区における集団健診、各種がん検診とのセット化、医療機関等での個別健診実施など、住民が受診しやすい環境づくりの取り組みも進めています。

健診受診率については、関係機関と連携し、地区健康福祉委員会による呼びかけや、特定健診*受診勧奨事業（健診未受診理由の把握・電話勧奨）の実施により、特定健診や特定保健指導*、各種がん検診の受診率の向上を図っています。その結果、特定健診の受診率は40%以上と高くなっているほか、後期高齢者の健康診査については受診率が伸びており、令和元年度は50%を超えています。一方で、がん検診や特定保健指導の実施率の向上はあまりみられません。

また、令和2年度からは高齢者の特性を踏まえた総合的な健康状態の把握を目的として、後期高齢者健康診査とフレイル健診*を一体的に実施しています。

■今後の取り組み

高齢化等により医療や介護給付など社会保障費の負担増が問題となっているため、住民の健康保持増進に対する意識の向上が図られるよう、広報誌や地区健康福祉委員会において、健康状態の保持増進に係る情報提供等を行います。また、関係機関や地区健康福祉委員会等の住民組織と連携しながら特定健診や特定保健指導、各種がん検診の受診率の向上を目指すとともに、地域ぐるみで健康づくりに取り組む環境づくりを行っていきます。

■実績と目標

		実績			目標		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診	受診者数（人）	2,922	2,868	2,750	3,256	3,167	3,085
	受診率（%）	44.4	44.4	39.2	55.0	57.0	60.0
後期高齢者健康診査	受診者数（人）	863	959	920	1,100	1,100	1,100
	受診率（%）	49.5	51.4	41.8	50.0	50.0	50.0

2 食育と運動の推進（健康推進課、生涯学習課）

（１）食育の推進

■現状

食生活改善推進協議会などの住民組織と連携しながら、地域における伝達講習やイベントを通じて生活習慣病予防のための食生活改善や食育に向けた取り組みを実施しています。

地区健康福祉委員会では、管理栄養士や保健師による各地域の食材を活用した料理教室や、食生活に関する学習会を実施するなど、生活習慣の改善に向けた啓発や予防のための知識の普及を継続して行いました。

また、食育に関するイベントを実施し、市民向けの啓発活動を行いました。

なお、令和２年度の実施回数の減少は新型コロナウイルス感染症の感染防止のための活動縮小によるものです。

■今後の取り組み

生涯を通じて望ましい食習慣を確立させることは、高齢期の疾病予防を考えるうえで、健診や運動とともに重要であることから、食生活改善推進協議会など各種団体と連携し、地域における伝達講習やイベントを通じて食育の普及啓発を積極的行います。

また、地域の食育アドバイザーとなる食生活改善推進員*の増員を図り、地区健康福祉委員会で実施する料理教室や学習会などの取り組みに関わりながら、伝統的な食文化の伝承も行います。

■実績と目標

		実績			目標		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
食改による 生活習慣病 予防あるいは 高齢者の 健康・食生活 に関する 活動	実施回数 (回)	169	285	100	100	150	150
	延参加者数 (人)	3,171	4,033	3,000	3,000	3,500	3,500

(2) 運動の推進

■現状

元気なうちから運動による健康づくり・体力づくりに取り組むことは、将来の医療費や介護費用の軽減にもつながると考えられることから、地区健康福祉委員会の介護予防事業の場に定期的に関係機関の専門職が関わりながら、「いきいき百歳体操*」や「ゴム体操」などの実践や体力測定を行うことで、継続的に運動ができる環境づくりに取り組んでいます。

また、家庭で取り組める体操の紹介や、脳の活性化を促すことで認知症予防となる「しゃきしゃき百歳体操」や「ラジオ体操」などの実践、その他健康イベントなどの情報提供も行っています。

生涯学習課においては、「まちづくりは人づくりから 人づくりは健康から 健康は運動から!」をテーマに「いきいきクラブ*」事業を実施しており、定期的に集まり「いきいき百歳体操」等の運動を通して健康づくりに取り組んでいます。令和2年度からは、参加者の自立した運動を促すため、運動指導を隔週とし、運動指導のない週は参加者が自主的に運動内容を決めて活動していく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、参加者を2班に分け、週替わりでスポーツ推進委員による指導を行っています。

■今後の取り組み

高齢者の運動機能低下による転倒や転倒等による骨折防止のため、関係機関の専門職が地区健康福祉委員会の介護予防事業等に関わり、フレイル予防の情報発信とともに家庭や地域での足腰の筋力アップやバランス能力、柔軟性の維持・改善のための体操や脳の活性化を促す運動・イベントの紹介等を行います。

「いきいきクラブ」は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため運動不足の懸念もあるため、流行下においては現在の方法を継続していきます。感染リスクが軽減されれば、令和2年度から予定していた、運動指導と自主活動を週替わりで実施する方法で、参加者の自主的な健康づくり活動を支援していきます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康教育開催延回数(回)	404	355	300	300	300	300
健康教育延参加者数(人)	3,634	3,640	3,900	300	300	300
定期的(※)に体操を実施した地区数(地区)	63	65	65	65	65	65
定期的(※)に体操を実施した地区の参加者数(人)	776	807	800	800	800	800
「いきいきクラブ」参加人数(人)	71	78	58	80	80	80
「いきいきクラブ」参加延人数(人)	1,396	1,268	530	1,200	1,200	1,200

※介護予防活動として、「いきいき百歳体操」、「ゴム体操」等の体操を週1回以上の頻度で実施

3 歯と口の健康（健康推進課）

■現状

地区健康福祉委員会の集まりなどでの「かみかみ百歳体操*」など口腔体操の実施、歯周病予防や口腔ケアの学習会の実施、広報誌への連載などにより、口腔機能を維持向上するためのポイントの情報発信を行っています。

また、在宅生活をしている寝たきり状態にある高齢者に対し、歯科医師の協力を得て口腔ケアを行うことによって、歯と口腔の健康を保ち、誤嚥性肺炎を予防し、「年をとっても自分の口からおいしく食べることができる口づくり」に取り組んでいます。

「四万十市歯と口の健康づくり基本計画」に記載する後期高齢者歯科健診受診率、口腔ケアと誤嚥性肺炎との因果関係に関する認知度は増加傾向にありますが、口腔ケアのために定期的に歯科健診を受けている高齢者の割合は減少しており、定期的な歯科受診の必要性について周知が行き届いていないことが課題です。

また、平成 29 年度に開設された「幡多在宅歯科連携室*」について、要介護認定結果通知にチラシを同封するなど、周知に努めています。

■今後の取り組み

地区健康福祉委員会や広報誌等により、口の健康づくりに関する情報発信を継続し、セルフケア能力の向上とかかりつけ歯科医による定期的な健診や専門的なケアの必要性についての啓発、「幡多在宅歯科連携室」の周知についても継続して取り組みます。

また、歯科医師会、幡多福祉保健所との連携のもと、引き続き歯科衛生士の確保や人材育成を図り、在宅支援ができる多職種連携による「食支援」の体制整備を図ります。

さらに、地区健康福祉委員会などで口腔体操を普及し、いつまでもおいしく食べることができる口づくりに取り組んでいきます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
口腔体操・学習会 実施団体（団体）	25	50	30	35	35	35
口腔体操・学習会 実施回数（回）	31	59	30	35	35	35
口腔体操・学習会 延参加者数（人）	332	634	400	450	450	450
幡多在宅歯科連携室 周知延件数（件）※	2,084	1,872	2,000	2,000	2,000	2,000

※要介護認定結果通知にチラシを同封し周知を行った件数

■実績と目標 「四万十市歯と口の健康づくり基本計画」掲載

	実績				目標			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
歯と口の手入れが誤嚥性肺炎の予防につながることを知っている高齢者の割合（％）※ 1	52.1		61.5		67.2	70.0	70.0	70.0
定期健診を受けている高齢者の割合（％）※1	33.4		26.5		42.2	50.0	50.0	50.0
60 歳代で自分の歯を 20 本以上有する人の割合（％）※ 2			59.3		63.6	65.7	67.9	70.0
後期高齢者歯科健診受診率（％）		16.8	17.0		18.5	19.3	20.0	20.0

※ 1 介護保険事業計画策定に係る「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」からの集計となっており、同調査を実施した平成 29 年度と令和元年度に実績を計上しています。

※ 2 健康増進計画策定に伴うアンケート調査からの集計となっており、実績は 5 年に 1 回計上されます。

第2節 生活支援体制の整備

1 生活支援体制整備事業（高齢者支援課）

（1）生活支援コーディネーター*（地域支え合い推進員）の配置

■現状

高齢者が在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスにおける提供体制や関係者のネットワーク構築に向けて、平成27年4月から「生活支援コーディネーター」を配置しています。活動内容として、既存のネットワークや組織・取り組み等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施しています。

市が定める圏域（協議体の単位）ごとに活動を展開しており、支え合いの地域づくりに関する勉強会や意見交換会を開催し、住んでいる地域の課題抽出やその解決のために出されたアイデアを実践に向けて具体化できるよう支援し、地域資源*やサービスの創出につなげています。

コーディネーターの活動の中で得られる関係者からの情報を盛り込み、在宅で安心して生活できるための食や生活支援・交通・医療情報等をまとめた「四万十市高齢者在宅生活ガイドブック」を作成したほか、高齢者の食の確保についても協議を深めるため、配食業者や移動販売等の情報をマッピングし必要な地域に調査を実施するなど情報の見える化の取り組みも行っています。その他、生活支援サービスの担い手となるいきいき生活応援隊養成講座を開催し、訪問型サービスAや介護サービス施設における補助員としての活動の場の創出に取り組み、地域の介護予防の担い手として介護予防サポーター養成講座も実施し介護予防活動の充実に向けた取り組みも継続しています。

これらの取り組みを実施するにあたり、地区組織や団体、地域包括支援センター、あったかふれあいセンター、事業所など関係機関との協議の場に積極的に出向き、関係者間での情報共有やネットワーク化の取り組みも推進しています。

■今後の取り組み

医療・福祉・介護関係者と連携し、生活支援の担い手となるいきいき生活応援隊養成講座を開催するとともに、介護保険外サービスとしてより柔軟に生活支援サービスが提供できるよう、マッチング機能を活用し効果的な生活支援提供の仕組みづくりに向け取り組みます。

住民の主体的な活動に向け、健康福祉委員会未設置地区の新たな立ち上げや介護予防サポーター養成講座の開催も含め、介護予防活動や地域づくり活動の充実を図るとともに高齢者の社会参加に関する体制づくりに努めます。さらに、各地域で開催される意見交換会等を通じてニーズの把握を行い、コミュニティソーシャルワーカーとも情報共有・協働しながら課題解決に向けた支え合いの取り組みが世代を超えて広く展開できることを目指し支援していきます。

（２）協議体*（四万十市生活支援等サービス体制整備推進会議）の設置

■現状

生活支援コーディネーターの活動を組織的に支援し、多様な主体間の情報共有や協働により資源開発を推進するため、社会福祉協議会*やNPO*法人、社会福祉法人、地域組織や団体、介護サービス事業者等の多様なサービス提供主体の委員で構成される「協議体」として、平成28年4月に「四万十市生活支援等サービス体制整備推進会議」が発足しました。

市が主体となり、定期的な情報の共有・連携強化の場として、市全域を1圏域として第1層協議体が設置されています。第1層協議体（四万十市生活支援等サービス体制整備推進会議）は、活動内容の進行状況に応じて年5回程度と必要に応じて開催しています。在宅で生活を継続するために必要な地域資源やサービスをまとめた「四万十市高齢者在宅生活ガイドブック」の作成を行うとともに、食の確保についての支援を検討するために、食に関する業者やサービスについて状況把握のためのマッピングを行い、地域に向けて食に関するアンケート調査を行うなど地域ニーズの把握・情報の見える化に取り組みました。また、後述の第2層協議体における活動支援や、自助・互助での解決困難な課題を検討する役割も担っています。

第2層協議体（第2層推進会議）は、平成29年度に助け合いの地域づくりにおける学習や活動の方向性など意識統一のための研修を開催し、平成30年3月より市を3圏域に分け、住民を主体とした協議体（中村東・中村西・西土佐圏域）が設置されました。身近な地域課題の抽出と解決に向けたアイデアを出し合い実践する場として各圏域あたり月1回開催し、実態把握のためのニーズ調査を経て、必要とされる取り組みを住民と協働し展開しました。新たな集まりの場や男性が主役となる教室の創出、介護予防活動メニューの作成、公共交通機関を活用した買物支援、不要な小型家電回収の助け合い活動、地域と学校との協力で開催した輪投げ大会の開催などの活動を通じて、必要な資源開発や支え合いの意識の醸成を図っています。

また、令和2年度より「四万十市地域福祉計画」の推進を目的としてコミュニティソーシャルワーカーが設置され、各地域（旧町村単位の12圏域）における小地域福祉計画の企画・実施に向け活動が行われています。より身近な地域で世代を超えて活動展開できるよう、この地域を軸として第2層推進会議の機能を担っていけるよう、コミュニティソーシャルワーカーと連携しながらより充実した活動支援が行われています。

■今後の取り組み

高齢者がより安心して在宅での暮らしが継続できるよう、協議体の開催を通して多様な事業実施主体間との連携・協働、住民主体による地域づくりの取り組みを推進していきます。

第1層協議体では「配食に関する調査」を実施して配食の需要における把握を行い、地域の飲食業者や支援者とともに食を提供するための仕組みづくりについて協議し、生活支援の一助となるような取り組みを推進していきます。また、生活支援の情報誌となる「四万十市高齢者在宅生活ガイドブック」を更新し、情報が広く周知されサービスの活用につながるよう、関係機関との連携強化を図ります。

第2層協議体においては、より身近な地域で課題を共有し、世代を超えた活動展開につながるよう、各地域（旧町村単位の12圏域）を軸とし、コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら取り組みが展開されるよう活動支援・実施へのコーディネートを行うとともに、住民主体の地域づくり活動への意識改革も推進していきます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第 1 層推進会議開催 回数 (回)	5	5	2	5	5	5
第 2 層推進会議開催 回数 (回)	12	37	36	48	48	48

2 コミュニティソーシャルワーカー*（CSW）設置事業（福祉事務所）

■現状

様々な地域課題が山積している現状において、身近な地域の困りごとに対して住民同士が課題を共有し、解決に向けた取り組みを行っていくため、令和元年度より地域座談会*を市内12地域において開催しています。地域座談会では、住民同士の話し合いによって地域課題に対して様々な意見が交わされており、今後はその意見を具体的な地域活動として実行に移していく地域力の強化を進めていく必要があります。

また、地域と関係機関等のつなぎ役となるコミュニティソーシャルワーカーを令和2年度より四万十市社会福祉協議会に1名配置し、地域座談会に関わっていくほか、高齢・障害・生活困窮など各分野にまたがる複合的な課題を抱えるケースについては関係機関の連携を図り、支援や見守り体制づくりを進めています。

■今後の取り組み

様々な地域課題について、住民自ら気軽に話し合いや相談ができる場を地域の中に定着していけるよう、各地域で地域座談会の開催を継続していきます。市や関係機関が、こうした地域の取り組みと一緒に関わりながら、必要とされる連携や体制づくりを進めていきます。

■実績と目標・見込値

	実績			目標・見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域座談会の開催回数（回）	—	12	33	33	33	33
コミュニティソーシャルワーカー担当ケース数（件／月）	—	—	10	10	10	10

※コミュニティソーシャルワーカーは、高齢・障害・生活困窮など他分野にまたがる複合的な課題を抱え、地域や関係機関の連携による支援や見守りを必要とするケースを担当し、地域や既存の支援機関による継続した関わりや見守りにつなげる役割を担います。

第3節 介護予防・日常生活支援総合事業*の推進

1 介護予防・生活支援サービス事業（高齢者支援課）

■現状

平成28年3月より、これまでの要支援1・2の方が受けていた介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護が総合事業に移行され、従来の介護予防事業と一体的に「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」として実施されることとなりました。

本市では平成29年4月から緩和した基準による訪問型サービスA（生活支援サービス）及び通所型サービスA（ミニデイサービス）を開始しました。

訪問型サービスAの支援内容は、旧介護予防訪問介護等のサービス内容の範囲内（老計第10号）に留まるため、散歩や話し相手など介護保険サービス以外による多様なサービス提供主体による多様なサービスの必要性が求められています。

掃除や洗濯、買物、調理等といった生活支援中心のサービスとなる訪問型サービスAの担い手として、平成29年度よりいきいき生活応援隊養成講座を実施していますが、受講後に訪問型サービスA事業所に登録し活動する人は少ない状況が続いています。そのため、介護サービス施設等における補助（レクリエーションの補助や見守り、配膳、話し相手等）について施設側に聞き取りを行い、補助員の需要など把握したことを情報提供し、いきいき生活応援隊員*の新たな活動の場へのマッチングを行いました。

また、令和2年7月より短期集中予防サービスとして「通所型サービスC」事業*を開始し、3か月を基本とした短期間で集中的に筋力強化プログラムを提供するとともに、栄養・口腔プログラムも取り入れ心身機能の改善を図り、自立した生活が継続できるよう生活環境へのアプローチもリハビリテーション専門職の支援を得ながら自立支援に向けたサービス提供を行っています。

■今後の取り組み

今後、少子高齢化に伴い介護人材の不足がより一層懸念されるため、有資格者であるホームヘルパーが身体介護に重点的に取り組めるよう、生活援助に対する訪問型サービスAの担い手としていきいき生活応援隊養成講座を実施し登録への促しを継続して行っています。また、養成講座受講者へ介護サービス施設補助員の活動や新たな生活支援サービスの取り組みについて活動紹介を行い、高齢者等の生活支援サービスの担い手の確保にも積極的に取り組んでいきます。

介護予防支援事業（ケアマネジメント）については、利用者の心身機能の改善だけでなく、家庭や地域の中に生きがいや役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう支援します。

通所型サービスCにおいては、令和3年度より1クール3か月あたりの利用人数を現在の5名から7名とし利用者数の増加を図るとともに、民間の介護サービス事業所において通所型サービスCの機能を取り入れてもらえるよう、事業所への周知や働きかけを行っていき、介護予防サービスの充実を目指します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
いきいき生活応援隊 養成講座受講者数 (人)	24	20	20	25	30	35
生活支援サービス等 担い手の登録者数 (人) (※)	1	4	4	15	20	25
通所型サービスC利 用者数 (人)	—	—	15	28	28	28

※生活支援サービス等：訪問型サービスA、介護サービス施設への補助員、生活支援の有償ボランティア等への担い手として事業所や団体へ登録した者の人数

2 一般介護予防事業（高齢者支援課）

（1）介護予防把握事業

■現状

閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、必要なサービスや関係機関、住民主体の介護予防活動へつなげることで、介護状態となることの予防を目的とする「高齢者閉じこもり等予防支援事業」を平成 28 年度から行っています。住民や関係機関からの相談、民生委員・児童委員や区長・地区健康福祉委員会への状況の聞き取り等より、生活状況未把握者や支援の必要性が高い方への訪問を実施して状況把握を行っています。月 1 回定期的に行われる検討会において、あったかふれあいセンター、地域包括支援センター等と協議し、介護保険サービスや福祉サービス、あったかふれあいセンターや地域活動など適切なサービスへの橋渡しや、高齢者の地域の集いへの参加促進についての対応を連携して取り組んでいます。

■今後の取り組み

関係機関と連携し、閉じこもり等支援の必要な高齢者への訪問・対応を行うとともに、地区健康福祉委員会や集まりの場等での相談窓口の周知、また、状況が把握しづらい集合住宅等にはチラシをポスティングするなどして相談に少しでもつながるよう活動方法も考慮しながら閉じこもりを予防し、地域の集いの場への参加を促進するとともに、適切な医療や介護サービスへつなげられるよう支援します。

■実績と目標・見込値

	実績			目標・見込値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
検討会開催回数 (回)	12	12	12	12	12	12
訪問実施件数 (実人数 : 人)	77	68	70	70	70	70
関係機関やサービスにつなげた件数 (実人数 : 人)	58	62	60	60	60	60

(2) 介護予防普及啓発事業

■現状

介護予防教室や介護予防活動を行う集いの場への参加を通じて、高齢者が自身の健康保持増進や介護予防活動に取り組み、日常生活において習慣化がされるよう支援を行うとともに、年1回介護予防講演会を開催し、介護保険の目的や自立した生活を維持するためのポイント、フレイル予防など住民へ向けた介護予防の普及・啓発に取り組んでいます。

■今後の取り組み

① 温水トレーニング教室

腰や膝への負担を軽減できる水中運動を利用し、高齢者が生活の中に運動を取り入れる動機となるよう、筋力の柔軟性の維持・向上を体感できるトレーニングを実施しています。リピーターが多く、新規参加者が約2割弱と少ないことが課題となっており、新規参加者を増やすため、集いの場や健診等の機会を利用して事業の周知を行います。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
温水トレーニング教室参加者延人数(人)	2,060	1,901	1,680	2,000	2,000	2,000

② 高齢者はつらつデイ筋力アップ教室

はつらつデイサービス利用者を対象に、転倒骨折の予防及び加齢に伴う運動器の機能低下の防止を図るため筋力アップ教室を実施しています。利用者にとっては月1～2回の実施ではありますが、介護予防への取り組みの動機づけとなっています。

今後は、令和2年度から開始された通所型サービスCを含む、他の介護予防事業との関係性等を整理するとともに、事業の位置づけ及び規模について検討していきます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者はつらつデイ筋力アップ教室参加者延人数(人)	3,117	3,520	1,280	1,440	1,440	1,440

③ まちなかサロン*

平成 29 年度から、高齢者の活発的な生活の促進、自主的な介護予防の推進、高齢者の社会参加の場を目的に週 4 日開所しています。いつでも気軽に誰もが自由に出入りできる場所として、まちなかサロンを新設し、介護予防や健康の保持増進に関する講話等を通じて普及・啓発を行っています。

令和 2 年度現在、利用者の多くが女性となっているため、周知活動を継続するとともに、男性も参加しやすい活動内容を取り入れる等、男性利用者の増加も目指します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
まちなかサロン参加者 延人数（人）	6,316	4,921	3,280	4,000	4,000	4,000

④ 介護予防講演会

平成 30 年度から、介護保険の目的や自立した日常生活を維持するための手法、フレイル予防、介護予防を通じた住民による地域づくり等の内容で講演会を行っています。講演会は、介護予防の必要性や自主的な介護予防活動の推進へとつながるよう毎年開催しています。

今後は、講演会の開催及び目的を広く周知するとともに、自宅及び通いの場において実践できる講演内容を設定することで介護予防活動の波及を目指します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
講演会参加者数（人）	70	51	48	50	50	50

(3) 地域介護予防活動支援事業

■現状

健康・福祉地域推進事業の1つとして、地区健康福祉委員会で「介護予防、健康推進事業」を実施しています。

地域の通いの場として、全地区民を対象に介護予防活動や健康づくりに関する学習会を行い、高齢者や障害者も健康で生きがいを持って自立した生活が送れるよう実施していますが、後継者不足や定期的な活動が実施できないなどの課題も発生しています。一方、介護予防活動では、いきいき百歳体操やゴム体操等の筋力アップを目的とした活動のほか、季節に合わせた小物づくりやカラオケ等を組み合わせて取り組んでいる地区もあり、体操に特化した活動を求める高齢者が自主的な活動グループを展開するなど、高齢者を分け隔てることなく地区全体で取り組む、地域介護予防活動がみられます。

また、若い世代や元気高齢者層が介護予防体操のリーダーとして積極的に活動に関われるよう、介護予防サポーター養成講座や各地区で理学療法士*によるいきいき百歳体操教室を実施しました。さらに、介護予防に効果があり、子どもから高齢者まで誰でも楽しめる活動である輪投げの推進に取り組みました。市が主催する大会のほか、地域別の大会が企画・運営され、地区の活動に輪投げの自主練習日が設けられるなど、盛んな活動が行われています。

■今後の取り組み

「介護予防、健康推進事業」においては、介護予防に取り組むにあたり健康の保持増進の視点も不可欠なことから、体力測定や健康教室の実施とあわせた介護予防の推進を図るとともに、介護予防体操指導、健康づくりに関する学習会講師等、専門職によるサポートを引き続き行います。

また、自分自身の健康状態を把握し生活改善につながる主体的な介護予防の取り組みとして、測定機器やチェック資料を用いて行うフレイルチェック*活動を取り入れ、フレイル予防活動が地域で展開でき、支え合いの地域づくりにもつながるよう実施・導入への支援を行っていきます。

今後も、輪投げ大会の開催をはじめとした、取り組みへの動機づけや委員会活動の啓発により、地区健康福祉委員会による介護予防活動の通いの場が継続的に行われるよう支援するとともに、地区内のつながりがより強固なものとなり、地域ぐるみの「自助」、「共助」による取り組みが拡充されるよう支援します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護予防、健康推進事業委託団体数（団体）	66	68	74	75	76	77

(4) 一般介護予防事業評価事業

■現状

地域づくりの観点から一般介護予防事業も含め、総合事業全体の事業評価を行うもので、令和2年度に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を主として実施しました。

■今後の取り組み

「四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会」において、年度ごとの事業実績の総括を報告し、一般介護予防事業の効果について、指標による客観的な評価を実施します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運営協議会実施回数(回)	3	1	4	3	2	4

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

■現状

地区健康福祉委員会における介護予防活動の充実を図るよう、理学療法士などの専門職が関与し運動機能の維持向上や健康保持増進に向けた支援を行うほか、リハビリテーション専門職の紹介を行いながら、地区健康福祉委員会の活動が広く展開されるよう支援しています。

また、リハビリテーション専門職による介護支援専門員や介護サービス事業所職員等への自立支援に向けた支援に関する講義や、地域ケア会議におけるアドバイス・指導を得るなどし、会議の充実とスキルアップを図っています。

■今後の取り組み

地域における介護予防活動の充実を図るため、リハビリテーション専門職等による、介護予防について知識の習得・実践指導等を行い、介護予防活動の充実を図ります。

また、リハビリテーション専門職等による介護サービス事業所職員等への自立支援に資するサービス提供における技術的指導や助言、地域ケア会議におけるケアマネジメント支援についても引き続き行います。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体操指導(回)	1	4	0	2	2	2
講演会(回)	1	1	2	1	1	1
ケア会議指導(回)	—	1	0	1	1	1

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

■現状

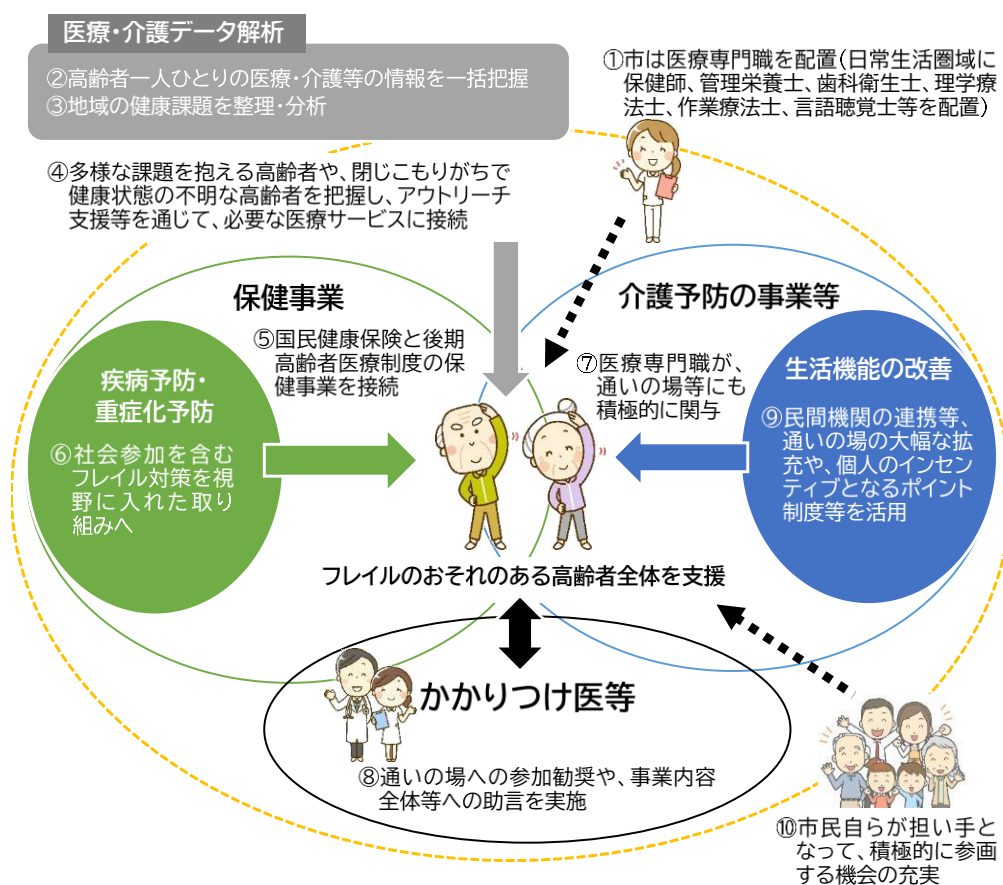
国では、75 歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等が進められています。

■今後の取り組み

令和6年度までに全市区町村で実施することとされている「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について、人員の確保をはじめとした課題を解決するべく協議・調整を行い、事業の早期実施に努めます。

また、KDBシステム*を活用し、後期高齢者の医療・健診・介護レセプト*データ等により、地域の健康課題の分析や個別訪問を必要とする対象者等の把握を行い、地域の医療機関団体等との積極的な連携・課題の共有を行うとともに通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談の実施及び高齢者の状況に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援等の双方の取り組みを関係機関と連携して進めます。データの利活用にあたっては、個人情報取り扱いへの配慮等を含めた環境の整備に努めます。

介護予防事業と保健事業を一体的に実施できる体制整備イメージ



資料：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について[概要版]
(令和2年4月厚生労働省保険局高齢者医療課)の図を基に作成

第4節 社会参加と生きがいの充実

1 高齢者はつらつデイサービス事業（高齢者支援課）

■現状

四万十市多目的デイ・ケアセンターで、高齢者が楽しみを持って生きがいのある生活ができるよう、健康チェック、介護予防体操、ゲーム（認知症予防）により利用者の健康管理・介護予防を支援するほか、昼食の提供、送迎時の買物支援、季節に合わせた創作活動等のサービスを提供しています。

また、市広報誌には毎年度初めに事業紹介を掲載し、「健康玉手箱」の連載においても、利用者の声を含めたサービス紹介記事を掲載することで、事業の周知を行いました。

また、同センターにおける通所型サービスCの開始に伴い、高齢者はつらつデイサービスの提供日は週5日から週3日に変更しましたが、利用者の班編成や送迎ルート工夫により利用者数の維持を図りました。

■今後の取り組み

今後も引き続き、要介護（支援）認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、自身の健康管理や介護予防に取り組むとともに、楽しみを持って生きがいのある生活ができるよう、健康生活指導や送迎時の買物支援等の各種サービスの提供を行います。

事業の実施にあたっては、広報誌等を利用した周知活動による新規利用者の発掘や、利用者のニーズに対応した事業の見直し等を行います。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高齢者はつらつデイサービス延参加人数 (人)	3,177	3,520	1,280	1,440	1,440	1,440

2 老人クラブへの支援（高齢者支援課）

■現状

社会奉仕活動事業、老人教養講座開催等事業、健康増進事業により奉仕活動や文化の継承等を行っている老人クラブに対して助成を行っています。

地区健康福祉委員会の活動と重なる部分もありますが、老人クラブ独自の活動が継続できるよう支援しています。

■今後の取り組み

高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、文化の継承など地区健康福祉委員会では取り組めていない独自の活動もあるため、今後も引き続き高齢者の多様な活動の場となるよう支援します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助成団体数（団体）	26	23	24	24	24	24

3 生涯学習の推進（生涯学習課）

■現状

集い学ぶことで生涯学習のきっかけをつくり、仲間づくりを通じて生活に生きがいと潤いをもたらす場として四万十シルバー教室を開設しています。

令和2年度は、8講座 224 名の方が受講しています。

受講生の募集については、広報により広く周知を図り、新規受講者の取り込みに取り組みました。

■今後の取り組み

今後も引き続き、四万十シルバー教室を開設し、高齢者の生きがいと仲間づくりを目的に、様々な種類の講座を開設し、心身ともに健康で文化的で心豊かな人生を送れるよう、関係団体等と連携し、高齢者の学びの機会として提供します。

また初心者の方でも積極的に受講できるよう周知し、生涯学習を推進します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受講者数（人）	263	253	224	230	230	230

4 高齢者の就労の場の確保（高齢者支援課）

■現状

高齢者がこれまで培ってきた技術・知識等の経験を活かして地域貢献を行うことで、いつまでも健康で生きがいのある生活が送れるよう、就労意欲のある高齢者に対してライフスタイルに合わせた就業機会を提供するシルバー人材センター*に対して助成を行い高齢者の就業を支援しています。

シルバー人材センターの会員数や就業延人数はともに微増しており、人手不足となっている業種と新規契約を交わすなど、高齢者の就業の場の確保などにつながっています。

就労意欲のある高齢者が現役世代を支え、また人口減少等による人手不足を解消するとともに、急増する後期高齢者の支援者となり地域ニーズに対応できるよう、活動内容の拡大や、会員増に対する取り組みへの支援も大切となっています。

■今後の取り組み

高齢者が積極的に社会参加することや地域貢献活動へ参加していくことは、高齢者自身の生きがいや介護予防につながるだけでなく、少子高齢化社会において、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会*」の実現に向けても大変重要であるため、高齢者がこれまで培ってきた技術・知識等の経験を活かし、就労意欲のある高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターに対して引き続き支援を行っていきます。

生産年齢人口の減少によりサービス業等での人手不足が問題となり、労力の負担を分け合うため高齢者の就労はこれまで以上に地域にとって重要となっています。こうした人手不足の業種に加え、育児・介護といった現役世代を支える分野において高齢者が活躍でき、地域社会の活性化に貢献されるよう高齢者の就業への取り組みを支援していきます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
シルバー会員数（人）	277	282	295	316	334	346
シルバー就労延人数 （人）	12,886	12,997	13,200	14,540	14,945	15,215

第5節 在宅生活支援サービスの充実

1 健康・福祉地域推進事業（高齢者支援課）

■現状

地区健康福祉委員会では、「介護予防、健康推進事業」「支えあいの地域づくり事業」を実施しながら、高齢となっても健康で安心して暮らすことのできる地域づくりを推進しています。

各事業では、健康意識の向上、個々のニーズに応じた在宅生活における支援などを行っており、介護予防活動においては、住民同士の交流により地域の絆が深まることで、災害時の相互扶助も期待されています。

また、中学校区ごとに年1回意見交換会を実施しており、近隣地区同士による情報交換や各地区の取り組みを紹介することで、各地区健康福祉委員会の活動の充実を図っています。

令和2年現在、市内166地区中116地区（約70%）で委員会が設立され、地区の事情に合わせた方法で事業が行われていますが、活動場所や人材不足等の理由により、中村市街地と具同地区での委員会設置率が低い状況となっています。活動未実施の地区に対しては、個別に事業や手続についての説明を行うほか、地区ごとに行われている工夫や活動を支援（専門職の派遣等）する団体の紹介など、委員会活動実施に向けた働きかけを行っています。

■今後の取り組み

地区健康福祉委員会を設立していない地区に対し、積極的に説明会を開催しながら設置率の向上を目指します。

また、保健師等による専門職の介入など活動の拡充に向けて支援を行います。

高齢になっても健康で安心して暮らすことのできる地域づくりに向け、「介護予防、健康推進事業」と「支えあいの地域づくり事業」を引き続き実施し、地区健康福祉委員会を設立していない地区に対して積極的に説明会を開催するとともに、事業に取り組んでいる地区に対しては、保健師・社会福祉協議会・あったかふれあいセンター等による専門職の介入や、地区意見交換会・地域座談会での地域情報共有を通して、活動を維持・拡充していけるよう地区及び関係機関と協同して取り組みます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地区健康福祉委員会 設立数（団体）	121	119	116	117	117	118

2 配食サービス事業（高齢者支援課、保健課）

■現状

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、「安否確認」「食の提供」「見守り」「フレイル予防」を目的として配食サービスを実施します。

中村地域では、ボランティアの協力を得て、75 歳以上の在宅でひとり暮らしの方などを対象に「安否確認」を目的に社会福祉協議会が実施した配食サービスに対し、補助金を交付しました。

西土佐地域では、週1回から週3回まで対象者の現状に合わせて「食の確保と見守り」を目的として、NPO 法人に業務を委託し、配食サービスを行っています。

■今後の取り組み

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象に、自立した生活を支援するため、食生活の支援の1つとして配食事業を引き続き実施・支援します。

また、高齢者が低栄養状態に陥らないために必要な栄養管理などの情報提供や相談・助言にも努めます。

今後、ますます高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、ボランティアの確保や制度の見直し等を検討しながら、継続的に支援を行います。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
中村地域利用延人数 (人)	3,717	4,003	3,800	4,100	4,100	4,200
西土佐地域利用延人数 (人)	604	936	650	1,100	1,100	1,200

3 訪問理美容サービス事業（高齢者支援課）

■現状

在宅で生活している要介護3以上の認定を受けた方や身体障害の程度が2級以上の方のうち、外出が困難な方を対象に、在宅において尊厳のある生活が送れるよう、自宅に理容師又は美容師が訪問する費用を助成しています。

■今後の取り組み

身だしなみを整えることは生きる喜びにもつながるため、より多くの方が利用できるよう、広報誌等を通じて住民、関係機関等に周知するなど、利用促進を図ります。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延利用件数（件）	10	16	15	24	27	27

4 あんしんコール事業（高齢者支援課）

■現状

ひとり暮らし又は高齢者のみの二世帯に対して緊急通報装置を貸与し、24 時間体制で急病や火災等の緊急通報に対応しています。

平成 28 年度からは、適切なアセスメント*が行えるよう、看護師や保健師等の専門的知識を有するオペレータを配置し、体調等に不安がある時の利用者からの相談や、健康状態の確認のため定期的に連絡を入れるなど、より安心して生活が送れるよう支援しています。

■今後の取り組み

ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれるため、事業周知を徹底し、住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるよう、事業を継続して実施します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年度末時点の設置台数（台）	86	77	77	77	77	77

5 住宅改造支援事業（高齢者支援課）

■現状

在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けた高齢者が、その世帯の住環境整備や介護者の負担軽減を図るため、住まいを身体の状態に応じて安全で利便性に優れたものに改修する場合に、介護保険サービスの住宅改修とは別に補助を行っています（高知県補助事業）。

介護支援専門員や改修事業所の適切な支援により、利用者にあった改修を行っています。また、専門的な知識を有する者に相談できる県の住宅改造アドバイザー派遣事業を活用し、身体状態にあった適切なアドバイスをを行っています。

■今後の取り組み

今後も介護支援専門員を中心に事業を周知するとともに、住み慣れた自宅で安心した生活が送れるよう、県の住宅改造アドバイザーの派遣事業等を活用し、個々の状態に合わせた住宅改修を支援します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用件数（件）	7	3	5	7	7	7

6 高齢者防火用具購入費補助事業（高齢者支援課）

■現状

高齢者のみの世帯で、火災から身の安全を守るための火災警報器・消火器・電磁調理器の購入費の一部を補助しています。

■今後の取り組み

今後も在宅高齢者のニーズの把握や防火用具の見直しを図りながら、在宅高齢者の安心・安全な住環境づくりを支援します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
火災警報器設置件数 (件)	0	1	1	1	2	3
消火器設置件数（件）	1	1	1	1	2	3
電磁調理器設置件数 (件)	1	0	1	2	2	3

7 家族介護支援事業（高齢者支援課）

（１）家族介護用品の支給

■現状

在宅介護を支援するため、非課税世帯で、要介護４以上の認定を受けた高齢者を在宅で介護している介護者に対して介護用品購入のためのクーポン券を発行し、介護者の経済的・精神的負担の軽減を図っています。

■今後の取り組み

家族介護用品の支給については、地域支援事業における任意事業*の対象外となったため、周辺地域の動向を確認しながら一般財源化や事業の見直しについて検討します。

■実績と見込値

	実績			見込値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数（人）	33	21	17	15	15	15

（２）在宅介護手当の支給

■現状

在宅介護を支援するため、要介護３以上の認定を受けた高齢者を在宅で介護している介護者に対して介護手当を支給し、介護者の経済的・精神的負担の軽減を図っています。

制度改正により、平成 28 年度からは要介護３のみに対し、過去 1 年以内にサービスの利用のなかった者の介護者に支給することとしました。

■今後の取り組み

一定の区分以上の要介護認定を受けた高齢者を在宅でお世話している介護者に対する経済的負担の軽減と精神的援助を図るため、要件を満たす介護者に介護手当の支給を行います。

■実績と見込値

	実績			見込値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数（人）	51	46	36	30	30	30

8 中山間地域の介護サービス確保対策（高齢者支援課）

■現状

中山間地域で生活する高齢者が、介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスを十分に受け、安心して暮らし続けることができるよう、中山間地域へサービスを提供する事業者に対して経費の一部を補助しています。

■今後の取り組み

今後も引き続き、中山間地域で生活する高齢者が、介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスを十分に受け安心して暮らし続けることができるよう、中山間地域へサービスを提供する事業者に対して経費の一部を補助します。

■実績と見込値

	実績			見込値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数（人）	114	115	95	100	100	100

9 あったかふれあいセンター事業（高齢者支援課、保健課）

■現状

あったかふれあいセンターは、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に立ち寄れる場、集える場として市内3ヶ所に開設しており、各センターの特色を出しながら、関係機関と連携のうえ、介護予防運動や配食活動、訪問相談、定期的な見守り、既存の制度では行き届かない生活支援サービスの提供などを行っています。

そのほか、認知症カフェ*や子ども食堂*、地区の健康福祉委員会への支援を行っています。

■今後の取り組み

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、市民誰もが気軽に立ち寄れる場、集える場、また、既存事業以外の福祉サービスを提供する地域福祉の拠点と位置づけ、機能強化を図るとともに、行政との担当者会やサービス担当者会議などを通じて関係機関との情報交換や情報共有を行いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現に向けて生活課題に対応した支え合い活動などを行うセンター事業に継続して取り組みます。

また、区長や民生委員・児童委員等への事業の周知を継続し、支援が必要な方が確実に支援を受けることができるよう取り組みます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
アルメリア延利用・支援者数（人）	12,810	11,991	11,000	11,000	11,000	11,000
愛・ハピネス延利用・支援者数（人）	14,550	16,133	16,000	16,000	16,000	16,000
いちいの郷延利用・支援者数（人）	11,099	10,301	11,000	12,000	12,000	12,000

第6節 感染症及び災害への対応

1 介護サービス事業所における感染症及び災害への対応（高齢者支援課）

（１）感染症対策に関する取り組み

感染症の発生及びまん延などの事態に備え、感染拡大防止に係る情報提供、研修の実施、マニュアル及び業務継続に向けた計画作成への支援などに取り組みます。

また、感染症発生時の事業継続に向けた事業所間の協力体制構築や、感染症対応に必要な衛生用品の配布などについても適宜支援を行っていきます。

（２）災害への対応力強化

各介護サービス事業所の状況に応じた災害に備えて、「高知県社会福祉施設防災対策指針*」に基づいた適切なマニュアル作成、訓練の実施などについて引き続き支援を行い、事業所の災害対応力の強化を図ります。

また、市が指定を行う事業所において、実地指導、運営推進会議などの機会に適宜フォローアップを行います。

2 要配慮者*対策、福祉避難所*における対応（高齢者支援課、福祉事務所、地震防災課）

近年、台風や豪雨による大規模な災害が頻繁に発生しています。さらに、近い将来、南海トラフ地震が起こるとされていることから、災害発生時の被害を最小限に抑えるため、日頃からの備えが重要となっています。大規模な災害時には行政による個別の対応が困難であるため、住民自らが防災意識を高く持つことはもちろん、災害時に住民が互いに助け合う地域の力が必要不可欠であることから、自主防災組織*等と連携し地域防災力を向上していく取り組みを推進しています。

また、避難行動要支援者台帳*の整備や福祉避難所の指定を行い災害時の高齢者等を支援する取り組みを進めています。引き続き避難行動要支援者台帳を活用するとともに、災害発生時の避難において支援が必要な方の情報を地区や自主防災組織等と共有・連携し、情報交換や活動の連携、体制の構築、訓練など地域防災の充実に向けた取り組みを進めます。

福祉避難所については指定避難所での生活に困難を抱える要配慮者の二次避難先として介護施設等の協力を得て指定を進めていますが、現在、大規模な災害時に想定される要配慮者をすべて受け入れられるだけの福祉避難所指定に至っていません。福祉避難所を確保し資器材の整備や、福祉避難所の開設や運営についての訓練を支援するとともに新たな指定により受入定員を拡充するよう取り組みを進めていきます。

第5章 地域包括ケアシステムの整備

第1節 地域包括支援センターの運営

1 地域包括支援センターの機能強化（高齢者支援課）

■現状

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するためには、医療、介護に携わる多職種間の連携強化及びボランティア等の住民活動などを含めた地域の様々な資源の連携が必要です。

その中で、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、人員体制や業務内容の見直し、効果的な運営の継続などによる機能強化が求められています。

こうしたことから、地域ケア会議や介護支援専門員連絡会・研修会、認知症施策等を通して、多職種連携の取り組みを進めていますが、介護支援専門員をはじめ最低限の人員確保にも苦慮しており、事業の拡充に向け大きな課題となっています。

※包括的支援事業*の充実を図るために、市条例人員基準に基づき、下記のとおり体制を整備しています。

・センター長（一般行政職員）	1名
・主任介護支援専門員	1名
・保健師	2名
・社会福祉士*	2名

■今後の取り組み

今後、高齢者人口や要支援・要介護認定者、認知症高齢者は増加することが見込まれていることから、地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援センターの更なる機能強化を図ります。そのためにも、引き続き業務量と役割に応じた適切な人員の確保及び専門職の資質向上により、体制を強化し、地域ケア会議や認知症施策の推進等、多職種間の連携強化を目指した包括的支援事業の充実を図ります。

さらに、国で新たに創設された重層的支援体制整備事業*について、市における検討状況を踏まえつつ、当該事業と連携したスムーズな相談支援の実現を目指します。

2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（高齢者支援課）

■現状

多職種による定期的な地域ケア会議や認知症ケアの研修会等の実施により適切なケアマネジメントの普及と情報の共有ならびに多職種間の連携強化、関係者の資質向上を図っています。

また、定期的な介護支援専門員連絡会・研修会を開催するとともに、介護支援専門員への個別支援（ケース対応における助言、同行訪問等）やケース検討会の開催等による支援、助言等も行っています。

研修会等を通じ、医療と介護の連携を図っていますが、介護支援専門員と主治医との連携については、これからの課題となっています。

■今後の取り組み

高齢者個々の状態に応じた適切かつ包括的・継続的な支援が行われるよう、主治医と介護支援専門員や、関係機関相互の連携ならびに多職種協働の体制づくりが必要です。

地域ケア会議や認知症ケアの研修等、多職種での研修・会議を定期的に行うことで、介護支援専門員と医療機関を含めた関係機関との連携強化を図るとともに、関係者の資質向上も目指します。

また、定期的な介護支援専門員連絡会において研修を行うとともに、日常的な相談の受け付けや助言等により介護支援専門員への後方支援を行います。

■実績と目標・見込値

	実績			目標・見込値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域ケア会議（回）	20	19	15	20	20	20
介護支援専門員連絡 会・研修会（回）	8	8	9	9	9	9
介護支援専門員支援等 ケース会議（回）	6	8	6	8	8	8
個別相談（件）	25	33	20	30	30	30
その他会議（件）	123	111	40	120	120	120

3 総合相談・支援事業（高齢者支援課）

■現状

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、あったかられあいセンターや社会福祉協議会、地区健康福祉委員会等が行う見守りや訪問活動と連携し、支援が必要な高齢者の早期発見・早期対応を図っています。

相談件数は増加傾向にあり、特に権利擁護関係（その中でも成年後見制度に関するもの）の相談が増加しています。

こうした中、職員の資質向上を図るため、研修の受講や地域ケア会議の開催、権利擁護関係では弁護士、司法書士からの助言等により取り組んでいます。

■今後の取り組み

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、在宅生活を続けることへの不安等から地域包括支援センターに寄せられる相談は今後ますます増加し、相談内容も複雑多岐にわたることが予想されます。ホームページの活用等、様々な方法により地域包括支援センターの周知を図るとともに、地域住民や関係機関等と連携を図りながら支援が必要な高齢者の早期発見・早期対応に取り組めます。

また、各種研修や会議などにより対応する職員の資質向上にも取り組めます。

■実績と見込値

	実績			見込値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規相談件数（件）	593	754	650	750	750	750

4 権利擁護事業（高齢者支援課）

（１）高齢者虐待*の防止・対応

■現状

高齢者虐待に対する意識の向上を図るため、広報誌や市ホームページ等において周知・啓発を行うとともに、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を図っています。事例に対しても、高齢者虐待防止ネットワーク会議を活用しながら警察や弁護士、各専門機関等より情報提供や助言、協力等をいただきながら対応しています。

■今後の取り組み

高齢者虐待に対する市民の意識の向上を図るため、今後も広報誌や認知症講座、地区健康福祉委員会等において周知・啓発を行います。地域密着型サービス等に対しては、実地指導により高齢者虐待の未然防止に取り組みます。

また、高齢者虐待防止ネットワークの機能を活かし関係機関と連携しながら、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、研修会を実施し、対応力向上、連携強化を図ります。

■実績と見込値

新規相談件数（件）	実績			見込値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
虐待に関する相談	12	9	11	10	10	10
金銭管理に関する相談	12	10	5	10	10	10
消費者被害に関する相談	1	1	1	1	1	1
その他の相談	3	6	7	5	5	5

（２）成年後見制度の利用促進

■現状

関係機関や市民からの相談を受け、成年後見制度の情報提供や申立手続の支援、市長による申立を行うことで、金銭管理や契約行為等における判断能力が低下した高齢者の権利擁護を図っています。

また、高齢者福祉に関わる関係機関を対象とした研修会の実施や市民広範に対しての広報活動により、成年後見制度の周知を図っています。

申立支援においては、必要に応じ、司法書士や裁判所等から助言を得ながら実施しています。

令和元年度には「第3期四万十市地域福祉計画」とあわせて「四万十市成年後見制度利用促進基本計画」を作成しました。「四万十市成年後見制度利用促進基本計画」では、各種支援策の充実を図ることとしています。

■今後の取り組み

今後も成年後見制度の利用に関し、申立手続の支援や市長による申立を行うことで、判断能力が低下した高齢者の権利擁護を図っていきます。

また、高齢者福祉に関わる関係機関とネットワーク（協議会）を形成し、連携強化を図るとともに、市にネットワークの中核となる機関（中核機関）を整備し機能を強化します。

また、広報誌への掲載、研修会や講座の開催等により広報活動を行い、成年後見制度の更なる周知を図ります。

■実績と見込値

	実績			見込値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市長申立支援（件）	2	2	6	7	7	7
相談のみ（件）	6	10	9	10	10	10

5 地域包括支援センターの業務評価（高齢者支援課）

■現状

地域包括支援センターの自己評価を基に市が業務評価を行い、地域包括支援センター運営協議会にて報告、評価を受けることで、公正・中立・円滑・適正な運営及びその強化を図っています。平成 29 年からは、認知症初期集中支援チーム検討委員会を兼ねて開催しました。

また、情報公開制度を活用し、地域包括支援センターの取り組みについて周知を行いました。

■今後の取り組み

今後も地域包括支援センター運営協議会を定期的に行い、地域包括支援センターの適正な運営及び機能強化を図ります。

また、効果的な運営の継続を図るため、PDCAサイクルを充実させ継続的な評価・点検の取り組みを強化します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
運営協議会（回）	1	1	1	1	1	1

第2節 地域ケア会議*の充実（高齢者支援課）

■現状

地域包括支援センターにおいて、平成27年度から定期的に多職種協働による個別事例の検討を行う地域ケア個別会議を開催し、専門職の資質向上や地域のネットワーク構築に取り組んでいます。また、ケアマネジメント支援やサービスの適正化につながるよう、「同居家族がいる場合の生活援助」、「軽度の要介護者への福祉用具のレンタル」、「要介護認定期間の半数を超える短期入所利用」等について、居宅介護支援事業所のケースも積極的に検討しています。

■今後の取り組み

今後も個別事例の検討を行う地域ケア個別会議を定期的に行い、多職種間の連携強化や専門職の資質向上につなげ、適切なケアマネジメントの普及を図ります。

また、第8期からは、地域に不足している資源やサービス、連携が必要な職種や深刻化が予測される地域課題を明らかにし、関係者間で課題の共有と検討を行う地域ケア推進会議を開催できるよう取り組みます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域ケア個別会議 開催回数（回）	20	19	15	20	20	20
地域ケア個別会議 参加専門職数（職種）	9	9	9	9	9	9
地域ケア推進会議 開催回数（回）	0	0	0	1	1	1

第3節 在宅医療・介護連携の推進（高齢者支援課）

■現状

多職種連携による支援体制を構築するため、地域の医療・介護資源の把握、多職種連携のための研修会等を幡多福祉保健所及び関係市町村と連携しながら実施しています。

切れ目のない医療と介護の提供体制構築のためには、医療・介護関係者の理解と協力を得ながら取り組むことが重要であるため、研修会のテーマとして、困難事例への対応や看取り対応など、多職種連携の必要性が高いものを取り上げています。

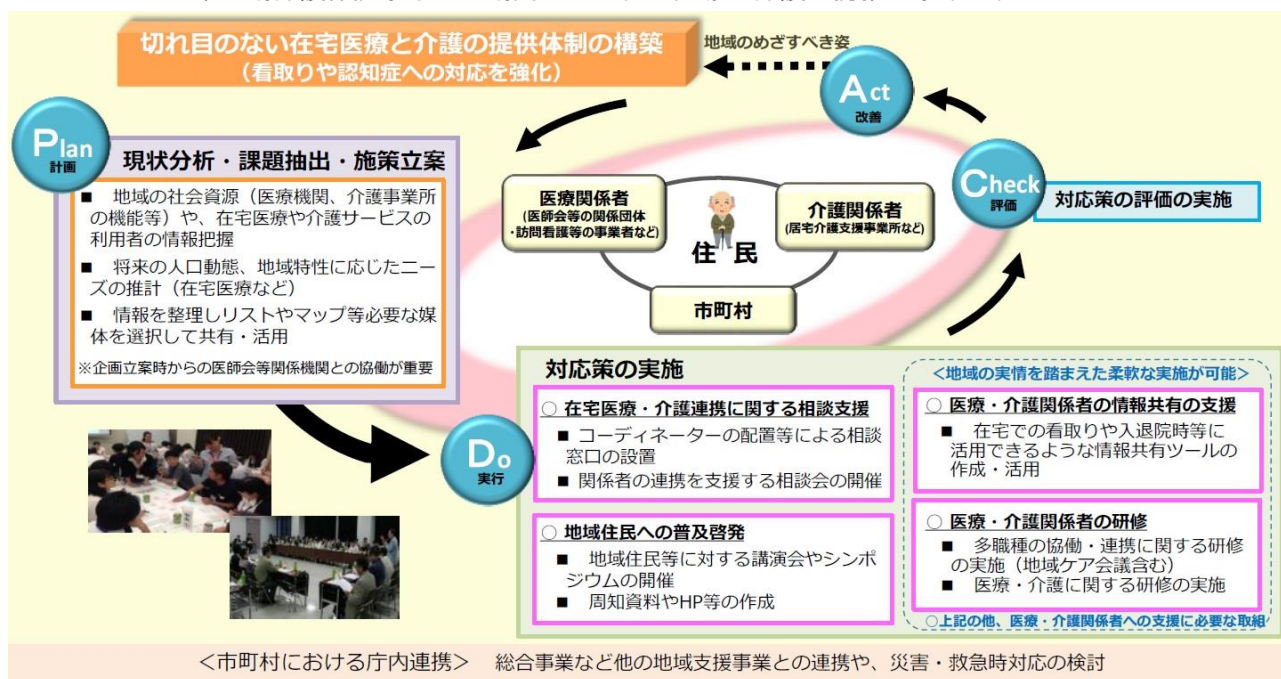
■今後の取り組み

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、行政関係者、医療・介護関係者の協働・連携による、切れ目のない医療と介護提供体制の構築を目指します。

今後とも、研修会の開催を通じた多職種間の関係づくりと医療・介護関係者の相互理解を図ると同時に、看取りや在宅医療の活用に関する市民向け講演会を実施し啓発に取り組みます。

また、在宅医療・介護連携推進事業*の推進にあたっては、総合事業など他の地域支援事業との連携を図りながら、PDCAサイクルに沿った取り組みに努めます。

第8期介護保険事業計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方



資料：厚生労働省老健局老人保健課「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」

■実績と目標

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修回数（回）	1	1	1	1	1	1
参加者数（人）	39	54	55	50	50	50

第4節 認知症施策の推進

1 認知症サポーター・キャラバンメイトの養成（高齢者支援課）

■現状

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を応援する「認知症サポーター」の養成講座を、市内の地区健康福祉委員会や金融機関等の事業所、看護学校で開催しています。

認知症サポーター養成講座は、主に地域包括支援センターの職員を講師として実施していますが、関係機関や一般市民の「認知症キャラバンメイト*」の参画が少ないことが課題です。

今後、キャラバンメイトの活動の場を広げるためには、メイトへの意向調査や講師用のマニュアルの作成等を検討する必要があります。

■今後の取り組み

認知症サポーターの養成講座を、引き続き市内の地区健康福祉委員会や事業所、看護学校で開催していくとともに、小中学校や店舗、各種団体等にも対象を拡げ、認知症についての理解を広く普及します。

また、認知症サポーター養成講座の講師用マニュアルを作成し、「認知症キャラバンメイト」が講師として活動できる場を広げられるよう、取り組んでいきます。

さらに、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターの支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）について、地域の特性に合わせた形での構築を目指し、体制づくりを行います。

■実績と目標

		実績			目標		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認知症 サポーター 養成講座	開催回数 (回)	8	6	8	10	10	10
	参加延人数 (人)	246	164	200	200	200	200
	参加累計 人数(人)	3, 491	3, 655	3, 855	4, 055	4, 255	4, 455

2 地域での見守り体制の整備（高齢者支援課）

■現状

認知症の方やその家族の負担を軽減できるよう、地区健康福祉委員会での活動や認知症サポーター養成講座を通して、地区内の多くの方が認知症を理解し、支援が必要な方に対して見守りや声掛けができるような「共生」の地域づくりに取り組んでいます。

■今後の取り組み

認知症の方とその家族が安心して暮らせるよう、地域の方に「認知症サポーター養成講座」等を通じて認知症への理解を深めていただくとともに、地区健康福祉委員会での「認知症講座」の開催や見守り活動等、認知症の方を見守ることができるネットワークの構築を進めます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数（回）	5	4	3	5	5	5
参加者数（人）	86	54	40	50	50	50

3 認知症ケアの質の向上（高齢者支援課）

■現状

認知症に関する知識ならびに適切なケアの習得を目的に、平成25年度から、医療・介護の専門職や家族を対象とした「認知症重度化予防実践塾」と、この実践結果の発表と講演を兼ねた「認知症市民講座」を開催しています。

実践塾参加者のほとんどは、認知症状が軽減するなど成果があがっており、家族と多職種間の連携による望ましいケアにもつながっています。なお、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、実施を見送りました。

■今後の取り組み

医療・介護の専門職を対象とした研修会や検討会を開催するとともに、認知症の方を介護している家族等が気軽に認知症ケアを学べる機会を提供し、認知症ケアの質の向上を図ります。

また、医療・介護関係者と家族や地域が共に学び、考えることができる研修会や検討会を開催することで、家族と多職種が連携したケアが行えるよう推進します。

■実績と目標

		実績			目標		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実践塾	塾生 (人)	17	9	—	15	15	15
	聴講のみ (人)	12	8	—	15	15	15
市民講座（人）		159	154	100	150	150	150

4 認知症の人の介護者への支援（高齢者支援課）

■現状

認知症ケアに対する市民意識の向上や介護者の負担軽減を図るため、認知症の方やその家族が、認知症ケアの悩みや戸惑い、日々の不安などを共有する場を提供している「四万十市認知症の人と家族の会*（たんぽぽの会）」の活動を積極的に支援しています。

隔月に開催している定例会や西土佐地域で年に1回開催している座談会に参加し、広報誌やチラシ配布等による広報活動、バスの手配等の支援を行っています。

また、たんぽぽの会と共同作業所ほっとハートの共催による認知症カフェが、月1回開催されており、運営の助言や広報活動、相談員としての参加等による支援により、認知症の方や家族が気軽に立ち寄れる場所となっています。

■今後の取り組み

今後も、「四万十市認知症の人と家族の会（たんぽぽの会）」の活動を広報誌やチラシ等で周知するなど積極的に支援するほか、たんぽぽの会が定期的で開催する認知症カフェにおいて、相談業務を行います。また、たんぽぽの会会員が認知症の方やその家族を訪問し、これまでの介護経験を活かした相談対応ができるように支援します。

5 認知症初期集中支援チーム*（高齢者支援課）

■現状

平成29年度に、認知症疾患医療センター*医師を含めた「四万十市認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症が疑われるものの必要な治療やサービスが行われていない人について、受診や継続的な見守り等につなげる取り組みを行っています。

社会福祉協議会に委託している閉じこもり等予防支援事業等関係機関からの情報も得ながら対象者を選定し、訪問から必要な支援までの調整（受診や介護サービスまでのつなぎ）を行っています。

■今後の取り組み

専門医と医療・介護の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」により、認知症又は認知症が疑われる方及びその家族への初期の支援を集中的・包括的に行い、「認知症になるのを遅らせる」あるいは「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味での認知症の「予防」に努めます。

また、継続的な医療サービスを受けていない方や適切な介護サービスに結びついていない方などの把握に努め、認知症疾患医療センターと連携し医療機関の協力を得て支援します。

■実績と見込値

	実績			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問支援対象者（人）	2	0	2	4	4	4

6 認知症地域支援推進員*（高齢者支援課）

■現状

地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を設置しており、認知症疾患医療センターをはじめ、関係機関と連携した支援体制の構築に取り組んでいます。

また、認知症の方やその家族を支援する相談支援や、「四万十市認知症の人と家族の会（たんぼぼの会）」が行う認知症カフェ及び相談会の運営に対する助言等を行っています。

認知症疾患医療センターとの連携体制は構築されてきましたが、その他の支援機関との連携を広げることが課題となっています。

■今後の取り組み

認知症疾患医療センターをはじめとした医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関等をつなぐ連携支援や、「四万十市認知症の人と家族の会（たんぼぼの会）」との連携による相談業務の実施を行います。

また、医療・介護職員の対応力向上のための支援、認知症ケアにおける多職種協働による重要性の啓発及び実践に向けて取り組みます。

7 認知症ケアパス*の作成・普及（高齢者支援課）

■現状

本市においても、認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、「いつ」、「どこで」、「どのような」支援を受ければよいか理解できる「認知症ケアパス」（認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ）を作成し、周知を行っています。

■今後の取り組み

作成した「認知症ケアパス」を、市ホームページに掲載するなど広く周知を行っていきます。

8 本人発信の支援（高齢者支援課）

■今後の取り組み

認知症の人が尊厳と希望を持って認知症と共に生きられるためには、認知症の人やその家族に対する一方的な支援だけでなく、双方向のやり取りが重要であることから、認知症の方本人の発信を支援する「本人ミーティング*」の開催について検討します。

第5節 高齢者の居住安定に係る支援

高齢者が住み慣れた地域で能力に応じ自立した生活が続けることができるよう、それぞれのニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現を目指し、高齢者向けの住まいの安定的な確保に努めます。

また、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等について、高知県や近隣市町村と連携して情報を把握することで、適切な利用につなげます。

1 養護老人ホーム*（高齢者支援課）

■現状

65 歳以上の高齢者で、身体上・生活環境上の理由により、かつ、経済的に困窮している方で自宅において生活することが困難な方が入所できる施設です。

■今後の取り組み

介護保険サービスや生活困窮者対策等の現行の取り組みとも連携しながら、生活環境や経済的に困窮した高齢者を擁護し、安心して自立した生活が送れるよう住まいと日常生活の支援を一体的に実施していきます。

■実績と見込値

	実績			見込値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
措置者実人数（人）	55	61	55	55	60	60

2 軽費老人ホーム（高齢者支援課）

■現状

独立した生活が困難な 60 歳以上の方などに低額な料金で住居を提供する老人福祉施設となっており、介護保険法上の指定施設ではないため、要介護認定を受けていなくても入所することができます。令和 2 年度末時点で、市内には西土佐地域に 1 施設あります。

■実績と見込値

	実績			見込値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設数（施設）	1	1	1	1	1	1
定員数（人）	19	19	19	19	19	19

3 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（高齢者支援課）

■現状

第8期介護保険事業計画より、市内に所在する有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、高知県との情報連携を強化し、計画に設置状況を記載するとともに、設置状況を勘案し計画を策定することが求められています。

令和2年度末時点で、市内には住宅型有料老人ホームが2施設あり、サービス付き高齢者向け住宅は整備されていません。

■今後の取り組み

第8期計画期間中において、市内に所在する住宅型有料老人ホーム2施設のうち、1施設が定員数の増加、残りの1施設が別のサービス種別への転換を検討しています。

今後も、高知県や近隣市町村との情報連携の強化を図りながら、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保に努めます。

■実績と見込値

	実績			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設数（施設）	2	2	2	2	1	1
定員数（人）	33	33	33	45	27	27

第6章 介護保険サービスの充実及び適正な運営

第1節 介護保険サービスの基盤整備と質的向上

1 介護保険サービスの整備（高齢者支援課）

介護保険サービスには、保険者を問わずに利用可能な広域サービスと、原則本市の被保険者のみが利用できる地域密着型サービスの2種類があります。第8期介護保険事業計画策定にあたって実施した各種調査で把握したサービスのニーズ、事業者による整備意向等を踏まえ、次の介護保険サービスの整備を位置づけます。

また、介護人材の不足に関する状況を考慮し、サービス種別の転換、既存事業所の定員増加等を中心に見込むこととします。

（1）広域サービス

サービス種別	整備 施設数	定員数	整備 予定時期	備考（整備内容の見込み）
（介護予防）通所介護	1	約 10 人	令和 3 年度	既存施設の定員増加（西土佐地域）
介護医療院	2	約 20 人	令和 3 年度	一般病床からの転換（中村地域）
		約 70 人	令和 3 年度	既存施設のサービス種別転換（中村地域）

※通所介護の介護予防分は介護予防・日常生活支援総合事業の指定となります。

1.（介護予防）通所介護

西土佐地域において、居宅サービスの利用のために近隣市町の事業所を利用するケースが多い現状を踏まえ、同地域における居宅サービスの充実を図るため、通所介護サービスの定員数の拡充を位置づけます。

2. 介護医療院

介護施設等に対し施設からの退所理由に関する調査を実施したところ、「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」が最も多く回答されており、専門的な医療的ケアを受けながら生活できる施設の必要性を鑑みて、介護医療院の整備を位置づけます。

整備を見込む介護医療院のうち1施設は在宅での生活継続が困難となった透析患者の受入先としても想定しています。

(2) 地域密着型サービス

サービス種別	整備 施設数	定員数	整備 予定時期	備考（整備内容の見込み）
看護小規模 多機能型居宅介護	1	29 人 以下	令和 3 年度	医療施設からの転換及び新設（中村地域）
（介護予防） 認知症対応型 共同生活介護	2	9 人	令和 3 年度	既存施設の定員増加（中村地域）
		18 人	令和 4 年度	既存施設のサービス種別転換（中村地域）

1. 看護小規模多機能型居宅介護

日常的に医療的なケアを必要とする者が、住み慣れた自宅で可能な限り生活を継続するための選択肢を提示するため、訪問サービスと通所サービスと宿泊サービスに加え、訪問看護サービスを一体的に提供できる看護小規模多機能型居宅介護の整備を位置づけます。

2. 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護事業所における入居待機者の状況と要介護認定者が緩やかに増加していく推計結果を踏まえ、認知症により自宅での生活継続が困難となった方の受入先として、同サービスの拡充を位置づけます。

2 地域共生社会の実現と推進（高齢者支援課）

■現状

本市では、地域福祉計画を上位計画として位置づけ、住民が高齢者福祉サービスを適切に利用できるよう、利用の促進やサービスの充実に向けて取り組んでいます。

また、地域福祉の拠点として、子どもから高齢者まで障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に立ち寄れる場・集いの場として「あったかふれあいセンター」を設置しています。

令和2年度には、「共生型デイサービス施設（高知県指定）」が運営を開始しました。

■今後の取り組み

今後も引き続き、地域福祉の拠点である「あったかふれあいセンター」及び「共生型デイサービス」の充実を図ります。

また、同種のサービスの整備について検討します。

3 介護保険施設*等への指導等（高齢者支援課）

■現状

市が指定を行う地域密着型サービス事業所の運営状況の把握等を目的として、介護保険担当職員及び地域包括支援センターの職員が運営推進会議に出席し、各事業所の運営状況を確認し、必要に応じ、助言・指導を行っています。

また、市が指定を行う居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業所に対し、定期的に実地指導を行っています。

■今後の取り組み

今後も引き続き、介護保険事業所の適正な運営のため、定期的な実地指導を行うとともに適時の集団指導、防災対策の推進を実施します。また、地域密着型サービス事業所の運営推進会議に出席し、運営状況等の確認により必要に応じて助言・指導を行います。

サービス整備や指定権限の移行により、市が指定する事業所数が増加していることから、併設事業所を一体的に指導することや、市内事業者が集まる場を利用した集団指導の実施等、事業所の負担削減のために合理的に実施できる方法を検討します。

さらに、新型コロナウイルス感染症など感染症に係る情報発信、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発に努めるほか、事業所間の協力体制構築への支援を行います。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実地指導（事業所）	4	2	2	3	3	3

第2節 介護人材の確保と労働環境改善

1 介護人材の確保（高齢者支援課）

■現状

生産年齢人口の減少、介護ニーズの高度化・多様化が見込まれる中、介護人材の確保に取り組む必要があります。また、介護人材の特性として、女性や中高年齢層の割合が高く、非正規労働者が多いことも課題とされています。

本市においては、すべてのサービス種別で介護人材の不足がみられますが、介護人材実態調査の結果等から、特に訪問系サービスにおいて、人材の不足や職員の高齢化、非正規職員の割合が高くなっており、訪問介護員（ホームヘルパー）のサービス内容においては、専門的な介護技術が必要とされる身体介護よりも、買物や調理、掃除などの生活援助が多くなっています。また、介護支援専門員においては資格更新に係る費用や宿泊を伴う長期間の研修が大きな負担となっていることがわかりました。

現在、生活支援体制整備事業として、「いきいき生活応援隊養成講座」や「介護技術セミナー」の実施のほか、高知県が実施している「介護に関する入門的研修」への協力等により生活支援サービスの担い手養成に取り組んでいます。

また、介護との接点が少ない若い世代などにおいて、介護職に対する認知度が低かったり、認知しているがネガティブな印象を持っていることが考えられます。そうした世代に対して介護職の重要性、魅力の発信が必要と考えられます。

■今後の取り組み

引き続き「いきいき生活応援隊養成講座」等の生活支援サービスの担い手養成により、専門的な介護技術を持つ介護職が身体介護に集中できる環境づくりに努めます。

また、生活支援サービスはもとより介護保険サービス外の多様なニーズに対応するため、有償ボランティアを活用した仕組みづくりを検討します。

介護支援専門員の資格更新に係る課題については、研修を所管する高知県に対して、宿泊を必要としない幡多地域での研修の実施などの負担軽減について働きかけを行います。

若者等の介護職への理解促進とイメージアップの推進については、高知県が実施しているキャリア教育や介護事業所認証評価制度*の広報・周知などの支援、学生向けのリーフレットなどを活用した広報活動のほか、学校での出前講座や施設等への見学、事業所の紹介など介護職の魅力発信に取り組めます。

2 介護人材の資質の向上（高齢者支援課）

■現状

地域包括支援センターの職員は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など、専門性に基づく知識や経験を必要とされることから、高知県が主催して行う各種研修会や現任研修会を利用して資質向上に取り組んでいます。

介護事業所に対しては、介護人材の育成に向けた研修会の実施や、高知県等が主催する研修会の情報提供を行い、介護保険サービスの資質向上に取り組んでいます。

■今後の取り組み

今後も引き続き、介護人材の資質向上を目的に、研修会の実施及び高知県等主催の研修会の情報提供を行います。

3 労働環境改善（高齢者支援課）

■現状

介護職員の処遇改善として創設されている「介護職員処遇改善加算*」及び「特定処遇改善加算*」について、介護事業所が確実に取得できるよう、制度の周知や書類作成等への支援を行っています。

また、介護職員が受けるハラスメント*を含む不安や悩みなどについては、高知県が設置している介護の仕事の相談窓口の広報・周知を行っています。

■今後の取り組み

引き続き、「介護職員処遇改善加算」等の加算取得への支援や相談窓口の広報・周知に取り組めます。

また、高知県と連携して介護ロボット*・ＩＣＴ導入支援事業や業務効率化推進事業に取り組むことで、介護現場の労働環境や処遇の改善を図り、介護人材の定着や、職員の負担の軽減につなげていきます。

第3節 介護給付等費用適正化事業の推進

1 介護給付等費用適正化事業（高齢者支援課）

（1）要介護認定の適正化

1. 要介護認定調査*の事後点検

■現状

介護保険法に基づき、要介護認定申請を行われた方に対し、公正・中立な立場で介護認定調査を行うため、中村地域では専任の介護認定調査員が、西土佐地域では市職員が調査を行っています。令和2年度からは、幡多地域で可能な認定調査についてはすべて直営で行い、認定調査の公正性、中立性の確保に努めています。また、調査員の資質向上のため、調査員の勉強会を開催し、判断基準の意思統一を図り、調査能力の向上に努めています。

さらに、認定調査後には、調査の内容について、①記入漏れがないか、②選択項目と特記事項に整合性があるか、③主治医意見書と整合性があるかななどを点検することで、適切かつ公平な要介護認定を目指しています。

■今後の取り組み

介護保険法に基づき、要介護認定申請を行われた方に対し、公正・中立な立場で認定調査を行うため、今後も定期的な勉強会を実施し、調査員の資質向上を図ります。

また、要介護認定調査の内容について、事後点検を行い、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
調査員勉強会（回）	4	4	3	4	4	4
事後点検実施率（％）	100	100	100	100	100	100

2. 認定審査における一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者間の合議体格差の分析

■現状

一次判定から二次判定の軽重度変更の傾向を把握し、合議体間、高知県平均、全国平均の変更率と比較し対策を検討しています。

■今後の取り組み

今後も、認定審査会委員を対象とした意見交換会を実施し、軽重度変更率の他市町村平均、高知県平均、全国平均等との比較・分析から、判定に係る判断を適正なものに近づけていきます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
比較回数（回）	1	1	1	2	2	2
検討回数（回）	1	1	1	1	1	1
分析データの配布及び意見交換会の実施（回）	1	1	1	1	1	1

（2）ケアプラン*点検

■現状

「高知県ケアプラン実施の手引き」を基に、国保連合会のケアプラン分析システムを使用し、市内にあるすべての居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成したケアプランの中から点検の対象を抽出します。

検査対象のケアプランについて、国が示す「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用し書類審査とヒアリングを行い、利用者が真に必要なサービスを提供し自立支援に資するケアプランであるか検証・確認を行っています。

■今後の取り組み

ケアプラン点検を実施する中で、ヒアリング対象の介護支援専門員が固定化し、過去に指摘した内容が十分に改善されていないケースが見受けられることから、介護支援専門員の資質向上のために指導研修等の方法について検討し、適切なケアプラン作成につなげます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
点検件数（件）	26	25	27	27	27	27

(3) 住宅改修*等の点検

1. 住宅改修の点検

■現状

住宅改修費の支給申請を受け、施工前に見積書、図面、写真等により、対象工事であるか、一般的な改修費であるか、受給者の状態にあった改修内容であるかについて点検していますが、写真等だけで確認できないなど疑義がある場合又は高額な改修等については訪問調査により適切な内容であるか確認を行っています。

施工後は、竣工写真により適切に行われたかどうか点検をし、疑義がある場合は介護支援専門員や施工業者に再度確認を行うとともに、高額な改修等については、訪問調査を行っています。

また、必要に応じて地域ケア会議により検討することとしています。

■今後の取り組み

受給者の状態にあった改修内容かどうか、書類点検や訪問調査及び地域ケア会議等を通して検討を行い、関係者との連携により適正な給付につなげます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
点検件数（件）	182	166	180	180	180	180
施工前後の書類点検 の実施率（％）	100	100	100	100	100	100

2. 福祉用具購入・貸与調査

■現状

福祉用具の購入において、支給申請書に記載されている福祉用具を品目一覧表により確認するとともに、「必要とする理由」に記載されている受給者の状態について要介護認定調査の一次判定と照合し、受給者の状態から必要性が疑わしい場合については、介護支援専門員から必要性を聴取しています。

また、軽度の要介護者への貸与については、地域ケア会議により判断することとし、受給者の身体の状態に応じた福祉用具の利用につなげています。

■今後の取り組み

福祉用具購入において、受給者の状態に応じた利用となるよう書類点検を徹底します。

また、貸与については、軽度の要介護者への貸与について、事前に地域ケア会議での検討や、介護支援専門員と連携した点検の実施を進めるとともに、貸与後の点検についても検討していきます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
点検件数（件）	176	160	156	160	160	160
購入・貸与前の書類点検（％）	100	100	100	100	100	100

（４）縦覧点検・医療情報との突合

１．縦覧点検

介護報酬の請求内容を審査する国保連合会から毎月送付される一覧表を基に、請求内容の確認が必要と思われるものを点検しています。事業所への確認が必要なものについては、事業所へ問い合わせます。

① 要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表

一覧表の内容を確認し、事前に短期入所サービスの必要性を検討した受給者かどうか確認し、事前相談がない受給者がいた場合は、事業者等に受給者の状態と入所理由を確認しています。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一覧表の確認（％）	100	100	100	100	100	100
事業者等への確認（％）	100	100	100	100	100	100

② 軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表

一覧表の内容を確認し、事前提出書類が提出されている受給者かどうか確認し、事前提出されていない受給者がいた場合は、事業者等に受給者の状態と貸与の理由を確認しています。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一覧表の確認（％）	100	100	100	100	100	100
事業者等への確認（％）	100	100	100	100	100	100

③ 居宅介護支援再請求等状況一覧表

一覧表の内容を確認し、再請求の多い事業者を確認し、記載されている内容について不明な点がある場合は、事業者等を確認しています。

■今後の取り組み

適正な介護給付費の支給のため、今後も国保連合会が送付する一覧表を活用し、給付内容の確認を行うと同時に、適宜地域ケア会議等による事例検討につなげていきます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一覧表の確認（％）	100	100	100	100	100	100
事業者等への確認 （％）	100	100	100	100	100	100

2. 医療情報との突合点検

点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を国保連合会への委託により実施しています。

■今後の取り組み

引き続き、国保連合会への委託により実施します。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
国保連合会に委託 （％）	100	100	100	100	100	100

(5) 国保連合会の適正化システムの活用

給付実績を活用した情報（被保険者、事業所、介護支援専門員ごとの情報）からそれぞれの傾向を把握し、分析・評価を行います。

■今後の取り組み

指導が必要な事業所等の抽出を行い、不適正な給付の是正に努めます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
帳票点検率 (%)	100	100	100	100	100	100

(6) その他適正化事業の取り組み

位置づけるサービスの必要性や専門職からの助言が必要なケアプランについて、地域ケア会議を活用し、自立支援に向けた適正なケアプラン作成の促進を図っています。

■今後の取り組み

引き続き、地域ケア会議を活用し、自立支援に向けた適正なケアプラン作成の促進を図っていきます。

■実績と目標

	実績			目標		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【再掲】 地域ケア会議 (回)	20	19	15	20	20	20

(7) 事業の効果の把握とPDCAサイクルの展開

適正化事業の内容を具体的に把握することを目的に、地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、適正化事業の実施目標を策定、適正化事業を実施し、事業実施後に検証するとともに、検証結果に基づいて適正化事業の評価・見直しを行うことで、適正化事業においてPDCAサイクルを構築します。

第4節 介護保険制度の普及啓発

■現状

高齢者やその家族が介護保険制度に対する理解を深めることは、介護保険制度の安定的な運営やサービスの円滑かつ適正な利用につながります。

現在、広報誌やホームページ、パンフレットなどによる制度の周知や、サービス利用の具体的な手続の方法など対象者への通知等を行っています。

また、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターでは、相談内容に応じたサービスの利用について支援をしています。

■今後の取り組み

65歳以上の第1号被保険者に対しては、介護保険証の交付や介護保険料の通知の際に資料を同封し、制度の周知を行っていますが、これまで特に周知を行っていなかった40歳から64歳までの第2号被保険者に対しても、40歳に到達し医療保険の保険料にあわせて介護保険料の徴収が開始される時期に制度の周知を行います。これにより、第2号被保険者にも、保険料負担をはじめ制度の主要な支え手であることを理解してもらい、家族などが介護を必要とする状態となった際に介護保険サービス利用のための申請などを円滑に行っていただくことで、家族の介護負担軽減や介護を理由とする離職の防止にもつなげていきます。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より、認知症に関する相談窓口としての地域包括支援センターの認知度が26.7%に留まっており、広報誌やホームページでの周知のほか、市民を対象とした研修会での広報、住民からの相談を受けることの多い民生委員・児童委員や区長、地区健康福祉委員会などへの周知にも取り組みます。

第5節 介護保険サービスの事業量の見込み

1 居宅サービス

(1) 訪問介護

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）等が要支援・要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

予防給付については平成 29 年度から地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行しました。

		第 7 期実績値			第 8 期見込値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護 給付	給付費（千円）	213,304	126,705	109,242	98,320	98,375	101,353
	人数（人）	2,716	2,275	2,232	2,016	2,016	2,064

(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

要支援・要介護者の自宅を入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るサービスです。比較的重度の要支援・要介護者が、在宅においてできるだけ自立した生活を送るうえで重要な役割を果たしています。

		第 7 期実績値			第 8 期見込値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護 給付	給付費（千円）	2,795	2,747	3,642	4,042	4,044	4,044
	人数（人）	71	66	72	84	84	84
介護 予防 給付	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援・要介護者の自宅を訪問して、療養上の支援や必要な診療の補助を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	27,135	25,279	25,211	24,443	23,631	23,551
	人数(人)	714	736	732	708	708	708
介護 予防 給付	給付費(千円)	923	2,550	2,743	4,943	5,027	5,027
	人数(人)	34	96	108	156	156	156

(4) 訪問リハビリテーション*／介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、病院・診療所の理学療法士・作業療法士*等が、要支援・要介護者の自宅を訪問して、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	17,820	18,304	21,460	21,058	20,980	21,285
	人数(人)	525	513	576	516	516	528
介護 予防 給付	給付費(千円)	1,536	3,696	7,210	8,980	8,932	8,932
	人数(人)	64	141	216	240	240	240

(5) 居宅療養管理指導*／介護予防居宅療養管理指導

病院や診療所等の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が定期的な療養上の管理・指導を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費(千円)	3,652	3,645	4,182	3,650	3,785	3,991
	人数(人)	405	406	492	408	420	444
介護予防給付	給付費(千円)	129	304	104	193	193	268
	人数(人)	23	36	12	36	36	48

(6) 通所介護

デイサービスセンター等へ、在宅の要支援・要介護者に通ってきてもらい(送迎し)、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練*を提供するサービスです。

予防給付については平成29年度から地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に移行しています。

本計画期間中においては、既存事業所において約10人の定員増が見込まれています。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費(千円)	166,334	170,251	182,325	197,728	196,209	199,165
	人数(人)	2,284	2,143	2,064	2,076	2,076	2,124

(7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所が、在宅の要支援・要介護者に通ってきてもらい（送迎し）、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを提供するサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護 給付	給付費（千円）	118,176	113,524	113,412	114,152	119,672	127,567
	人数（人）	1,650	1,637	1,560	1,572	1,620	1,692
介護 予防 給付	給付費（千円）	15,409	21,533	20,235	25,029	25,043	25,043
	人数（人）	451	629	588	720	720	720

(8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

在宅の要支援・要介護者を介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所させて、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活等の支援や機能訓練を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護 給付	給付費（千円）	93,080	86,195	88,153	88,793	91,712	96,227
	人数（人）	1,073	1,036	984	960	984	1,020
介護 予防 給付	給付費（千円）	1,573	1,963	3,372	4,243	4,080	4,053
	人数（人）	43	75	84	96	96	96

(9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

在宅の要支援・要介護者を介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所させて、介護・医学的管理のもとでの介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の支援を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費(千円)	19,562	20,817	15,553	15,045	15,078	15,090
	人数(人)	214	228	168	156	156	156
介護予防給付	給付費(千円)	888	894	384	644	645	645
	人数(人)	13	14	12	12	12	12

(10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等に入所している要支援・要介護者に対して、特定施設サービス計画(施設ケアプランに相当)に沿って、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援や、機能訓練・療養上の支援を行うサービスです。

本計画期間中においては、第7期計画において整備した事業所(60床)が令和3年度より開設される予定です。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費(千円)	205,023	206,040	242,740	318,761	321,652	325,957
	人数(人)	1,114	1,112	1,296	1,704	1,716	1,740
介護予防給付	給付費(千円)	8,922	9,028	5,797	11,665	11,672	11,672
	人数(人)	117	111	60	120	120	120

(11) 福祉用具貸与*／介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要支援・要介護者に、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっています。その対象用具には、車いす・褥瘡予防用具・歩行器・つえ等があります。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	64,301	62,325	64,180	54,037	54,998	56,575
	人数(人)	5,270	4,901	4,932	4,632	4,704	4,812
介護 予防 給付	給付費(千円)	8,241	9,768	9,961	10,162	10,456	10,511
	人数(人)	1,601	1,793	1,872	1,992	2,052	2,064

(12) 特定福祉用具販売*／特定介護予防福祉用具販売

在宅の要支援・要介護者が、入浴補助用具又は排せつ用等に使用する福祉用具を購入した時、年間10万円を上限に、利用者負担の割合(※)に応じて購入額の9割までを支給するサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	2,305	2,091	2,863	3,312	3,312	3,312
	人数(人)	112	100	120	168	168	168
介護 予防 給付	給付費(千円)	1,307	1,219	896	729	729	729
	人数(人)	65	60	36	36	36	36

※利用者負担の割合：介護サービスを利用した場合の利用者負担の割合は、所得に応じて1割、2割又は3割となります。

(13) 住宅改修／介護予防住宅改修

在宅の要支援・要介護者の日常生活を支援し、介護の負担を軽減するために、手すりの取付けや段差解消、洋式便器への取り替え等の小規模な住宅改修を行った時、20万円を上限に、利用者負担の割合（※）に応じてかかった費用の9割までを支給するサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費（千円）	7,948	5,577	6,948	9,131	9,131	9,131
	人数（人）	115	93	108	132	132	132
介護予防給付	給付費（千円）	4,657	4,525	6,429	7,522	6,747	7,658
	人数（人）	67	73	96	108	96	108

※利用者負担の割合：介護サービスを利用した場合の利用者負担の割合は、所得に応じて1割、2割又は3割となります。

(14) 居宅介護支援＊／介護予防支援＊

在宅の要支援・要介護者が在宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容を示す居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者等との連絡・調整を行うサービスです。また、介護予防支援は介護予防サービスを提供するための予防計画の作成及び支援を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費（千円）	104,063	92,677	92,676	89,134	88,606	89,765
	人数（人）	8,082	7,506	7,296	6,912	6,876	6,960
介護予防給付	給付費（千円）	8,130	9,809	10,142	11,605	11,931	12,039
	人数（人）	1,837	2,215	2,292	2,604	2,676	2,700

2 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるサービス体系です。

市がサービス提供事業者の指定・指導等を行います。また、介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として本市の被保険者で要支援・要介護の認定を受けられた方のみにあります。

(1) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

デイサービスセンター等において認知症高齢者を対象として認知症予防のための訓練や、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	28,613	29,320	20,324	21,806	21,695	21,799
	人数(人)	307	339	252	252	252	252
介護 予防 給付	給付費(千円)	150	0	0	0	0	0
	人数(人)	5	0	0	0	0	0

(2) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心に、自宅への訪問や短期間の宿泊を柔軟に組み合わせることが可能なサービスです。令和2年度末現在、当該サービスを提供する事業所は市内に3事業所(うち1事業所は休止中)ありますが、通いサービスの利用者が伸び悩んでいます。

今後は介護サービス利用者への周知方法などを見直し、利用の拡大に取り組みます。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	59,682	54,591	48,747	47,488	56,398	62,257
	人数(人)	329	306	276	288	336	372
介護 予防 給付	給付費(千円)	2,780	2,049	2,695	3,462	3,463	3,463
	人数(人)	41	30	36	48	48	48

(3) 看護小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心に、自宅への訪問や短期間の宿泊を柔軟に組み合わせることが可能な小規模多機能型居宅介護サービスに訪問看護をセットで提供するサービスです。

本計画期間中においては、令和3年度から定員29人以下の事業所整備が見込まれています。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	74,649	75,492	76,910
	人数(人)	0	0	0	29	29	29

(4) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある高齢者が共同生活住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目指すものです。

本計画期間中においては、令和3年度に1ユニット9床、令和4年度に2ユニット18床の合計3ユニット27床の整備が見込まれています。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	349,886	372,286	378,602	429,706	483,961	484,345
	人数(人)	1,450	1,523	1,536	1,728	1,944	1,944
介護 予防 給付	給付費(千円)	4,994	201	0	0	0	0
	人数(人)	24	1	0	0	0	0

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29名以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うものです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	94,008	96,706	96,745	94,026	94,079	94,079
	人数(人)	346	348	360	348	348	348

(6) 地域密着型通所介護*

定員18人以下の小規模な通所介護で、通所介護施設に通い、入浴・食事、その他の日常生活の支援や機能訓練などを日帰りで行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費(千円)	118,467	106,338	109,716	107,529	110,428	112,880
	人数(人)	1,240	1,168	1,116	1,092	1,116	1,140

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者とその配偶者に限定される定員29人以下の有料老人ホーム等に入所している要介護者に対して、施設が提供するサービスの内容等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の支援を行うものです。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	給付費(千円)	0	73,143	85,229	92,536	92,588	93,035
	人数(人)	0	395	468	480	480	480

(8) その他の地域密着型サービス

以下のサービスについては、市内に事業所はありませんが、必要に応じて実施の検討を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護の両サービスを24時間体制で提供するサービスです。
夜間対応型訪問介護*	夜間の定期的な巡回訪問により、又は通報を受けて、要介護者の居宅へ訪問し、排せつ等の介護その他日常生活上の支援を行うサービスです。

3 介護保険施設サービス

施設介護サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、介護医療院の4種類の施設で受けられます。

入所対象者は、要介護1以上（介護老人福祉施設は原則、要介護3以上）と認定された被保険者となります。

（1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理や療養上の支援を行うことを目的とした施設です。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費（千円）	581,080	565,418	550,570	557,937	558,246	558,246
	人数（人）	2,381	2,181	2,028	2,040	2,040	2,040

（2）介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

本計画期間中に、50床分の介護医療院への転換が見込まれています。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費（千円）	665,637	441,535	435,959	348,940	349,134	349,134
	人数（人）	2,437	1,700	1,620	1,284	1,284	1,284

(3) 介護療養型医療施設

療養病床等を持つ病院・診療所で指定介護療養型医療施設の指定を受けた施設です。ここでは要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の支援、機能訓練やその他必要な医療を行います。

また、平成23年の介護保険法改正にて平成29年度末で廃止とされていた介護療養病床等の廃止期限は、平成29年6月に公布された介護保険法を改正する法律により令和5年度末まで6年間延長されています。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	308,621	188,025	28,941	36,465	36,485	36,485
	人数(人)	849	526	84	108	108	108

(4) 介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへ対応する、「日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた「長期療養のための医療」と「日常生活上の介護」を一体的に行う施設サービスです。

本計画期間中においては、令和3年度に一般病床からの転換と介護老人保健施設からの転換を合わせて約90床増を見込んでいます。

		第7期実績値			第8期見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	71,394	455,000	664,367	989,190	1,008,689	1,008,689
	人数(人)	209	1,219	1,728	2,568	2,616	2,616

第6節 介護予防・日常生活支援総合事業の事業量の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業とは、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるように介護予防事業を見直した事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。総合事業は、要支援１・２の認定を受けた高齢者と、「基本チェックリスト*」により要介護・要支援となるリスクが高いと判定された高齢者を対象としていますが、市の判断により、希望する要介護者も対象となる場合があります。

単位：千円

区分	第7期実績値			第8期見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・生活支援サービス事業						
訪問介護相当サービス	28,171	27,866	29,030	30,000	30,000	30,000
訪問型サービスA	122	123	68	120	120	120
訪問型サービスB	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスC	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスD	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	18,720	18,604	19,152	19,500	19,500	19,500
通所型サービスA	0	0	0	0	0	0
通所型サービスB	0	0	0	0	0	0
通所型サービスC	0	0	5,472	7,000	7,000	7,000
通所型サービス(その他)	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント他	10,712	16,643	18,334	19,000	19,000	19,000
一般介護予防事業						
介護予防把握事業	6,865	6,388	7,077	7,100	7,100	7,100
介護予防普及啓発事業	8,154	7,468	6,661	7,500	7,500	7,500
地域介護予防活動支援事業	15,727	15,712	19,238	19,500	19,500	19,500
一般介護予防事業評価事業	0	5,662	0	0	6,000	0
地域リハビリテーション活動支援事業	103	95	1,250	1,300	1,300	1,300
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	314	299	321	320	320	320

第7節 介護保険料の算定

1 保険料の算定方法

第1号被保険者保険料の算定は、以下の手順で行いました。

1. 被保険者数の推計

過去の人口推移の実績から、将来人口推計を行います。

第1号被保険者数（65歳以上）、第2号被保険者数（40～64歳）について、令和3～5年度の推計を行います。

2. 要介護（要支援）認定者数の推計

被保険者数に対する要介護（要支援）認定者数（認定率）の実績等を勘案して、手順1で推計された被保険者数に認定率を乗じて、令和3～5年度の要介護（要支援）認定者数を推計します。

3. 施設・居住系サービス量の見込み算出

手順2で推計された要介護（要支援）認定者数に対する、施設・居住系サービス利用者数の見込み、過去の利用実績単価等を用いたサービス別事業量を算出します。

※近隣における施設整備の影響や、市の施設・居住系サービスの整備方針を反映します。

4. 居宅サービス等の量の見込み算出

手順2で推計された要介護（要支援）認定者数から手順3で推計した施設・居住系サービス利用者数を差し引くことで、標準的居宅サービス利用者数を推計します。

標準的居宅サービス利用者数に、過去のサービス利用実績（利用率、日数、回数、給付費等）を踏まえて、居宅サービス等の事業量を推計します。

※市の地域密着型サービス等の整備方針を反映します。

5. 地域支援事業等の必要な費用の推計

過去の実績から、地域支援事業費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料の見込みを算出します。

6. 介護保険料の算出

所得段階の設定、所得段階別被保険者数の推計、保険料収納率、介護給付費準備基金の取崩等を勘案して、介護保険料を算定します。

2 介護保険事業量の見込み

■介護予防給付

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	4,943	5,027	5,027
介護予防訪問リハビリテーション	8,980	8,932	8,932
介護予防居宅療養管理指導	193	193	268
介護予防通所リハビリテーション	25,029	25,043	25,043
介護予防短期入所生活介護	4,243	4,080	4,053
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	644	645	645
介護予防福祉用具貸与	10,162	10,456	10,511
特定介護予防福祉用具購入費	729	729	729
介護予防住宅改修費	7,522	6,747	7,658
介護予防特定施設入居者生活介護	11,665	11,672	11,672
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,462	3,463	3,463
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援	11,605	11,931	12,039
介護予防給付費見込み額	89,177	88,918	90,040

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

■介護給付

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	98,320	98,375	101,353
訪問入浴介護	4,042	4,044	4,044
訪問看護	24,443	23,631	23,551
訪問リハビリテーション	21,058	20,980	21,285
居宅療養管理指導	3,650	3,785	3,991
通所介護	197,728	196,209	199,165
通所リハビリテーション	114,152	119,672	127,567
短期入所生活介護	88,793	91,712	96,227
短期入所療養介護（老健）	8,988	8,993	8,993
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	6,057	6,085	6,097
福祉用具貸与	54,037	54,998	56,575
特定福祉用具購入費	3,312	3,312	3,312
住宅改修費	9,131	9,131	9,131
特定施設入居者生活介護	318,761	321,652	325,957
(2) 地域密着型介護サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護*	1,606	1,607	1,607
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	21,806	21,695	21,799
小規模多機能型居宅介護	47,488	56,398	62,257
認知症対応型共同生活介護	429,706	483,961	484,345
地域密着型特定施設入居者生活介護	92,536	92,588	93,035
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	94,026	94,079	94,079
看護小規模多機能型居宅介護	74,649	75,492	76,910
地域密着型通所介護	107,529	110,428	112,880
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	557,937	558,246	558,246
介護老人保健施設	348,940	349,134	349,134
介護医療院	989,190	1,008,689	1,008,689
介護療養型医療施設	36,465	36,485	36,485
(4) 居宅介護支援	89,134	88,606	89,765
介護給付費見込み額	3,843,484	3,939,987	3,976,479

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

■総給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付費	89,177	88,918	90,040
介護給付費	3,843,484	3,939,987	3,976,479
総給付費見込み額	3,932,661	4,028,905	4,066,519

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

3 標準給付費の見込み

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	3,932,661	4,028,905	4,066,519
特定入所者介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	156,767	146,580	148,626
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	112,768	112,876	114,459
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,212	3,222	3,260
算定対象審査支払手数料	3,470	3,481	3,523
審査支払手数料支払件数（件）	38,557	38,680	39,140
標準給付費見込み額	4,208,879	4,295,065	4,336,387

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

4 地域支援事業費の見込み

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	111,340	117,340	111,340
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	43,000	44,000	45,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	14,295	14,295	14,295
地域支援事業費見込み額	168,635	175,635	170,635

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

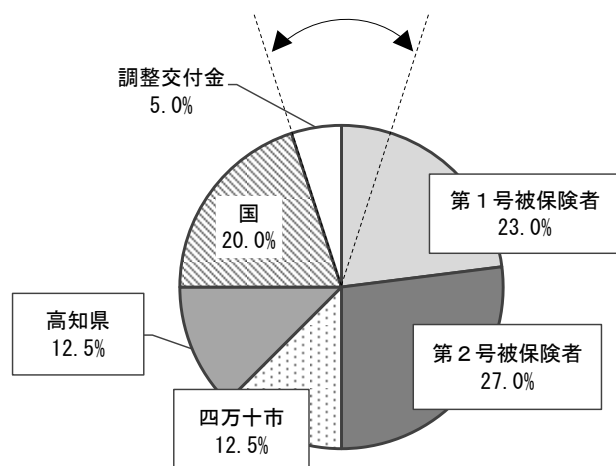
5 第1号被保険者負担割合

介護保険事業に係る給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。第8期計画では、第1号被保険者（65歳以上の人）に23%、第2号被保険者（40～64歳の人）に27%を保険料として負担していただきます。

また、公費における負担割合は、基本的には国が25%（うち調整交付金として5%）、県が12.5%、市が12.5%となっていますが、県が指定権限を有する施設分の給付については、国が20%（うち調整交付金として5%）、県が17.5%、市が12.5%となります。

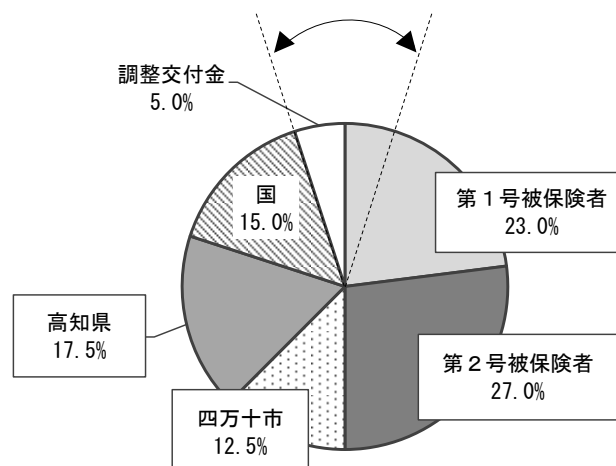
●介護給付及び介護予防給付

（居宅サービス等）



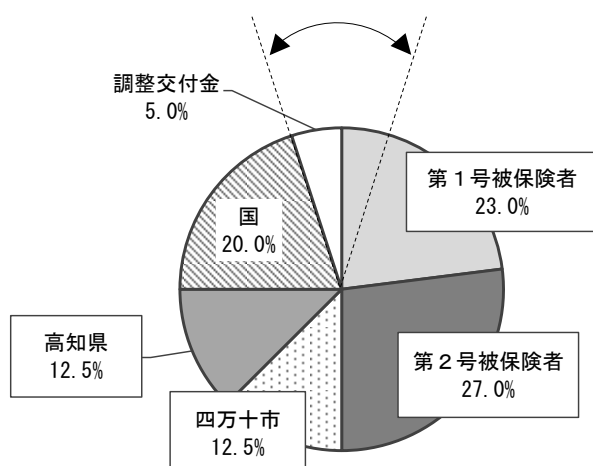
●介護給付及び介護予防給付

（施設サービス等）



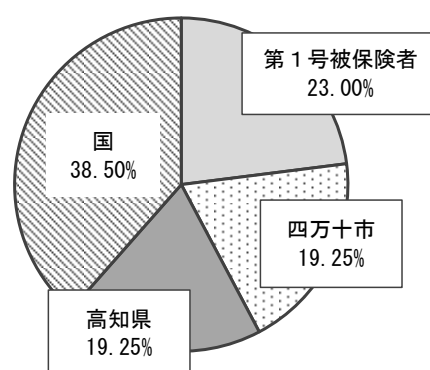
●地域支援事業

（介護予防・日常生活支援総合事業）



●地域支援事業

（包括的支援事業及び任意事業）



※第1号被保険者の割合と国の調整交付金の割合は全国平均であり、国の調整交付金の割合に応じて、第1号被保険者保険料の割合が変動します。

6 第1号被保険者負担相当分及び保険料必要収納額

単位：千円

区 分		令和3年度～令和5年度
標準給付費見込み額（A）		12,840,331
地域支援事業費見込み額（B）		514,905
第1号被保険者負担相当額（C＝（A＋B）×23％）		3,071,704
調 整 交付金	調整交付金相当額（D）	659,018
	調整交付金見込み額（E）	1,153,149
	差分（超過分）（F＝E－D） ※注1	494,131
介護給付費準備基金取崩額（G） ※注2		158,431
保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金（H） ※注3		14,000
保険料収納必要額（I＝C－F－G－H）		2,405,142

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

- 注1） 調整交付金は第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準といった市町村の責に帰すべきものでない要因で生じる介護保険財政の不均衡を是正するため、国は負担分の25%のうち5%を、後期高齢者加入割合及び所得段階別加入割合に基づいて、市町村ごとに交付割合を定めて交付しています。本市の調整交付金の実際の交付割合は、計画期間中平均8.29%と見込んでおり、全国平均の交付割合5%との差分（超過分）は、第1号被保険者の保険料に充当することができます。
- 注2） 介護給付費準備基金は、保険料の剰余金を積み立てたもので、介護保険事業の健全な運営と各年度間の財政調整を図るための基金です。令和2年度末の基金残高は約2億5,000万円と見込んでおり、保険料上昇抑制のため、158,431千円を取り崩します。
- 注3） 保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金は、各市町村が行う自立支援・重度化防止の取り組み及び都道府県が行う市町村に対する取り組みの支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて交付されるもので、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するための基金です。第8期においては、令和3年度に交付が見込まれる14,000千円を見込んでいます。

7 保険料基準額*の算定

保険料基準額

＝保険料収納必要額（2,405,142千円）÷ 予定保険料収納率 ※注4（98.57%）
÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 ※注5（33,133人）÷ 12か月

介護保険料基準額（月額）＝ 6,137円

注4） 予定保険料収納率は、第7期計画策定時と同率の98.57%と見込みます。

注5） 各所得段階層のそれぞれの負担割合に応じて補正した人数です。

8 所得段階別介護保険料額

保険料は所得段階に応じて負担していただきます。本市では第7期から引き続き、国が定める標準の保険料段階の9段階で保険料を設定します。

本市の第8期における所得段階別第1号被保険者の保険料額は、以下のとおりとなります。

所得段階	対象者	基準値に対する比率 (保険料率)	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.3 ※	1,841 円	22,000 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.5 ※	3,068 円	36,800 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.7 ※	4,295 円	51,500 円
第4段階	本人は住民税非課税であるが、同じ世帯に住民税課税の世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.9	5,523 円	66,200 円
第5段階	本人は住民税非課税であるが、同じ世帯に住民税課税の世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.0	6,137 円 【基準額】	73,600 円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	7,364 円	88,300 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	7,978 円	95,700 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	9,205 円	110,400 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	1.7	10,432 円	125,100 円

※低所得者に対する軽減強化 令和2年度～

調整率（第1段階）0.5→0.3（第2段階）0.75→0.5（第3段階）0.75→0.7

介護保険料については、平成27年度から、公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減強化を実施してきましたが、令和元年10月の消費税10%への引き上げにあわせ、令和2年度からは完全実施しています。

第7章 計画の推進体制

本計画の基本理念である「住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられるまちの実現」を目指し、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、笑顔で安心していきいきと生涯を送ることのできる社会をつくるためには、本計画を円滑に推進し、地域包括ケアシステムの確立を進めていく必要があります。

そのために、広報及び計画の推進体制を整え、進捗状況を管理して評価を行い、施策の推進に努めていきます。

第1節 計画の周知

本計画について、市広報誌、ホームページ等の各種媒体を利用して周知するとともに、計画の概要版を作成し、各種事業を通じ地域の住民組織や関連団体等へも周知を行っていきます。

第2節 連携体制の強化

1 庁内連携体制

本計画に基づき事業を推進するとともに、四万十市総合計画や地域福祉計画、健康増進計画等との整合性を図りながら、総合的な庁内連携を図ります。

2 関係団体、住民組織との連携

社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、NPO法人等の関連団体や自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ連合会、ボランティアグループ等の住民組織との連携を強化して地域包括ケアシステムを推進します。

また、関係団体間の連携強化に係る場づくりについても、支援、協力を行います。

第3節 進捗状況の把握と評価の実施

本計画を着実に推進していくためには、計画の進捗状況を明確に把握し、点検する体制が必要となります。

各種施策やサービス量等の進捗状況等については、「四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会」において、運営状況の把握・検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

第1節 四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会条例

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画(以下「四万十市高齢者福祉計画」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく四万十市介護保険事業計画の策定並びに円滑かつ適正な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 四万十市高齢者福祉計画及び四万十市介護保険事業計画(以下「高齢者福祉計画等」という。)の策定に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画等の評価に関すること。
- (3) 高齢者福祉計画等における施策の実施及び推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 市民の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴収等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高齢者福祉計画等の事務を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、この条例による改正前の条例の規定に基づき現に委員に委嘱又は任命されている者は、その任期中に限りこの条例による改正後の条例の規定により委員に委嘱又は任命されたものとみなす。

附 則(平成29年12月21日条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第2節 四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会委員名簿

(敬称省略・順不同)

	氏 名	所属団体等	選任区分
会長	大林 郁男	四万十市社会福祉協議会会長	関係団体の代表者
副会長	宮村 和輝	四万十市区長会会長	市民の代表者
委員	小原 長生	四万十市医師会会長	関係団体の代表者
委員	宮下 貞子	四万十市民生委員児童委員協議会会長	関係団体の代表者
委員	松岡 時規子	四万十市認知症の人と家族の会 代表 (たんぼぼの会)	関係団体の代表者
委員	福地 栄信	高知県介護支援専門員連絡協議会 幡多ブロック長	関係団体の代表者
委員	横山 宗美	四万十市区長会理事	市民の代表者
委員	谷本 哲志	第1号被保険者代表	市民の代表者
委員	山崎 寿美	第2号被保険者代表	市民の代表者
委員	中島 勝海	高知県幡多福祉保健所長	関係行政機関の職員
委員	村上 真美	四万十市福祉事務所長	市の職員
委員	渡辺 和博	四万十市健康推進課長	市の職員

※任期 令和4年6月30日まで

第3節 四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会の開催

	日 程	協議内容
第1回	令和2年7月2日	○四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を定めることについて（諮問） ○四万十市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の評価について ○第8期計画策定に係る国の基本指針（案）について ○在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について
第2回	令和2年10月26日	○事業者向け調査の結果について ○四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について ○パブリックコメントの実施について
第3回	令和2年12月21日	○四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について ○介護保険料の推計状況について
第4回	令和3年2月4日	○パブリックコメントの結果について ○介護保険料について ○四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を定めることについて（答申）

第4節 パブリックコメントの実施

公 募 期 間	令和2年12月25日～令和3年1月14日
閲 覧 場 所	市高齢者支援課（本庁舎1階）、西土佐総合支所保健課（保健センター内）、市ホームページ
広 報	広報しまんと、市ホームページ、関係機関への周知
方 法	所定の意見書に意見を記入のうえ、郵送又は直接持参、FAX、電子メールにて提出
結 果	意見の提出はありませんでした。

第5節 用語集

用語	説明
あ 行	
ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。 パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。IT とほぼ同様の意味だが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communication という言葉を入れた ICT が用いられている。
アセスメント	介護や障害のサービス提供や生活困窮者等への支援にあたり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しをたてるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。
あったかふれあいセンター	子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動を行う地域福祉活動を推進するための事業。
いきいきクラブ	「まちづくりは人づくりから、人づくりは健康から 健康は運動から！」をテーマに生涯学習課において実施されている事業となっており、定期的に運動指導を受けながら「いきいき百歳体操」等の運動を実施し、健康づくりに取り組んでいる。
いきいき生活応援隊員	専門的な介護技術を持つ介護職員が、その技術を活かした身体介護サービスに注力できるよう、調理、掃除といった生活支援サービスを担う人材の育成を目的として、平成 29 年度に始まった「いきいき生活応援隊養成講座」の受講者。受講者には隊員証が交付され、翌年度末まで訪問型サービス A を提供する事業所で生活支援サービスに従事することができる。
いきいき百歳体操	高知市で開発された体操で、手首と足首におもりバンドをつけ、椅子に座って DVD を見ながらゆっくりと体を動かす、体力づくりを目的とした体操のこと。
一般介護予防	要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、すべての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。
NPO (エヌピーオー)	Non-Profit Organization の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体。
か 行	
介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設。
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービスなどがある。

用語	説明
介護支援専門員（ケアマネジャー）	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
介護事業所認証評価制度	介護人材の育成や働きやすい職場環境づくり等に積極的に取り組む介護サービス事業者を認証する制度。認証取得に向けた取り組みを行う事業者に対して、セミナー・個別相談等により支援を行うとともに、認証事業所を広く公表し、PRしている。
介護者	要支援・要介護認定者を介護する人。
介護職員処遇改善加算	全5区分からなる、区分ごとに設定された要件を満たした介護事業所で働く介護職員の方の賃金改善を行うための加算。
介護保険サービス	介護保険制度では、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。
介護保険施設	介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、介護医療院がある。
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
介護予防支援	要支援1・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成、サービス事業所等との連絡調整などを行う。
介護予防・生活支援サービス事業	市町村が主体となって実施する地域支援事業の1つ。要支援者等に対する、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等。
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護認定者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定者のための施設。入所により、食事・入浴・排せつなどの介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援などが受けられる。介護保険法では、介護老人福祉施設、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれている。
介護老人保健施設（老人保健施設）	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせたケアプラン（施設サービス計画）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などをあわせて受けることができる。

用語	説明
介護ロボット	ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器。
かみかみ百歳体操	口腔機能向上を目的とした体操のこと。椅子に座りながら口の周りや舌を動かすことで、食べる力や飲み込む力をつける。食事の前に行うと口の準備運動になり、むせることの予防になる。
通いの場	地域に住む高齢者が定期的に集まり、レクリエーションなど、様々な活動を通じて仲間と楽しんだりリフレッシュしたりと、日々の生活に活力を取り入れてもらうための取り組み。
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの1つで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービス。家庭的な環境のもとに行う、通い・訪問・宿泊のサービスを提供する。※旧名称「複合型サービス」。
機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）がある。
基本チェックリスト	65歳以上の高齢者を対象に介護予防のチェックのために実施する質問表。運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の項目について、介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかの視点で行うもの。
虐待	家庭内や施設内において、習慣的に肉体的な暴力や言葉による暴力、無視などの不適切な扱いを受け、権利利益を侵害されている状態のこと。身体的虐待（身体拘束を含む）、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄（ネグレクト）、経済的虐待等、基本的人権を侵害・蹂躪し心や身体に深い傷を負わせるもの。
QOL（キューオーエル）	Quality Of Life の略。日本語では「生活の質」などと訳され、介護・福祉の分野においては、特に高齢者等の満足感や幸福感などを意味する。
協議体	生活支援や介護予防に関する支援の体制整備に向け、多様な主体による定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進する仕組み。
共助	制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立つ。
共生型サービス	障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所としての指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障害者が高齢者になった場合になじみの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を図る。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
居宅介護支援事業所	介護支援専門員（ケアマネジャー）が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケアプラン（居宅サービス計画）の作成やその他の介護に関する相談を行う。

用語	説明
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が在宅で介護を受ける人の家庭を訪問し、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。
ケアプラン（介護サービス計画）	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。
軽費老人ホーム（ケアハウス）	高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。 A型、B型、ケアハウスの3種類があり、原則として60歳以上の人を対象となる。A型は高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な人、B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人、ケアハウスは身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人をそれぞれ対象とする。
KDBシステム	「公益社団法人 国民健康保険中央会」が作成したデータベースシステムのことで、国保連合会が各種業務を通じて管理する健診・医療・介護の給付情報等から統計情報を作成するとともに、保険者からの委託を受けて「個人の健康に関する情報」を作成し、提供している。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。
健康福祉委員会	健康・福祉地域推進事業の推進のため、健康づくり、介護予防、支え合いの地域づくりに関する活動を行う住民組織となっており、地区や集落単位で構成されている。
健康・福祉地域推進事業	少子高齢化が進行する中、各地域の子どもから高齢者、障害者などすべての住民が助け合い、住み慣れた地域でいつまでも安心して健康に暮らせる地域の環境づくりを行う。事業の概要としては、「介護予防、健康推進事業」と「支え合いの地域づくり活動」の2つの事業を地区や集落等で構成する住民組織（健康福祉委員会）に委託し、事業を推進するもの。
権利擁護	認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。
後期高齢者	75歳以上の高齢者。
公助	自助・互助・共助では対応できないこと（困窮等）に対して最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のこと。公による負担（税による負担）で成り立ち、市が実施する高齢者福祉事業のほか、生活困窮に対する生活保護、人権擁護、虐待対策などが該当する。
高知県社会福祉施設防災対策指針	高知県が社会福祉施設で取り組むべき防災対策をまとめた指針。また、各施設での具体的な取り組みをサポートすることも意図している。
高齢化率	高齢者の人口比率。65歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。

用語	説明
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
コーホート変化率法	各コーホート（同年代の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
誤嚥性肺炎	食べ物を飲み込む際や、気づかないうちなどに、唾液や胃液、食物とともに細菌が気管に入り込むことで生じる肺の炎症。
互助	家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力。 相互に支え合うという意味では「共助」と共通するが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いであり、親しいお茶飲み仲間づくりや住民同士のちょっとした助け合い、自治会など地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、NPO等による有償ボランティアなど幅広い様々な形態が想定される。
子ども食堂	地域のボランティアなどが、家庭的な雰囲気のもと、子どもたちに対し無料又は安価で栄養のある食事を提供するとともに、地域住民との交流などを行う「場」のこと。
コミュニティソーシャルワーカー	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う。
さ 行	
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。
在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療や介護を一体的に提供するため、在宅医療・介護連携を推進する事業。
作業療法士	OT（Occupational Therapist）ともいう。身体障害者や知的障害者、精神障害者などを対象に、医師の指示のもとに各種作業を行い、心身の機能や社会復帰に不可欠な適応能力の回復を図る専門職。
サロン	高齢者の地域交流の場。高齢者自身の生きがい活動や介護予防活動に加え、地域の人同士のつながりが深まることも期待されている。
自主防災組織	地域の安全を確保するため、住民の一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という固い信念と連帯意識のもとに、既設の町内会・自治会又はこれらの連合会を主体として組織されるもの。
自助	自分で自分を助けること。自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、市場サービスを自ら購入したり、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に自身の生活課題を解決する力。

用語	説明
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。
重層的支援体制整備事業	市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。
住宅改修	手すりの取付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、市民に関する事務処理の基礎となるもの。
生涯現役社会	高齢者の希望をかなえ、高齢者が豊かな生活を送れるようにするため、65歳以降においても、働く意欲のある高齢者が、年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられるような雇用・就業環境が整備された社会のこと。
小規模多機能型居宅介護	利用者の在宅で、又は利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送るうえで必要となる支援などや機能訓練をいう。
食生活改善推進員	食を通じて地域の方の健康づくりを応援するボランティア。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
生活支援コーディネーター	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、生活支援・介護予防の体制づくりを進めていく人。具体的には、地域の特性や高齢者の困りごとを把握し、サービスの開発や担い手の発掘、育成、ネットワークづくり、ニーズと取り組みのマッチングを行う。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。
生産年齢人口	日本では15歳以上65歳未満の年齢に該当する生産活動に従事しうる年齢の人口をいう。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画。市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

用語	説明
前期高齢者	65 歳以上 75 歳未満の高齢者。
た 行	
第 1 号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の住民。
第 2 号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。
団塊ジュニア世代	第二次ベビーブーム期（昭和 46 年から昭和 49 年頃）に生まれた世代のこと。令和 22 年には、すべての団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和 22 年から昭和 24 年頃）に生まれ、日本の高度成長期と共に育った世代とされる。令和 7 年には、すべての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練。
短期入所療養介護（ショートケア）	介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。
地域座談会	「住民」「関係団体・関係機関」「行政」が協同して地域福祉の推進に取り組むことを目的に、各地域において「地域の未来のために私たちができること」をテーマに話し合う座談会。
地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。
地域資源	地域にある自然資源のほか、人材や各種団体を含めた広義の総称。住民の生活に関わる支援を総合的に検討する場合、地域性が重要な要素となることから、地域資源とのつながりを最大限有効に活用し、積極的な事業展開を進めることが必要とされる。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の 5 つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

用語	説明
地域包括ケア「見える化」システム	厚生労働省が運営する都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、グラフ等を用いた見やすい形で提供される。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。 主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービス。
地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。
地域密着型通所介護	老人デイサービスセンターなどで提供される、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送るうえで必要となる支援及び機能訓練をいう（ただし、利用定員が19名未満のものに限り、認知症対応型通所介護にあたるものを除く）。
チームオレンジ	本人・家族を含む地域サポーターと多職種の地域サポーターのチームのことで、ステップアップ研修を受けた認知症サポーターがメンバーとなる。外出支援、見守り、声掛け、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く出前支援などの活動を行う。
通所介護（デイサービス）	在宅で介護を受けている人が、日帰りで施設サービスを利用すること。行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。
通所型サービスC事業	状態改善の達成を目指す期限（原則3か月程度）を明確に設定したうえで、保健・医療の専門職が、事業対象者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能の低下）の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供するもの。
通所リハビリテーション（デイケア）	在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設にて、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下がみられる人が対象となる。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
DV（ドメスティックバイオレンス）	Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略語であり、配偶者間や内縁関係（過去の関係も含む）、恋人関係等の親密な関係（過去の関係も含む）の間等にかかる暴力や暴力による支配状態のことをいう。ここでいう暴力とは、身体に対する暴力だけではなく、精神的なもの、経済的なもの、性的なものなどの身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる。

用語	説明
特定健康診査（特定健診）	40 歳以上 75 歳未満の人に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送るうえで必要となる支援を行う。
特定処遇改善加算	経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められる制度。
特定入所者介護サービス費	低所得の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用した時、食費・居住費についてその一定の額を支給する費用のこと。
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、貸与にはなじまないもの（これを「特定福祉用具」という）を販売すること。該当用具：腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分。
特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した人に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導をいう。
閉じこもり	統一された定義や概念はないが、「1 日のほとんどを家の中あるいはその周辺（庭先程度）で過ごし、日常生活行動範囲が極めて縮小している」、「週 1 回も外出しない」等の状態のこと。生活が不活発になり、様々な心身の機能低下を引き起こしてしまう危険性がある状態。閉じこもりは、老化による体力低下や疾病等の身体的要因、活動意欲の低下等の心理的要因、家族の態度・接し方や住環境、気候風土等の社会・環境要因が関連し、発生するものとされている。
な 行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町村内にいくつか設定される生活圏域。
任意事業	地域支援事業のうち、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等のこと。
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下を来した状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。以前は痴呆症と呼ばれていた。
認知症カフェ	認知症高齢者の地域での日常生活や家族支援の強化に向けての取り組みの 1 つ。地域住民や専門職など誰でも参加できる集いの場であり、参加者が歓談やレクリエーションなどをしながら情報交換を行う場で「気軽にコーヒーなどを飲みながら」という点から「カフェ」と呼ばれる。
認知症キャラバンメイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。
認知症ケアパス	認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。

用語	説明
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」をつけてもらう。
認知症施策推進大綱	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現のためにとりまとめられた、認知症対策の政府の方針。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策を推進することを基本的な考え方とする。
認知症疾患医療センター	認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して生活するための支援の1つとして、県が指定する認知症専門の医療機関。
認知症初期集中支援チーム	在宅生活の認知症の方や家族に対し、認知症サポート医や医療・介護の専門職で構成されたチームが、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
認知症のひとと家族の会	全国47都道府県にある支部で、認知症の方を介護されている方や介護経験者が中心となり、交流集会の開催や相談窓口等を設置している。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合。
認認介護	老老介護の中でも、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護していること。事故が起きやすい危険な介護状況とされている。
は 行	
幡多在宅歯科連携室	歯科診療所への通院が困難な方を対象に、歯と口の中のことに関する相談窓口として平成28年度に高知県から高知県歯科医師会へ事業を委託する形で開設されている。寄せられた相談内容から、必要に応じて歯科衛生士が自宅、施設等を訪問し、適宜訪問歯科診療につなげている。
パブリックコメント	（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
ハラスメント	「嫌がらせ」や「いじめ」行為。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。「パワー・ハラスメント」や「セクシュアル・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」など様々な種類がある。

用語	説明
PDCAサイクル	「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（点検）」「Act（見直し）」のサイクルを繰り返し、管理やマネジメントを行う手法のこと。
避難行動要支援者台帳	高齢者や障害のある方のうち、災害が起きた時に自分の力で避難することが困難なため特に支援が必要な方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援者や避難支援等関係者による安否確認・避難支援等に役立てる。要支援者のうち、台帳への登録を届け出された方のみが掲載された名簿。
福祉避難所	災害時において介助や見守りなどの配慮を必要とする方（高齢者や障害者など）とその家族が避難するための避難所。
福祉用具貸与	高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具が借りられる。車いす、特殊寝台、手すり、スロープ等。
フレイル	加齢に伴い筋力や心の活力が低下した状態のこと。要介護状態になったり、怪我や病気のリスクとなる。適切な介入により、改善できる可能性がある。
フレイル健診	厚生労働省がフレイルに該当する人数を把握するため、75 歳以上の後期高齢者を対象に「後期高齢者の質問票」を導入して行う健診。
フレイルチェック	フレイルのおそれのある方を早期に発見し対応するための仕組みとして、東京大学高齢社会総合研究機構が開発した取り組み。
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）が介護を受ける人の自宅を訪問し、日常生活をサポートする。入浴、排せつ、食事の介護等。
訪問看護	在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状の確認や医療処置を行うこと。
訪問入浴介護	在宅にて介護を受けている人が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーション。
保険給付費	介護保険サービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保険料基準額（月額）	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を、補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに12か月で除したもの。
本人ミーティング	認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場。
ま 行	
看取り	近い将来、死が避けられないと判断された人に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期まで尊厳ある生活を支援すること。

用語	説明
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。
や 行	
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービスを組み合わせて利用する訪問介護サービスのこと。
有料老人ホーム	食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設。
要介護認定	要支援１・２、要介護１～５の７段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたものを要介護度といい、訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。
要介護認定調査	要介護認定等の申請があった時に、市町村の職員又は委託を受けた指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等が行う認定に必要な調査をいう。調査は、市町村の職員等が訪問し、本人又は家族等に面接して行われる。
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。 特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申込は施設ではなく市町村に行う。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人。
予防給付	「介護予防通所介護」等、要支援１・２の対象者に実施される給付のこと。
ら 行	
理学療法士	ＰＴ（Physical Therapist）ともいう。身体障害者を対象に、医師の指示のもとでリハビリテーションを行い、日常生活を送るうえで必要な基本的な動作能力の回復を図る専門職のこと。
レセプト	医療機関等が保険者に診療費等を請求する明細書（診療報酬明細書・調剤報酬明細書）のこと。



四万十市高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

策定年月：令和3年3月

策 定：四万十市（高齢者支援課）

住 所：〒787-8501

高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

TEL：0880-34-1111（代表）